

第六十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 九 号

昭和四十六年三月九日(火曜日)委員長の指名で、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

エネルギー・鉱物資源問題小委員

小峰 柳多君 左藤 恵君
坂本三十次君 始関 伊平君
進藤 一馬君 田中 六助君
橋口 隆君 藤尾 正行君
山田 久就君 岡田 利春君
中村 重光君 松平 忠久君
相沢 武彦君 近江已記夫君
川端 文夫君

エネルギー・鉱物資源問題小委員長

進藤 一馬君

流通問題小委員

石井 一君 稲村 利幸君
大久保武雄君 海部 俊樹君
鴨田 宗一君 北澤 直吉君
前田 正男君 増岡 博之君
武藤 嘉文君 石川 次夫君
加藤 清二君 横山 利秋君
岡本 富夫君 松尾 信人君
吉田 泰造君 武藤 嘉文君

流通問題小委員長

昭和四十六年三月十日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 浦野 幸男君 理事 鴨田 宗一君
理事 進藤 一馬君 理事 武藤 嘉文君
理事 中村 重光君 理事 岡本 富夫君
理事 吉田 泰造君
石井 一君 稲村 利幸君
遠藤 三郎君 小川 平二君
大久保武雄君 大橋 武夫君

出席政府委員

出席閣務大臣

通商産業大臣 宮澤 喜一君

公正取引委員会 谷村 裕君

公正取引委員会 委員 吉田 文剛君

事務局長 吉田 文剛君

大蔵大臣官房審 吉田 太郎一君

議官 近藤 道生君

大蔵省銀行局長 穴山 徳夫君

社会保険庁医療 小宮山重四郎君

保険部長 森口 八郎君

通商産業政務次 山下 英明君

官 吉光 久君

通商産業省公署 中原 晃君

保安局公害部長 長野 士郎君

通商産業省化学 中橋敬次郎君

工業局長 徳田 博美君

中小企業庁長官 北田 榮作君

労働省職業安定 局審議官

自治省財政局長

大蔵大臣官房審 議官

大蔵省主計局主 計官

大蔵省銀行局特 別金融課長

委員外の出席者

労働省労政局福 金丸 明君
社共済課長 自治大臣官房参 首藤 堯君
事官 中小企業信用保 長村 貞一君
險公庫総裁 商工委員会調査 室長 椎野 幸雄君

委員の異動

三月十日

辞任

宇野 宗佑君

前田 正男君

同日

辞任

塩崎 潤君

本日(重)委員

きょうはわが党の同僚諸君の意

向を体しまして、全員を代表した形でお尋ねをい

たしたいと思ひます。中小企業に關連をいたしま

す問題について、多岐にわたつて質疑をいたしま

すので、若干若干時間が長くなるかと思ひます

が、ひとつあしからず御了承をいただきたくと思

ひます。

信用保険法の改正案につきましては、同僚の委

員諸公からいろいろ質問がなされておるようで

ございます。重複をできるだけ避けてまいりたい

と思つております。

まず私は、中小企業庁長官にお尋ねをいたしま

すが、この公害保険の二千万円の付保険限度の算

定基礎といふものはどういふことなのか。率直に

申し上げれば、私は若干、付保険限度が低いよう

に思ふわけですが、したがひまして、これを適当と

みなした根拠等について、ひとつ伺ひをいたし

たいと思ひます。

○吉光政府委員 限度額を二千万円にするか、ど

うかという点につきましては、実は入手し得る資

料、各方面からの資料を精密に検討いたしたわけ

でございます。

まず第一に、昨年東京商工会議所で行ないまし

た、東京商工会議所管内におきます過去の公害防

止投資額が一企業当たりどのようなものを使つて

おつたか、そしてまた将来どういふ公害防止投資

を予想しておるか、それらの金額調査をいたした

集計があるわけでございますが、それによります

と、今後の公害防止施設の投資予定額は、企業当

たりでございますが、千三百十三万円というふう

な調査結果が出ております。それから、実は中小

企業庁でもアンケート調査によりまして、中小企

業者のほうから、公害防止投資としてどの程度の

ものを予想しておるかというふうなことについて

の調査をいたしました。おむね同じような回答

を得たわけでございます。それからさらに、中小

企業金融公庫でやつております公害防止施設の融

資につきまして、一件当たりの平均を調べました

ところ、これは中小企業のほうでも上のほうの関

係が多いかと思ふわけでございますけれども、千

六百万円程度というふうな数字が出てまいつたわ

けでございます。それからさらに他方、現在三十

二の信用保証協会で、御存じのように公害防止保

険という特別の制度を設けておるわけございま

すけれども、それらの数字を見ましても、大体限

度額五百万円あるいは一千万円、一千五百万円、二千万円というふうな数字が圧倒的でございます。そういう観点からこの際二千万円というものが適当ではないかという判断をいたしましたわけでございます。

○中村(重)委員 まあ考え方はよくわかりましたが、ただ言えることは、金融機関において貸し出しておる実績というものは、それが算定根拠の参考にはなりまして、この付保険限度を二千万円に決定する有力な参考にはならないというふうに思うわけですね。それよりも、公害問題が非常に重要になってまいりましたし、なかんずく、その公害に対応する中小企業は弱いだけに、中小企業庁としても強い関心をもって私は対処していかなければならないと思う。したがって、中小企業におけるところの公害設備というものはどうなっているであろうか、どの程度の公害防止設備をしたならば公害を出さないようなことができるであろうか、私はいろいろの実態調査というものがなされなければならぬと思います。その実態調査の上に立って、付保険限度はこの程度が適当であるという、このようなことにウエイトを置いた調査を行ないまして、それによって付保険限度が決定されなければならぬのではないかと、かという感じがするわけでございます。

関連をいたしますからお尋ねをいたしますが、てん補率が七〇％になっているわけですね。これは特別小口保険もてん補率は八〇％であるわけでありまして、普通保険その他が七〇％であります。これと同率のてん補率七〇％というのは低過ぎるのではないかと。なぜかというならば、公害設備というものは、私は重要な生産設備であるというところは否定することはできないと思ひますけれども、これは中小企業だけではなくて、大企業は言うまでもないわけでありまして、公害設備というものを生産設備というように考えているのかどうか。これはうしろ向きだけれども、やらなければならぬのだ、そういう気持ちで私はなきにしもあらずと思うわけでありまして、また、金

を貸すところの金融機関の側におきまして、この公害設備をすることにおいて生産性が上昇するという受け取り方はしない。したがって、この融資についてはきわめて慎重であらうと考へます。だとするならば、危険負担というものをできるだけ低くしていかなければならないではないか。これを八〇％にてん補率をすることが適当ではなかったか、そのように考へるわけでありまして、その点、七〇％に下げた考え方をひとつ聞かせていただきたいと思ひます。

○吉光政府委員 さきににお尋ねになりました業種別実態調査の関係でございますけれども、先ほどお答え申し上げました東京商工会議所あるいはまた中小企業庁でやりましたアンケート調査も、一応、業種別にどのような業種がどの程度の公害防止投資を予定しておるかというふうなことにつきまして、設備費の需要量というふうなものを調査いたしましたわけでございます。したがって、先ほど私がお答え申し上げました平均値は全体の平均でございます。大体、業種別に見ましても、最高二千万円程度というふうな結果が得られておるわけでございます。したがって、そういうふうなところから、一応二千万円という限度額を設定すれば妥当ではないであろうか、こういう判断をいたしましたわけでございます。

それから、いまのてん補率の問題でございますけれども、このてん補率につきましても、考へ方もいろいろあるかと思ひます。七〇％で絶対的だといふのだと切り切れるかどうかという点もあるわけでございます。ただ、この公害防止投資というふうなものを、どういふふうに観念するかということによって変わつてまいるのではないかと思ひます。

いまも御質問の中にございましたように、公害防止投資というものは本来企業がやるべき責務を負つておる投資である、他の生産設備と同様に、本来そういうふうなものは企業の中に内包されるべき考へ方である、考へなければならぬ、こういうふうな感じのものであるかと思ひます。

でございます。したがって、申し上げるまでもないわけでございますけれども、現在設けられておりますところの、特別小口保険でございますとか、あるいは無担保保険というふうな非常に危険率の高いもの、これにつきまして八〇％というふうなことを設けておるわけでございますが、そういうふうなものと取り扱うか。むしろこれは、やはり企業自身が積極的にやらなければならぬ公害防止のための施設であるというふうなことを考へてまいりますと、一応七〇％という本来の原則というところでこの制度を創設することであるかということ、実は七〇％を設定いたしましたわけでございます。

もちろん、これは保険公庫と保証協会との間の関係の問題でございますけれども、これがひいては、この保証業務自身を円滑に進め得るかどうかという点について非常に多くの関連を持っておるわけでございます。したがって、そういう点についてのそのちのサイドからの御批判ということもあるかと思ひます。現在、信用保証協会が、保険公庫との間で特別の保険関係ということに立たない上、実はこういう保証制度を設けておるところが、先ほどお答え申し上げましたように、三十二協会あるわけでございますが、こういう制度が設けられるということ、そのことによりまして、保証協会としても、積極的にこういう公害防止のための保証ということに踏み出してくれるのはなかるか、こういう判断もいたしましたのであります。したがって、これは絶対的という性格のものではないと、これは、さしあたり、てん補率七〇％ということで出発していただきまして、現実の運用がその後どうなつてまいるか、保証協会に相当の影響を与えらるものになるかどうか、そういう点につきましても、さらに実績をトレースしていただきたい、こう考へるわけでございます。

○中村(重)委員 お答えのように、公害防止施設というものは当然企業がやらなければならぬ。そういう考へ方の上に立って、てん補率を特別扱いにするということはふさわしくないのじゃないか、特別小口保険のように、あるいは災害関係のように、危険負担というものが十分予想されるというものでないのだからというわけでございますが、私は、その公害問題がきわめて重要でありますだけに、政府も強くこれにバックアップしていくという姿勢がなければならぬのではないかと。したがって、企業はその責任を負うからということではなくて、公害の設備の重要性とすることをこの際認識をされて、そして公害施設に対する保険のてん補率というものは八〇％にされる必要があつた。これは絶対的なものではないとおっしゃるわけでありまして、もちろん法律は、前向きに改正をしていくことは十分予想されるわけでありまして、しかし私は、いま現に審議をしろというところで、私どもの手元にこれが渡されてまいっております。その場合に、将来のことは将来のことといたしまして、現にこの公害問題がきわめて重要であり、公害施設をする中小企業が非常に弱いというふうな考へ方からしますならば、私は、この保険というものは八〇％という形において、金融機関も政府も、すべてのものが一体となつて公害を絶対に起こさないのだというふうな姿勢が出てこなければいけないのではないかと、かように考へるわけでありまして、したがって、私はあえて絶対的と申し上げてもよろしいわけでありまして、そうすべきであつたと思ひます。

保証協会のこの後の実績を見てということでございますが、結局、金融機関の危険負担が少ないというところになってまいりますと、代弁をしなればならない場合に、保険公庫であるとか、あるいは保証協会というものの、それだけの負担というものが出てまいることは言うまでもありません。しかし、そうした保険公庫に与える影響というふうなことは、いわゆるその他の方法、先ほど申し上げましたように、政府がこれをカバーしていく、あるいは、保証協会に対する都道府県であるとかその他関係方面の出捐金であるとか、いろ

いろいろな形において、全体が総ぐるみになって公害を起さないという姿勢が望ましいと考えるわけでございます。したがって、保証協会有いは保険公庫の、そうした経営面というようになことを念頭に置かれたということはそれなりにわかりますけれども、七〇%、いわゆる普通並みだということについては抵抗を感じます。

それから保険料率は普通保険と無担保保険の中間に定めようという考え方にまだ確定をしていないとも言われているのでありますが、保険料率は確定しているのかどうか。これはもちろん確定をしているはずであろうとは思いますが、お伺いをいたしたいと思います。

○吉光政府委員 先ほどの御質問の中にございましたように、国も、地方公共団体も、そうしてまた企業も、金融機関も、総力をあげてこの公害防止施設の積極的な設置についてお互いに促進すべきである、こういう御指摘に対しては、全くそのとおりだと思っております。私どももそういう意味で、新しく民間金融機関の資金を導入しやすくなるというふうな体制をつくること、そういう趣旨にさらに沿うものであるということから、今回の制度の創設に踏み切って御審議をいただいております。こういうふうな性格のものでございます。いま御質問ございました保険料率につきましては、これはできるだけ安い料率で定めるべきである、こういう考え方に立っておるわけでございます。この保険料率が低ければ、おのずと保証協会が中小企業者からとってあります保証料率も安くなる、こういうふうな関係で考えたわけでございます。

いま御指摘の中にございましたように、普通保険と無担保保険との間というふうなことでございますけれども、現在、普通保険が日歩二厘一毛、無担保保険が一厘五毛というふうなところで保険料率が設定されておるわけでございます。現在できるだけ安くということを前提に置きまして、大蔵省とも積極的に、この最終的な保険料率の設定を急いでおるところでございます。おお

むねこの中間地点にきまるのではないであらうかというふうに考えております。

○中村(重)委員 てん補率の問題と、保険料率の問題について、大蔵省から考え方を示したいです。

○近藤政府委員 お答え申し上げます。

その二つのことにつきましての考え方は、たゞいま中小企業庁長官から御答弁申し上げましたとおりに考えております。また、先ほど来先生からいろいろ御指摘のございました御趣旨も十分に踏まえまして、中小企業庁とよく連絡の上で、たゞいま長官のおっしゃいましたような線で大体まとめたいというふうに考えております。

○中村(重)委員 それから、同僚委員の質問に対して、無担保保険であるとか、近代化保険の付保限度を引き上げなかつたということは、実績の面から据え置きというものが適当であらうというところで、無担保保険と近代化保険の付保限度を引き上げることは手をつなかつたというわけでございますが、私はどうもそのことが理解できないわけでありまして、無担保保険というのは、これは二百万円から三百万円に付保限度を引き上げられてからまだ数年しかたつておりません。しかし、この無担保保険というものがより多く利用され、そしてまた、無担保保険が多く利用されることによって、代弁といったような形も無担保保険の性格から出てくるのではないかと、私はそのように考えるわけでありまして、もちろん無担保保険の代弁の比率は四二・二%でございますから、これは低いものではございません。それだけ利用されている。ならば私は、無担保保険の付保限度というものは引き上げられていなければならなかつた。これは、代弁の比率というものが普通保険に次いで高いといったような点を配慮して、むしろ、保証協会のそうした負担面ということを、保険公庫の経営面ということを頭に置かれたのではないかという気がしてなりません。この点についての銀行局長のお考え方をひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○吉光政府委員 御指摘のように、無担保保険につきましても、引き上げにつきまして検討をいたしてまいりました。確かに利用層は多うございす。それだけに、無担保保険を現状のままに据え置くことにつきましてどうであらうかというふうな観点から、いろいろこれは資料も集めまして、検討を加えたわけでございます。

いろいろ利用状況を見てまいりますと、現実の問題といたしましては、これはあるいは現状が三百万円だからということになるかも知れないわけでございますけれども、平均の利用額を見てまいりますと、一件当たり八十万円でございますけれども、ただ一企業者当たりの平均の利用回数が二・三件というふうになっておりますから、したがって、これを掛け算いたしますと、大体二百万円程度というふうなものが現実の利用の状況になっておるところでございます。これは限度が三百万というふうなことがあるところから出てくる制約の面もあるかと思ひますけれども、現実の利用につきましては大体二百万円程度。また、無担保保険の利用層とおおむね同一でございます。また、この国民金融公庫の無担保貸し付けという制度がございすけれども、これも限度額が三百万円でございますが、どういう利用のされ方がされておるかというふうなところでございますけれども、大体一件当たりの貸し出し金額が約九十万円程度というふうな数字が出ておるわけでございます。そういう意味から、実は上げることが可能であるならば全体を上げたいというふうに考えては、重点的に公害保険の創設の問題でございます。また、あるいは特恵関係の保証制度の創設でございますか、あるいはそれにさらに一般の普通保険の限度額につきまして、これを大幅に引き上げるといふようなことがより先決を要する問題である、そういうふうなところからの総合的観点から、無担保保険につきましては、今回は、引き上げにいたしましたわけでございます。

○中村(重)委員 長官がそういった御答弁をなさると、さらに私は納得がいけないのです。一件当たりの貸し付けが八十万円である、国民金融公庫の無担保貸し付けというものが平均九十万円になっている、これはいかに押えているかということとです。これはあとで大蔵省にお尋ねをいたしますが、環衛金融公庫は一千万円になっております。その平均がいかに低いかわかることは、御答弁の中で明らかになってこようと思ふのであります。借りたけれども貸してくれないのだ。押えている。これもあとで答えたいでございますが、全体の中小企業に対する貸し付けで政府三機関が今日一〇%になり得ないという現実、政府関係金融機関で金を貸すことは銀行もあまりいい顔をしない、極力押えていこうとするところにあるのじゃないでしょうか。そのことは、保険の場合も同じようなことが言えるわけですね。だから一件当たりというものがこんなに低い。給付を押えておるのです。実績によってこれが適当であるということについては納得がいけない。

無担保保険というものが、三百万円、まだそこまで届いていない、いま二百万円程度である、こゝろおっしゃつた。一件当たりは八十万円だけれども、それじゃこれから、従来押えてきておつた、引き上げないけれども、それに属するような形でできるだけこれをゆるめていこうと、信用力を強めてくる。政府関係金融機関に対しても、出資であるとか投融資をさらに強めるというふうな考え方があられるのかどうか。積極的にそういうことで対処していこうという考え方であるならば、私はこれで納得をいたします。ひとつこの際、銀行局長お見えでございますから、この後どう対処していくのか、この点についてお答えをいただきまして、納得がいきましますならば、これを引き上げないという形でひとつ今回は了承をいたしたい、そう思ひます。

○近藤政府委員 無担保保険につきましての基本的な考え方は、先ほど中小企業庁長官から御答弁申し上げましたとおりでございます。私ども

も、中小企業庁と十分御相談の上、そういう方向にきめたところでございます。

なお、たゞいまお示しのごさいますように、将来、実際の金額が上がってきた場合にどうするかというところでございますが、これは当然、そのような新しい事態が生じた場合には、それに応じて考えるということで、その際にはまた中小企業庁と十分緊密に御連絡を申し上げて検討をいたしたいと思っております。

なお、それまでに貸し出しを押える、あるいはその金額を押えるという方向でやっておるのではないかと御指摘がございましたが、そのような事実は全くございませんし、今後やるつもりはございません。

○中村(重)委員 銀行局長から、これを押えているという事実はないのだ、この後もそういうことはないとおっしゃった。あなたはそう思っているのかもしれないけれども、しかし何と云って出資であるとか投融資の絶対額は押えられている。各支店に対する配当というものは、したがってそのワタの中でこれは配当されているわけです。第一・四半期ごとに配当があるわけでありまして、それどころか消化していかねければならぬ。繰り越すといつても、次の期の関係がありますから、限度がありますから、そう繰り越せない。どうしても申し込みをぶつた切なのです。これは現実なんです。あなたのところの机に報告されてくるのは、そういうことは書いてある。これが問題なんだから、だから私は、もっと実情を把握されて、その現実の上に立って対処してもらいたいということを言いたいわけなんです。そのことに対してのあなたの前向きな答弁を聞きたいわけですよ。いかがですか。

○近藤政府委員 ただいま仰せのように、実情を十分に調べて対処しなければならぬというふうな考えはありますが、ただ、これはおしかりをこうむるかもしれないが、私どもの調べました範囲内におきましては、大体におきまして、保険公庫のワタがあるために支障を生じておるといふ協

会はほとんどございまして、むしろ、協会自体の資金繰り等によりまして、ある程度制約が生じておるといふところが全国で二、三カ所あるように私どもの調べでは考えられるわけでございますが、御趣旨の線に沿ひまして、なお十分実情を調査いたしまして、善処したいと考えております。

○中村(重)委員 時間の関係もありますから先に進みますけれども、保険公庫、保証協会の実態だけで申し上げておるのじゃないのですよ。融資と不可分の関係なんですね。これは保証協会が民間金融機関の貸し出しに対してのみ保証しておるのではないわけですよ。好ましいことでありませうけれども、比率としては低うございすけれども、政府関係金融機関の商工中金は言うまでもありませんが、保証というものが相当あるわけですね。国民金融公庫の貸し付けに対する保証協会の保証だつて相当あるわけですよ。政府の金を貸すに政府の金でもって保証するというのはおかしいじゃないか。好ましい姿ではないだろうが、どうしても独立採算になっていきますから、国民金融公庫といたしましても、経営面から安全性をとりたというので、保証協会の保証を頼まれるわけですよ。ですから、そういう政府三機関に対するところの出資であるとか、あるいは融資であるとかというところ、この保証の問題は不可分の関係にあるわけですよ。保証協会の経営面が苦しいから実はその保証ができないのだ、これを押えているのだというところもあるいはあるかもしれないけれども、実はそのウエートは私は非常に低いと思うのです。問題は貸し付けの絶対額にある。それから保険公庫の場合には、総裁もお見えでございまして、それから、経営がどういふ実態にあるか、あとで御答弁をいただくことによつて、保険公庫がいかに苦しい経営の状態にあるかというのを私は知ることができようと思ふのです。ですから、全体的にその面はひとつお考えをおきいただきたい、こう思ひます。

それから特別小口保険ですね。これは三十万円

上げて八十万円にされたわけでありす。おそら長官はこれも、もろもろの実績をとつてこらあたりが適当なところだと思ふ、という御答弁が返ってくるのだらうと思ふのでありますが、これは私も、百万に引き上げなければならぬというのを附帯決議で決定いたしましたのがもう相当古うございす。小川元労働大臣が当商工委員会の理事をしておられたときに、この附帯決議の問題は手野党一致をいたしましてつづけた。もう忘れるくらい前でございます。これが依然として五十万円に据え置かれておつたということにふしぎがあるわけですよ。これを百万円になさらないで八十万円に御遠慮をなさつたのはどういふところでしょうか、真意のほどは。大蔵省がまかりならぬとおっしゃつたわけですか。

○吉光政府委員 この問題につきましても、予算編成の段階におきまして、大蔵省関係当局のほうと十分に打ち合わせをいたしたところでございす。これもいま先に先手をとられたわけでございますけれども、過去の利用実績等いろいろと判断をいたしてまいりまして、現実には現在の特別小口保険の利用平均、これは約四十万円程度でございす。これは、五十万だからさうだといふふうなことであらうかと思ふわけでございますけれども、現実の利用平均は約四十万円でございます。また、すでに申し上げるまでもないわけでございますけれども、国民金融公庫でいろいろ出してありますもの、小規模零細層四人以下に対する貸出し平均をとつてみました。そういういたしますと、約六十万円でございます。それから現在、信用保証協会が五十万円をこえて保証特別小口制度を持つておるところが数カ所ございす。そこでどういふ利用状況になつておるか。たとえば、限度額が八十万のところ、あるいは百万のところ等あるわけでございますけれども、そこでどういふ利用状況になつておるかというのを調べてみたわけでございますけれども、その場合の平均保証承諾額は六十九万円というふうな、これは限度額が五十万円を上回つております。平均承諾

額も六十九万円というふうな、本来の特別小口制度よりも上回つた線での実績が出ておるわけでございます。これらのおこるを彼此勘案いたしまして、八十万円程度というふうなことであれば、現実の小規模零細層の方に、不満ではございすしうけれども、前進したものとして受けとめられるのではないかと、また現実の需要を相当部分充足するのではないかと、こういうふうな判断に立つたわけでございます。

○中村(重)委員 どうも何を尋ねてみても、従来の実績だ、実績だ、こうおっしゃる。付保険の平均が四十万だ、先ほどはまた、国民金融公庫の無担保貸し付けが一件当たり八十万円であるとか、そうした実績だけでお答えになるので、かみ合わないですね。銀行局長にも申し上げましたが、長官としては、そういうあなたの机に報告されてくるのはそうなつてくるのだらう。これではまああじやないかというところだらうと思ふのです。大臣のところに行つたときは、もつとその点が実感としてびんと来ないと思ふのです。それが適当だろうといつて大臣も判こをお押しになるのだらうと思ふのだけれども、私どものように、直接中小企業者につかつて、なまの声をいつく聞かされておる、現実の問題にぶつかつておる者からいいますと、いまのような答弁はいただきかねるわけですよ。申し上げることを十分念頭に置かれて、もう少し実態調査をひとつしていただく必要があるのではないですか。大臣、じつとお聞きになつてどんなお感じをお受けになりますか。

○宮澤国務大臣 いま実績が六十九万円というところを申し上げたわけでございますけれども、その実績というものが、実際はかなり押えられた姿の結果出てきている実績であることはもう間違ひありませんので、みんなが自由に頼んでできた実績が六十九万円であつたといふことは、実情から考えると、おそらくいふものでございすから、そういうことはやはりいつも頭に置いておかなければいけないと思ひます。

○中村(重)委員 この保険を付せられる場合に、

それによって保証協会の保証が行なわれるわけでありすが、非常に長期な貸し付けである環境金融公庫のような場合で、これがどの程度の付保の比率になっておるのであるか。また、こうした長期貸し付けに対しては、この後どのような方針で臨みになろうとしておられるか。これは、マル食貸し付けといわれる生鮮食料品の流通近代化資金の場合にも、同じようなことが考えられるわけでありすが、この点について比率をひとつお示しいただきたいことと、この考え方を聞かせたい。

それから環境金融公庫に対する保険の比率も、この生鮮食料品流通——小売りの場合でございすが、この近代化貸し付けに対するところの付保の一件当たりの比率はどの程度になっているのか。それからこの償還年限というものはどうなっているのか。これは大蔵省からひとつお答えいただきたい。

○吉光政府委員 長期安定資金に関連いたします保証が現在どうなっているか、さらにまた、どういうふうに進捗するつもりであるかというふうな点、最初にお答えをさせていただきたいと思ひます。

大体、長期資金の需要がだんだんとふえてまいっております。そういう関係から、三年超の長期保証のシェアを調べてまいりましたところが、実際、現実にはほとんどふえておりまして、三十九年度に三年超の長期保証のシェアが四・八%でございました。逐年ふえてまいりまして、四十四年度におきましては、これは上期だけの集計でございすが、一六・九%というふうになり、三十九年度は四・八%に比べますと、金額ベースでのシェアは著しくふえてまいっております。

で、こういうふうな長期保証というふうなことを促進いたしますために、例の融資金の分配にあたりまして、そこらの線につきまして、遺漏のないよう配分基準の中で処理をいたしておるわけでございます。こういう長期運転資金から設備

資金への需要というふうなものが、中小企業界の中でもやはり相当活発になってきておる、その証左であるかと思つておるところでございます。

なお、環境金融公庫の利用率の問題でございすけれども、後は御報告申し上げます。

○近藤政府委員 環境金融公庫の貸し付けで保証協会の保証のございすものは、四十四年度で六億二千四百万円、全貸し付けに對します構成比は一・二%でございます。

○中村(重)委員 考え方はどうなんでしょうか、銀行局長。この政府三機関の——商工中金はちよつと事情を異にすると思うのです。中小企業金融公庫と国民金融公庫の貸し付け、これに對して保険を付すべきかどうかという問題ですね。それから、環境金融公庫等の長期貸し付けに對して保険を付するということについて、保証協会でも、これをやっているところと、やっていないところとあるわけですね。大蔵省としての考え方はいかがでしょうか。

○近藤政府委員 まず、公的な機関の貸し付けにつきまして、同じく公的な機関が保証するのはいかがであらうかと存じます。私どももいたしまして、よほど借り入れ側の事情がそういう必要があるという場合以外には、そういう事態が生ずることは原則として好ましくないものというふうな考えでおります。ただ現在、借り受け側の事情等で、大体一%内外くらい、全貸し付けに對しては保証のついた貸し付けがあるわけでございますが、もちろん個々に念査をいたしまして、非常に好ましくないものがあれば別でございますが、その程度であれば、まずまず現在のところは認めても差しつかえないのではないかとこのように考えております。

それから長期の問題につきましては、先ほど中小企業庁長官から御答弁がございましたところと、全く同様の考え方を持っております。

○中村(重)委員 政府関係金融機関からの融資に對して保険を付してはいけないということを、この際言い切るほどの自信を私自身持っていないのです。ということとは、あまりにも国民金融公庫に對する融資を求めるものは零細であるからです。信用力が弱いんですね。ところが、国民金融公庫は独立採算ですから、どうしても、こげつきを出さないようにしよう、せめて保険がついておればという形で保険を求めているわけですね。そこで零細企業の方々が、どうにか国民金融公庫に期待をし、これを唯一のよりどころとして金を借りていくというのが現実です。そうした中で、保険を好ましくないからだめだということでは切るといふことについては、よほど慎重を期していかねばならないと思ひます。好ましいことではなない、私もそう思ひます。政府の金を貸すのに政府が保証するというのは、ちよつとこれはおかしいですね。ですから、その点私は、国民金融公庫にあまり独立採算というのを強調しないで、少なくとも無担保、無保証という制度が保険の場合あるわけだから、国民金融公庫の貸し付けもその精神ののちとて、ある程度のこげつきはやむを得ないというくらいのかまえて貸し付けをしていただくといいなれば、零細企業の金融の道は開けないと思ひます。そこをこの際ひとつ、銀行局長に十分留意をしていただきたいということを要請をしておきたいと思ひます。

いろいろの問題についてお尋ねをいたしました。長村総裁がお見えでございますが、先ほど、特別小口保険の問題があるとか、あるいは政府関係金融機関ですね、商工中金を除きましてこの保証というもののあり方で、あるいは長期資金に對する保険、保証のあり方等々、あなたが直接の業務に当たっておられるわけでありすが、あなたの立場から、いま行なわれまして質疑応答に對してどのような考え方を持っておられるのか、参考までにお聞かせをいただきたいと思ひます。

○長村説明員 お答えいたします。保険公庫といたしましては、先生よく御承知のとおり、一般金融機関から中小企業者が所要の資金を借ります場合、またこの場合も、現在の中

小企業金融としては、一般金融機関からののお金の流れが圧倒的に多いわけでありまして、それをできるだけ円滑にするための措置、特に金融機関から中小企業者が金融を受けます場合の一番のネックは担保力が少ないということですが、それをささえるための施設が保険制度でございます。あるいは信用補充制度でございますので、私どももいたしましては、中小企業金融のためには一番力にならなければならぬ施設と考えているわけでありす。特に最近の情勢をいたしまして、要求されておりますのが中小企業者に対する長期安定的な資産でございます。これの疎通の円滑をはかるために、保険の面におきましてでもできるだけのお手伝いをしたい。先ほど中小企業庁長官からもお話がございましたかと思ひますが、そのために保証協会に融資基金を融資いたします際に特別の配慮をいたしまして、その促進をはかるというふうなこともやっております。

特別小口、無担保は、これは御承知のように格別の物的担保を必要としない保険でもあり、あるいは物的担保のみならず、保証人さえ必要としない保険でございます。現在の中小企業の実態から見ますならば、特にいわゆる小零細企業の面につきまして、これは非常にありがたい制度だろ

うと思つてございす。金融の上からいって、したがうして、私どもはもう、諸般の情勢の許します限りにおいて、これを十分に活用するようなことで臨みたい、かように考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 私は、先ほど吉光長官が、環境金融公庫の問題についてお答えをいたしたところと、あなたの所管外であるということとを申し上げましたが、実は申し上げたくなかつた。あなたが非常に勉強されて、進んで御答弁をされようとした態度には、私はむしろ敬意を表したい。実は環境金融公庫の問題について私も当初からこれに取り組んでまいりました。その際、中小

企業に対するところの融資は、中小企業庁というものを無視してはならぬということを当時私は大蔵省に強調したことを記憶しております。少なくとも、サービス業であろうとも、環境事業というものは、これは少数のキャパシーであるとか高級料理屋というものを別といたしまして、零細企業が多い。中小企業で零細であることにこれも変わりがないんだ。したがって、いまマル食貸し付け、生鮮食品小売りの近代化貸し付けと同じように、環境金融公庫、これが先であったわけでありまして、この貸し付けワークを決定をいたした際は、少なくとも中小企業庁から予算要求というものがなされてしかるべしということを強調してまいりました。

当時、大蔵省の銀行局はそういう態度でありました。あなたのほうで出しになる政策資料の中に、当時は、環境金融公庫の出資が幾らである、財投が幾らである、貸し付け規模は幾らであるというところを、三機関と同様に並べて実は書いておいた。最近数年前から姿を消したわけなんです。ということは、あなたのほうが、そうした零細企業に対するところの貸し付けに、つんばさじきに置かれておるといふことなんです。一般のプロパーの中小企業者と、そうしたサービス業者と質的に変わるものではございませんまい。やはり必要な職業であるのうと私は思うわけです。それならば、あなたのほうも十分それを見ていくということではなればならないと思います。現在のように無視され、つんばさじきに置かれておるといふ事実、私は決して好ましいものではない、そのように考えます。したがって、銀行局長としては、環境金融公庫の資金ワークを決定するにあたり、今後、中小企業庁とどのような連携をおとりになるおつもりなのかどうか。いまのように、中小企業庁長官も通産大臣も、全くどうなっておるかというところを知る由もなく、みずからこれに対する発言をする機会を与えられないというところは私は問題があると考えます。その点についてひとつ御方針を伺っておきたいと思ひます。

○近藤政府委員 環境公庫の業務の運営につきましての中小企業庁との連絡が必ずしも十分でないというおしかりを受けたわけでございますが、私どももいたしましては、できるだけ中小企業庁と十分協議をしまして、できるだけ中小企業庁とまいったわけでございますが、あるいは実際の運営上、ただいまおしかりを受けたようなことがあったかもしれないと反省はいたしておるわけでございます。関係省令の制定でございますとか、業務方法書の認可でございますとか、事業計画、資金計画の認可でございますとか、あるいは業務の委託についての認可、そういうことにつきましましては、特に連絡を密にして今後ともやっております。たいというふうに考えております。

○中村(重)委員 まあ、それで了承いたします。実はあったかもしれない——いま事実あるわけなんです。この環境金融公庫発足当時は確かに、中小企業庁と連絡をし、中小企業庁を形式的にも通しました。しかし、最近数年すっかりそれがなくなりました。これはやはり適当でないと思ひます。やはりそうした零細企業に対するところの貸し付けです。それから窓口は、御承知のとおり国民金融公庫が環境資金の八五割を貸し付けているわけでしょう。一般の運転資金と環境事業の設備資金というのは、一緒に同じ窓口で書類を二枚もらって出さなければいけません。それならば、私は、中小企業庁が、国民金融公庫の貸し付けと同じように、これに対して相談を受ける、発言をするというシステムがつくられていなければならぬと思ひます。まあ、いまの御答弁で考え方はわかりました。あなたが局長におなりになる前から実は消えておりましたから、あなたになつてからこれが姿を消したのではございませんか。ですから、その点の御答弁でひとつ納得をいたします。

次に、この環境金融公庫の貸し付けの問題に突入りしましたから、ここでお尋ねをいたしておきますが、厚生大臣と大蔵大臣との間に覚え書きが実は出されております。そして、いまのところ、一千五百万円以上というものが、これは国民

金融公庫の関係じゃなくて、中小企業金融公庫の貸し付けのワークの範囲でございますが、環境金融公庫が直接これを貸し付けをするという形がとられてきているわけでありまして、ところが、厚生省としても、環境金融公庫としても、環境金融公庫が直接みずからこれにタッチする、決済をする、みずから処理する範囲をもつと拡大をしようというところから現在の覚え書きが出されている。しかし、その覚え書きの解釈は、それぞれ大蔵省は大蔵省なりの解釈がある。厚生省、環境金融公庫はそれなりの解釈をしておるわけです。やはり一つの問題点ということになっておるわけですが、将来の御方針はどうなさるつもりとおられるのかという点が一点であります。

もう一つは、民間の金融機関を窓口拡大をして、いまの政府三機関だけではなくて、いわゆる代理貸しというものの範囲を拡大してもらいたいということが環境団体の大きな団体の要望であるわけですが、また厚生省並びに環境金融公庫の要請でもあるわけなんです。

しかし私どもは、今日までこの問題に對して意見を申し上げてまいりましたのは、民間金融機関というものはどうしても歩積両建てというものがある。また、これが設備資金だけであるから、一般のいわゆる運転資金というものの関連等もあるわけで、やはり政府関係三機関でこれを処理していくということが、現状においてはやむを得ないところではなからうかということ、私は自分の考え方としてそういう態度をとってまいりました。ところが、強い要望がありまして、いまのような両省の覚え書き交換という形に実はなっておるのでございますから、この後これが変更されるのかどうかという点であります。

それから離島に対して、そうした意見をそんたくするといふ気持ちからであらうと思ひます。であります。離島、僻地は、いわゆる環境の代理貸しをする国民金融公庫の直接貸し付けではなくて、民間金融機関に対して再委託が行なわれております。これは、国民金融公庫が代理貸しをするものと、民間金融機関に再委託するものと、両者に分けておるのであるならばわかるわけでありまして、もうこれはオール再委託であります。どうしてそのような措置をおとりになったのか。この二点について、考え方と方針をお聞かせいただきたいと思います。

○北田説明員 お答え申し上げます。

ただいま環境公庫の業務委託の関係でございますが、これは現在国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工中金の三機関に委託をして行なっております。ところでございます。ただいまお話のございました直接民間に委託するまいなかとこの点でございますが、これは四十七年度を目途といたしまして、そういった直接委託もするといふような方向で検討をいたすということになっておるわけでございます。そういたしましたして、四十七年度からの直接委託等にも備へまして、現在一部のものにつきましては、公庫で直接審査をいたしておるところでございますが、四十五年度までは、一千五百万円以上の申し込みのものにつきましては直接審査をすることにしておりましたのを、範囲を拡大いたしまして、四十六年度からは、一千万円超の申し込みにつきましては直接審査をいたすというふうな方針でやっておりますところでございます。

○中村(重)委員 私は方針を聞かしていただくことが質問のねらいです。いまのお答えを私は知っております。これから一千万円超になるといふことは、直接審査というけれども直接審査ではないのです。形式的直接審査。やはり中小企業金融公庫等が審査をいたしまして、書類をあげますから、書類審査なんです。ですからほんとうに形式にすぎない。なな張りの一つなんです。これは、それで時間がかかる。そういう問題があるわけなんです。だから、あまり形式にとらわれなくて、役所間の問題ではなくて、それに影響を受ける中小企業者がどう考えるかということです。中小企業者のために、いわゆる借り主のために便利が不利なのか、そこをひとつ念頭に置いて対処していただかなければならぬと思ひます。ですから、こ

れからは一千万円超になるわけですから、それは国民金融公庫のものに入りません。国民金融公庫は一千万円以下でございますから、それは従来どおりの方針を堅持されるおつもりなのかどうか。さらにまた、これを拡大しようとするのかということをお聞きしたい。

それから、先ほどお尋ねいたしました離島に対しては、再委託を国民金融公庫はしておるわけでありまして、ですから国金が直接貸し付けをすることをやらない。二本立てでやったのです。これは非常に困っているのです。離島僻地等に行きますと、金融機関はほとんど一つです。そうすると、その金融機関は信用状態というものが一切わかるのです。ですから、二つあればもう少し金借りられるものを、一つの金融機関で一切がささいやっていると、実は金がなかなか借りにくいというのが現状なんです。だから、そこそこはケース・バイ・ケースで、国民金融公庫が環衛金融公庫の代理貸しをしておるわけですから、それを直接という形でオール再委託にしないというように、二本立てでやはりやりになる必要があるんじゃないでしょうか。その二点をひとつ聞きたい。

○北田説明員 たいだいま御質問のございました離島の関係でございますが、これは国民金融公庫につきましては、現在、一般的には国民公庫の本支店のみで取り扱っているのでございますが、離島僻地等につきましては、やはり借り受け者等の便宜を考慮しまして、再委託をして民間金融機関の取り扱いをさせておるということでございます。

それから、今後の問題でございますが、ただいまおっしゃいましたように、やはり借り受け者側の便宜ということは十分尊重しなければならぬと思っております。こういったことを含めまして、四十七年度にどのような委託の形態にするかは、今後、厚生省当局等とも十分打ち合わせて、しかるべく措置をしたい、このように考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 借り主の便利とおっしゃるのだ

けれども、オール再委託にしていることが必ずしも便利じゃないのです。そんなに時間も縮まらないのです。なるほど離島には国民金融公庫の出張所がありません。支店がありませんね。ですから、年に何回かは調査に行く、そういう形になりますから、民間金融機関に再委託すると直接やることのできるわけですから、それだけ便利だという印象を受けますが、必ずしもそうじゃないのです。それから、先ほど申し上げました不便なことがある。一つの金融機関によって信用状態が全部わかってしまう。ですからチェックされてしまう。借りた者は借りれないということがある。ほんとうに便利をお考えになるならば、そこあたりも頭に置いて、ひとつやっていただきたいということなんです。机上で処理されるということにはやはり問題がありますから。

それから、四十七年度において一千万超、どちらにすることが便利なのか。それをさらに今度は、国民金融公庫がいま担当しているものの範囲まで下げてくるという形になるのかどうか。わかりません。もし民間金融機関に直接委託をするという形をおとりになる場合、政府資金でありますから、絶対に歩みをやらさない、即時両建てをやらさないということが担保されなければならぬと思うのです。それがない限り私は、民間金融機関に窓口を広げていくということには、必ずしも賛成はできません。ですから、その自信の上に立つてひとつ対処してもらいたいということを強く要請をしておきたいと思っております。

次に、代弁の問題でお尋ねをいたします。これはこの前、予算分科会で銀行局長のお考え方を一応伺いましたが、これは中小企業庁長官にひとつお尋ねをいたします。代弁の全国平均比率はどうなっておりますのか。

〔委員長退席、鴨田委員長代理着席〕

○吉光政府委員 四十四年度の実績で見ますと、いわゆる承諾代弁率、これは保証承諾に対します代弁の比率でございますけれども、これが二・一九％でございます。それから平残の代弁率で見ま

した場合にこの年が二・三五％でございます。それから四十五年、本年度の見込みでございますけれども、承諾代弁率で二・〇七％、それから平残の代弁率で二・二八％、こういうふうな数字でございます。

○中村(重)委員 二・三五というのは平年度と単年度と違うわけですか。それを区別してお答えをいただきたい。――ではよろしいです。これは単年度は二・三五ですね。平年度二・〇七ということになっておるのだらうと私は思います。そうなるてまいりますと、ここで代弁、いわゆる事故が発生をして請求があったならば、保険金は即時支払いをしておるのかどうか、この点いかがですか。

○吉光政府委員 大体の手続関係でございますけれども、保険事故が起こりました代位弁済が行なわれまして、この際、法六条の冷却期間の三十日間を含めまして、保険金支払いを請求をいたしますまでに大体六十日程度かかっておるのが現状のようでございます。

○中村(重)委員 いまお答えになりましたのは、先ほどお答えをいただきましたのは、全国の平均二・三五、平年度二・〇七、その平均の範囲内においては、おっしゃるとおり、六十日以内ぐらいに支払いがされておるものかもしれません。全国平均を上回っておるものに対しても即時支払いがなされておるのでしょうか。一年も二年もその保険金が押えられて、いわゆる保険公庫から保証協会にその支払いが延ばされておるという事実はございますまいか。

○吉光政府委員 御承知のように、保険公庫といましては、保険金の支払い請求は一括して毎月十日を締め切り日といたしておるようでございます。請求書等に不備な点がない限り、保険金は当該月の二十五日に支払うというふうなことでやっております。ただ、御承知のように、四十三年度後半から四十四年度に保険事故が高水準で推移してまいりました時期に、保険公庫の保険金支払いの原資の不足というふうな事情のために、保険金の請求につきまして、あらか

じめ協会側に配分いたしました保険金支払いワタ内におきまざるよう要請いたしておいた時期がございましたけれども、最近におきましては、この原則に立ち戻りまして支払いをいたしておるというふうな報告を受けております。もちろん、これは早いほうがいいわけでございますので、できるだけ事務の迅速化に努力するよう指導してまいりたいと考えています。

○中村(重)委員 私は、中小企業を無視しないように、中小企業全体についてあなたが把握をする、そうした中小企業庁が見識のある位置にあって中小企業問題を把握してもらい、またすべてがそれを尊重していただかなければならぬということ、先ほど、環衛金融公庫の問題についても、銀行局長にそれを強く求めたわけですが、同時に私は、あなたのはうに要請をしたいことは、もっと中小企業全体の問題について把握をしてもらいたいということなんです。焦げつきの問題についてあなたは実情を御存じない。代弁が非常にふえてきた。代弁がふえてきたから大蔵省は押えてきたのです。予算分科会でも私は指摘をいたしました。が、保険公庫というものは保証協会を直接指導することができない機関ではない。そういうことも関連するのであると思うのでありますけれども、平均値を上回るところの保証協会を銀行局長は直接呼びつけて、もっと押えろという強い指導をしてきたのです。そういうことで保証協会というものが、極力これを押えていかなければならぬという形で押えてまいりました。そのことに、先ほどの、無担保保険であるとか、あるいは特別小口保険であるとかの平均付保険率が非常に低くなるというこの関連も、実はあるかと思うのであります。だから最近原則に戻ったとおっしゃる。ずっと押えられてきた、したがって保証を求めただけ慎重にやるといことは、より保証を求めたおる零細企業に対して保証をやらぬという形があらわれてきたという事実を、あなたは忘れてはならぬ。一年以上保険金が支払いを受けないで非常に困っておる保証協会があります。しかも、

一つの保証協会が一億も二億もという膨大な金額で、保険公庫から支払いを受けることができるので、非常に四苦八苦しておる保証協会があることを忘れてはなりません。全国に、私がいま指摘をいたしましたような、全国平均を上回って、保険公庫からその支払いを受けないで困っておる保証協会がどの程度あるのか、その額がどの程度になっておるのかということを、御承知になつていらっしゃるでしょうか。

○吉光政府委員 的確な数字につきましては、持ち合わせていないわけでございますけれども、私どもの報告を受けておりますところでは、おおむね順調に推移しておるといふ報告を受けておるわけでございます。いまの御指摘にありましたように、特にある特定の協会で事故率が多かった、そういうところにつきましては、あるいはいま御指摘のような点があるのではないかと思いますけれども、いまの確なデータを持っておりませんので、後日、調査して御報告をさせていただきますと思います。

○中村(重)委員 答弁としては、そういう答弁しかできないのだらうと思うのです。おおむね順調に推移しておるといふことは、あなたの認識が非常に甘い。そういうものではございません。非常に深刻だということを、長官としてこの際十分考えておいていただきたい。そうして銀行局に対して、その他関係省に対して、あなたは中小企業庁長官として、中小企業者の立場に立つて十分ひとつ強い申し入れをするという態度がなければならぬと思います。

そこで、代弁の問題として、ここで時間の関係がありますから、私は小さくお尋ねをいたしたいことは、長官、あなたに十分お考えをいたしたいことは、特別小口保険の代弁の平均率が三二%になっているという事実であります。無担保、無保証でございますから、これは件数はどうなっているのか。金額がどうなっているのか、金額だけではわかり知れないものがあるかと私は思っています。件数は非常に多いのだけれども、金額が

五十万円以下。先ほどのお答えで四十万円以下ということになっておるわけでございますから、したがって、そういう面でも低いのであらうというふうには思いますが、件数としての比率はどうなつておるのかというところをお答えいただきたい。それから、無担保保険というものが、私は先ほど申し上げましたが、これは四二・二%になっている。普通保険が五二・九%。実はこういうことになっておるわけですね。この無担保保険というふうなものも、私はもっと率が高くなければならぬと思いますが、これを押えてきている結果こうなつておるのだらうと思います。一応のお答えがございましたから、この点についてあらためて御答弁はいただきますが、いずれにしても、調査をこれらの点に十分留意をしていただいて、調査を的確にされて、どうあるべきかということについて考え方をまとめて、私は、大蔵省その他関係省に十分長官としても発言をやつていただく、そういうことを要請をいたしておきたいと思つてます。

そこで、先ほどの代弁の問題から関連をして出てまいりますのは、準備基金の不足の問題があげられてくると思います。四十六年度と四十五年度、これは全く同じであります。全然伸びがございません。これはどうしてでしょうか。なるほど融資基金のほうは、先ほどの、四十五年度よりも五億の減になっておりますが、共同証券からの直接保証協会に対するところの出資が九十五億でございますから、そこで相当な伸びにはなつております。この点について、銀行局長からあらためて、共同証券の資金というものは絶対に引き揚げないということをお答えを、明確にさせていただきたいということが一点。

それから、この融資基金については、これからの方針としてどのようにお考えになつておられるのか。中心の準備基金が四十五年度と来年度四十六年度と同額であるということはどうしたことであらうか。公害保険があります。特惠保険が始まつてまいります。付保険限度は引き上げられまし

た。結局そのことは、代弁の額というものはふえてくるのではないのでしょうか。ならば、この準備基金というものが多くなければ、結局どういふ結果が生まれてくるのであらうでしょうか。代弁をしなければならぬような信用力の弱い企業には金を貸さないという形が出てくるのではないのでしょうか。私はそうした行き方は、正しい信用補完制度のあり方ではないと考えます。この点に対しての銀行局長のお考え方をひとつ聞かしていただきたい。

○近藤政府委員 お答え申し上げます。まず第一点の、日本共同証券財団からの九十五億円が今後引き揚げられるようなことがないであらうかということに対しては、先般の分科会におきまして、基金当事者から、そのような引き揚げという考えは持たないというのを申し上げたわけでございますが、同時に、財団法人日本共同証券財団の寄附行為の三十五条におきまして、「この法人の運営上の重要事項については、大蔵大臣の指導を受けるものとします」という規定がございます。大蔵省といたしまして、これを一挙に引き揚げるという気持ちは全くございませんので、その点は特にばきり申し上げておきたいと存じます。

それから第二点の保険準備基金の問題でございます。これは先般も御答弁申し上げましたように、四十三年度に二十五億、四十四年度、四十五年度に各四十億の出資がなされましたゆえんのもは、保険公庫の大幅な赤字に対する対策でございます。最近、保険公庫の収支は著しい改善を見ておりますので、従来のように赤字補てんという面からの出資は必要でなくなつたわけでございますが、それにもかかわりませう四十六年度は、信用保険制度の健全な発展というところから、前年度及び前々年度並みの四十億の出資を行なうということにいたしておるわけでございます。そのような観点から、今後信用保険制度の健全な発展ということを片方に頭に置きながら考えてまいります。だた、この保険準備基金そのもの

の性格が、ただいま申し上げましたような性格を持つておるといふこともございますので、その点は、私どももいたしまして、財政上の事情、片や信用保険制度の拡充の問題、その折り合いをどの辺でつけるかというところは慎重に考えてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 もう少し明確にお答えできませんかね。要するに準備基金が低いということは事実です。それから、今度は対象が非常に拡大してきたわけでしょう。そのことは、やはりこの事故率が増大するということは間違いないんじゃないですか。四十五年度と来年度予算を同額にしたということは、これは、私がいまお答えを聞き落としたのかも知れませんが、どうしてなのか。これから準備基金をふやして、代弁を押えるようなことはなくて、信用力の弱い零細企業に対してはゆるゆる融資の窓口を開いていくという考え方を、お持ちなのかどうか、その点をひとつこの際明確に、方針としてお聞かせをいただきたいと思つてます。

○近藤政府委員 ただいまお示しのような方向での信用保険制度の拡充強化ということとは、私どももいたしまして、ぜひとも実現したいというふうな考えはおるわけでございますが、片や財政事情等もございまして、先ほど申し上げましたような、保険財政の赤字に対処するための方策であつたという意味合いもだんだんと薄れてまいりましたので、その辺の折り合いをどの辺でつけるか、いま御指摘のございましたような点をも十分考慮しながら、今後考えてまいりたいというふうに考えております。

○中村(重)委員 それから、共同証券は保険公庫を通らないで直接保証協会に貸し付けられることになるわけですね。ですから、この貸し付け利率は幾らになるのかということをお聞きしたいのと、それから保険公庫の財政は最近著しく改善された。ところがやはり依然として苦しいと私は思つてます。この前利率を二・五%から三%に実

の性格が、ただいま申し上げましたような性格を持つておるといふこともございますので、その点は、私どももいたしまして、財政上の事情、片や信用保険制度の拡充の問題、その折り合いをどの辺でつけるかというところは慎重に考えてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 それから、共同証券は保険公庫を通らないで直接保証協会に貸し付けられることになるわけですね。ですから、この貸し付け利率は幾らになるのかということをお聞きしたいのと、それから保険公庫の財政は最近著しく改善された。ところがやはり依然として苦しいと私は思つてます。この前利率を二・五%から三%に実

は上げたんですね。これはそれなりの理由づけがあるようではあります。しかし決して好ましいものではない。やはり保険公庫の会計が苦しいからというところが第一義であつたのだらうと思うのです。ところが、共同証券の保険公庫に入りまして、保険公庫から出るということになりますと、それだけ保険公庫の会計は楽になってまいりましょう。しかし、直接でございますから、全く保険公庫には関係はないわけですが、それを通すとなつてくると、これは今度は保証協会に対する貸し付け利率が上がつてまいるわけでありまして、それで困るわけです。何か利子補給とか何とかという方法が考えられないものかどうか。保険公庫の財政を健全財政にするために、特に大蔵省としての配慮というものはないのであるか。この共同証券の貸し付け利率の問題と、保険公庫のいわゆる健全財政の確立ということについて、お答えをいただきたいと思ひます。

○近藤政府委員 共同証券からの融資の利率につきましては、ただいままだ最終的な決定は見えておりません。融資基金の利率に準じて定める、そして、先ほど来のお話のような、保証活動全体にプラスになるような水準で定めようということできめられることを考えております。

それから第二点の問題につきましては、保険公庫自身、あるいは保証協会自体、いろいろと経営健全化のための努力を積み重ねておられるわけですが、その状態を十分見守りながら、私どももいたしまして、全体が円滑にいそますように考えてまいりたいと存じております。

○中村(重)委員 信用保険の問題についても、まだお尋ねしなければならない点が相当あるわけですが、こゝらでひとつ大臣に、いままで行なわれました質疑応答、信用補完のあり方について、あなたのお考えをお聞かせいただきたい、これからの御方針を同時にひとつお示しいただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 この信用補完制度は、一見非常

にじみな制度でございすけれども、実はたいへんに大切な役割りを果たさなければならぬ制度であるというふうに考えておるわけでございます。それで、この制度がほんとうにうまく動くか動かないかというところは、これはもとと金の貸し借りでございすから、経済的な効果がおもてはありましようけれども、実は大きな目で見ますと、やはり社会安定のための一つの大きな安全弁になつておる、そうあるべきものだといふふうには私がかねがね考えております。この制度がそのような役割りを円滑に果たし得るかどうかが、このところは、結局は、その保険金の支払いというものが円滑に行なわれるかどうかということが全部末端まで響くわけでありまして、それがそうであるやせん、新しい信用保証というものの協会でなかなかりますし、そうならば金融機関が貸し出さないといふことになるわけでございます。そういうことがあつてはならぬのでありすけれども、昭和四十二年でございすけれども、御承知のように保険財政が非常に悪くなりまして、それをきつかけにして、しばらくの間この制度がどうも円滑に動かなくなつたと思はれる節がございす。それはすでに過去のことだけであるのか、あるいは、先ほど中村委員から御指摘がございすけれども、現在でも、信用保証協会によつてはいろいろ二の足を踏んでおるところが現実にあるのではないのか。それは保険金の支払いが円滑でないということになるわけでございますが、そういう問題が絶対にありませんかといふことは、私はなかなか言い切れぬのではないかと、率直に申しますと思つております。

こういう点につきましては、おそらく中小企業庁長官あるいは大蔵省の銀行局長等々、政府におられる人々の把握のしかたと、中村委員、あるいは私もその一人でございすけれども、比較的末端の不平をじかに聞ける観察とが必ずしも合わない場合があるのではないかと、私には率直に思ひます。もとより信用でありますから、乱に流れるといふことがあつてはならぬのでございすけれども、また、事故率というよう

なこともわれわれ無関心ではあり得ませんけれども、やはりそこは、この制度が金融の制度であるとともに社会の安定といふことに、ことに末端における不満の解消といふことに果たしておる役割りを見のがすわけにはいかぬ、むしろそのためには非常に大切な制度であるといふふうな考へております。

そういうふうな考へますと、決してこの運用をルーズにせよといふつもりではありませんけれども、かつての保険財政の危機といふものも一応乗り切れたと思はれる今日、もう少し積極的に運営をしてもらひたいのではないだろうか。先ほど、保証協会の中で、なかなかお話しと動かないものがあるのではないかと、現在そういうものはまず上げました。役所でわかり得る限りは、私はそれが偽りでない答弁だと思ひますけれども、末端の内部で事実上どういふことが起こつておるかといふことは、正式の報告をなかなかいたしませんでしようから、ほんとうを言へばわからないのです。私はかなりあるのではないだろうかと思ひます。つまり、なかなか請求が出てこないといふことになれば、これは事故がなかつたように一応報告の上ではなつてまいりますが、どうもその辺の問題がやはりひそんでおつて、しかし正規のルートではなかなかわからないといふことがあつたのではないかと、私はまあこれは、通産大臣という立場よりは、末端にやや接触のある政治をやつております一人として思つてございす。ですから、この制度が従来、本来の役割りを十分に果たしておるかといふことについて、もう少し中に立ち入つて私も行政をする者としては関心を持たなければならぬと思ひます。また今後、結局、先ほど御指摘のような基金の問題にもなり、また付保限度の問題にもなるわけでございますけれども、この制度の果たしておる大きな社会的な役割りにかんがみてそれら

の問題を考へていくといふ基本的な態度が必要ではないかといふふうに私は考へております。

○中村(重)委員 大臣お答えのとおりだと私は思ひます。私は、いまの政府の中小企業政策の中で最も生きてゐる政策ではないでしょうか。私はほんとうに、この信用補完制度といふものの重要性というものは、再認識をしなければならぬ。実はこの制度が発足をいたします際、これは大臣が一番御承知でございすけれども、社会政策的な立場から、これは相当額赤字になつてもやむを得ないといふような考へ方があつたわけですね。ところが、ずっとこの制度が時間がたつにつれて、独立採算といふような面が非常に強く出てまいりました。それで、先ほど申し上げましたようなわゆる代弁の事故が起る。代弁があつた、平均率を上回つた。これの支払いがおくられておるために、銀行に実は払えないのです。銀行は信用力のないものに融資しないといふことになつてまいります。非常にこれは大きな社会問題であらう。せつかく生きてゐる制度をもつと生かしていくといふことに留意しなければならぬのではないのか、こう思ひます。ですから私は、大蔵省はこれは直接の担当ではありますけれども、やはりどうしてか、特はこの点に対して大蔵省と強力な折衝といふものがやはり行なわれる、そしてこの制度をさらに拡大をしていくといふことに十分な配慮が必要であらう、こう私は思ひます。

同時に、いつも私が指摘をしてまいりました、また特別の決議もいたしました、保証協会の保証つき七〇%のてん補率、八〇%のてん補率は、それだけ金融機関の危険率が低いのでありますから、したがひまして、保証つき金融といふ、このくらい信用力があるものはありませんから、貸し付けの利率は保証料だけ引き下げることは言うまでもなく、もっと貸し付けの利率といふものを引き下げる、こういうことによつて弱い中小企業といふものを強くしていくといふことでなければならぬと思ひます。この点に対しては、歴代大

臣、もう絶対そういうことはさせない——私は突っこんで、そういう保証つき融資に対して利率を下げないような金融機関に対してはもう保証しないという態度で臨むべきではないかという私の意見に対しては、同感であるという答弁をされた通産大臣がおられるわけであります。ですから、この点に対しては、あらためて官澤通産大臣からもお答えをいただきたい。

もう一つ、特に銀行局長これをお聞きおきをいただきたいと思うのですが、長村総裁も配慮をさせていただかなければならぬというのはこの一年契約なのですけれども、保証料前取りなんですよ。そうすると、ずっと払っていくほうの元金は減るわけでしょう。減るのだけれども、保証料は前取りしてありますから、非常に高い保証料になるわけです。そうでしょう。これはもうまさしく高利貸しの行き方ですよ。そうではなく、毎月毎月はできないかもしれませんが、いま実行しているところもあるそうでございますが、少なくとも二カ月前か三カ月前くらいに計算をして、やはり元金が減ったら保証料を引き下げていくというやり方でなければならぬのじゃないでしょうか。大臣、一年契約ですから、保証料を前取りするのです。元金が減っても先に取られておりますから、これはもう保証料はそのままなんです。昨日は川端委員もその点は指摘をいたしておりました。これは私は矛盾だと思えますね。だから、これらの点をどう改善をするのか、通産大臣と銀行局長にお答えをいただきたい。

まだたくさんありますけれども、公取委員長が時間の関係がありますから、今度は公正取引委員会の関連の問題に進めたいと思っておりますから、一応ひとついまの二点についてお答えをいただきたい。どのように改善をするのか。

○官澤通産大臣 やはり役所におりますと、金を借りるというようにすることが実際経験もない場合が多いものでございますから、どうもこういう制度がほんとうにうまく生きて動いておるのかということについて、理屈の上ではいろいろ報告を見た

りいたしておるわけでありまして、実態はなかなかわからない、無理もないことと思えますけれども、ことがあつたのではないだろうか。先ほど申しましたような心がまえで、この制度をほんとうに生きたものとして使うならば、たいへんにいい役割りを果たす制度だと思えますけれども、それにしても、先ほど御指摘のような保証料の問題、あるいは補填の限度の問題、保険金の支払いの問題等々いろいろございまして、十分御指摘のあった点を留意して運用してまいりたいと考えております。

○近藤政府委員 信用保証協会の保証料の計算方法及び徴収方法につきましては、たいへん協会の方にありますのでございまして、現在いろいろなやり方があるようでございまして、そのやり方につきましては、たまたま貴重な御意見をお示しいただきましたので、それを参考にいたしまして、今後でざるだけ信用補完制度全体が円滑にまいるように運営していくようにつとめてまいりたいと考えております。

○中村(重)委員 いまの保証つき融資に対して利率を引き下げるという問題は……

○近藤政府委員 保証つき融資につきましては、利率の引き下げにつきまして従来もだいぶ努力をいたしてまいりまして、御高承のように、ただいま〇・三五三〇というところまでまいりました。ございまして、なお、このような問題につきましては、絶えず努力することが必要であると考えておりますので、今後とも努力してまいりたいと考えております。

○中村(重)委員 谷村委員長にお尋ねいたしますが、三月七日の新聞ですが、いま公正取引委員会が作業を進めております化粧品品の表示に関する公正競争規約第五次案をつくっているのだらうと思つて、これを通産省との間にいろいろと話し合ひをしておられるのだらうと思つて、ところどころが通産省が、消費者保護の条項がこの中にあるわけですが、これを削れと言つた。新聞には「通産省が横やり」ということが報道されている

わけですが、この真相をひとつお聞かせいただきたい。私は「公取委に文書つきつける」という見出しがあるもので、これはまた何としたことかと思つて実は驚いているわけですが、この点どうなっているのでしょうか。

○谷村政府委員 官庁間でいろいろと話し合ひをしたり、折衝したりしておりますことが、あるいは口頭で行なわれ、あるいはメモといったようなもので行なわれ、あるいは正式文書で行なわれることがございまして、さうなことが一部の新聞に、きわめてまた事務的な段階のところが出て、それがいかにもまた通産省が何か消費者行政に対して無理難題であるとか横やりを入れたかというやうなごとき印象を与えるように報道されました。これは、私はまことに残念なことであると思つて、新聞のことでありますから、どういふソースで資料をどうとられたかは、私も追及のすべがございせんが、私どものほうから好きこのんで、さうな文書があつたというふうなことを意図的に新聞側に申すというふうなことは、毛頭あり得ないことではございせんか、いかにしてそういうやうなことになるか、はなはだ申しわけないことでございせんが、私どもとしては、かりに私どものほうの内部から、そういうものが新聞の目に触れるやうな書類の扱いになつておつたこととすれば、それは十分注意しなければならぬということが、部内でこの間うち議論になつた点でございまして、これがまず第一でございまして。

第二に内容の点でございまして、これは「通産省が」ということばで出ておりますけれども、私も書類を見てみましたが、見てみますと、要するに、別に公印と申しますが、官印と申しますかを押しておるわけではございません。いわば課と課の間のメモといったやうな姿のものでございまして、さうしてそれについて、疑問に思われる点とか、あるいはさういふのは逸脱しているんじゃないかといふ点、さういふ点の指摘がございまして、これは中村委員もよく御承知のとおり、公正競争規約、あるいは景品につき、あるいは表示につき業界がつくるわけではございますが、不当景品類及び不当表示防止法の第十条に基づいて公正取引委員会が認定するわけではございませんけれども、従来、大体食品関係とか建物、不動産といったやうなものにはございまして、通産省系統のものでは、たまたま自動車表示に関するものと化粧品の表示に関するもの、その二つがいま業界で問題になつております。いずれも従来に型に従ひまして、たとへばこの公正競争規約はどういう目的のためにつくつたんだというふうなことが、必ず冒頭に第一条に書いてございまして、自動車の場合にもさういふことが書いてございまして、化粧品の場合にもさういふことが書いてございまして、たとへばさういふことが第一条に書かれてあるときに、それはたまたまさういふやうな書き方をしているのかどうか、景表法の十條からさういふやうな書き方に一体なるのだからかといふやうな、ごく素朴な——私からいへば素朴なでございまして、議論を実は事務段階で、おそらく通産省の担当の方が初めてだつたんじゃないかと思つて、提起されたんだと思つて。

さういふやうなことが、いかに消費者保護について削れと言つてきたというふうな報道されておりますけれども、もちろん、「消費者の利益を保護することを目的とする」と景表法は書いてあるものでございまして、目的であることは当然なんです。ございまして、それは別に業者を代弁してとかなんとかいふ問題ではなくて、純粹におそらく——さつき官澤大臣が申されましたけれども、私もさういふことをよく思つてございまして、どうも役人と言つては、小さなことを、お互いの法律上のことをよく議論し合つたりすることがございまして。私も官庁におりましたさういふことを感じたことがございまして、どうもそれは少しこまかいことばか言つておるんじゃないかと思つたやうなこともございまして、若干それに類するやうな話がそこにあつたやうでございまして。そ

の他いろいろと何カ条か書いてございますけれども、ある意味では、きわめて素朴なお互いの議論をそこに書いてきているというふうな感じのものもあれば、率直に言っている私の立場から申せば、言わぬでもないことを言っているというふうなものもございまして、いずれもこれは、いわば事務的なところでお互いに議論していることであって、そういうことでよいというふうな新聞に出ては、これはけしからぬというふうな言われまします。できる議論もできなくなるおそれもございします。この機会に、私もものやっております。通産省でやっております仕事も、お互いに十分言いたいことは言い合ひ、意見を交換し合ひ、そしてちゃんと仕事を進めていくようにする。何か書いたり言ったりすると、すぐ外へ出てしまつてどうだということになるので、しかも、それが悪く受け取られるということであつては申しわけないことだ。たいへん長々と申しましたので、そういう気持ちでございます。

○中村(重)委員 経過はわかりましたが、ひいきの引き倒しということばがよくあるのですが、どうも谷村委員長、お役所におられた関係から、お互いに役人同士かばい合おうというお気持ちがあるのではありませんか。それが過剰になるんじゃないでしょうか。とにかく通産省を飛ばさうとされる。再販のときしかり、いまもそうなんです。業者の代弁を通産省がやろうとしたんじゃないと思ふのです。あなたがどうしても必要はないのです。特にあなたがどうしても必要とするところ、何かおかしな感じを受けるのです。ですからあなたは、あなたのほうのペースで、分野でお答えをいただきたい。

それから、事は重大でございますから、宮澤大臣、あなたもいま初めて見られたんじゃないだろうかと思うのですが、私がいま公正取引委員会の委員長の御答弁を伺ひ、また新聞を見まして感ずるのですが、単にメモだとおっしゃつた。ところが何カ条かについて書いてある、こういうことでは、これは通産省がお出しになったのは二日二十

五日、公正取引委員会が受け付けられたのは三月二日。そうすると単なるメモじゃない。受け付けですからね。正式文書として課長にお出しになっている。通産省の企業第一課、それから消費経済課、化学第二課、それが公正取引委員会の取引部景品表示課に出している。ですから、委員長に直接出したのではないという形では、委員長が、単なるメモだ、こうおっしゃつたのだらうと思ひます。しかし少なくとも、その問題点ということについて、「第一条中、「一般消費者の適正な商品選択を保護し」という目的は景表法第十条からみて広すぎるので削除することが妥当である」、「第三条中「五原産国名但し国産品を除く」は次の理由により削除することが妥当である」、これが単なるメモと理解をしてよろしいのでしょうか。通産大臣が、これは削除の必要はないとお感じになりました。あなたのとこに來るまでは、そうした事務当局の中において公正取引委員会との間で折衝される。そして、公正取引委員会が挿入したもののまでも、結局それが削除されるという形にならないとは言えません。それが消費者保護という点から逆の結果を生み出すという形にもなるうかと思ひます。いま公正委員長が、通産省は業者の代弁をするものではないということでした。が、語るに落ちるということばありますけれども、ともかくそういうような形になりかねない。私はそれを憂えるわけなんです。したがって、どの程度の段階でこれが話し合ひをされ、しかも、これを削れといったようなことが、正式文書をもつて提出をされるという形になったのでしょうか。こういうことがあつてもよろしいのでございましょうか。大臣どのようにお考えになりますか。

○宮澤國務大臣 まず基本的に通商産業省の立場を申し上げておきますけれども、今度のような公正競争規約を公正取引委員会がつくられようという、その規制の方向については、通産省としては基本的に賛成であります。けつこうなことであると考えております。

次に、いまの書類のやりとりのことでございすけれども、不当景品類及び不当表示防止法に基づいてこの公正競争規約を公取が認定をしようとしておられるわけでございすけれども、通産省として、家庭用品品質表示法であるとか不正競争防止法などを所管しておりますから、そういう意味で、このような公正規約の認定を公取がされる場合には、あらかじめ協議をし調整をするということが二つの役所の間のかねてのしきたりになつておるわけでございす。そういうしきたりに基づいてお互いに相談をし合つていくという段階で、通産省の關係の、三つばかり關係課があるようでございますけれども、事務レベルで考えておりますことを、一応まとめて紙に書いて公正取引委員会にお渡しをした、こういうことのようにありまして、その文書そのものは、見てみないと、課長といったような責任のある——逆に無責任という意味ではございせんが、課長といううなことでなく、課の意見といったようなこととか、公正取引委員会の取引部景品表示課に対して書かれた文章であります。わざわざ書きましたところは、かなりこの文書の性格をはつきりさせるために配慮をしておるようによろしく考へます。したがって、公文書といったようなことでないことはもちろんでありまして、おそろしく口頭で議論をいたしておりますことを整理するというようなこととか、差し出したものというふうな考へます。一つ一つ項目をあげていろいろ書いてございす、私も急なことで、これがどのような意味合いを持っているのか、はつきりたいたい申し上げられませんが、まあ、おそろしく一つは、法律の解釈論といったようなものからどういう表現が適当であるかといったようなこと、あるいはもう一つは、多少いまだ谷村委員長もいわれましたが、そこまで回り回つた理屈を言わなくてもいいだらうというふうな部分も、ひょっとしたら入つてくるのかもしれないが、いずれにしても、事務自体に反対であるといったようなことを申し上げておるのではなく、これは私が先ほど申し上げましたよう

に、通産省としては基本の方向はけつこうであります。けつこうでございすから、法律上誤りなく、また両省が十分調整、協議をした上でこの規約が認定されることが望ましい、そういう長い事務手続の一つの段階で起こつたできごとであらう、このように考えております。

○中村(重)委員 ともかく競争制限というものをできるだけ押えていく、そこで条件の整備をはかつていくということがきわめて重要だ。いま私は、公取はこれに真剣に取り組んでいるであらう、そのように評価をいたしているわけですが、私は公取だけではなくて、政府全体が、総理も再三再四、国民に向かってその点についての意思表明をされたわけでありまして、私は、そうしたことが事務段階においてチェックされるということとは、これはいささかも許せない、そのように思ひます。いろいろ事務的な問題ということにおきまして、事務当局がこれを、話し合ひの中におきまして是正をするということはある程度でございます。ましよう。全くこれをやらぬということでは、事務当局は何をするのかということになつてまいりましようから、それはそれなりに理解をいたし、ましよう。しかし、少なくともいま大臣がお答えになりましたようなこと、消費者保護、これがいささかも後退をするという形であつては、私はならぬと思ひます。その点はひとつ、このことが漏れたこと、ある意味においてはいい方向に展開をするということになることを、私は期待をいたします。ただ御両省とも、これは公式文書じゃないもので、さう簡単なものだ、さうおっしゃつた。私はさういふ、その内容について、その扱いについて、これ以上追及をしようとは思ひません。しかし、さう簡単なものでないというところだけは指摘をいたします。少なくともこれは「昭和四十六年二月二十五日 公正取引委員会の取引部景品表示課殿」という形で出され、しかもこれは正式に、四十六年三月二日、公取が受け付けをしておられるわけです。公文書の扱いをしております。単なるメモのものではござい

ません。したがって、山下化学工業局長もお見えでございますから、どの程度局長はこの相談にあずかったのか、いろいろとお尋ねをいたしてまいりたい、かように考えますけれども、きょうは時間的關係もございまして、ひとつこの問題につきましましてはあらためてお尋ねをいたしたい、かように考えます。したがって、いま大臣が言われたこと事務局も十分体してやっていたらいいというところを、私から強く要請いたしておきたいと思ひます。

次に、厚生省、労働省からもお見えをいたしておきますので、お尋ねをしなければならぬ。公正取引委員会の委員長の時間的關係もございまして、深く入れませんので、歩積み両建ての問題について、重要な問題でありますから、若干お尋ねをいたしておきたいと思ひますが、公正取引委員会が歩積み両建ての調査、いわゆる拘束預金の調査をしていらっしゃるわけでありますが、新しい拘束という姿があらわれてきているというふうなことで、何回も私どものほうに、その実態についての調査の結果を御報告いただいているわけでありますが、最近の状況といたしまして、簡単にひとつ公取から御説明をいたさしまして、あとは局長並びに大臣にお尋ねをいたしてまいりたいと思ひます。

○谷村政府委員 いわゆる拘束預金の実態につきましては、現在、十一月末までやっておりますを集計中でございますが、新しいのがもうしばらくして出ると思ひますが、ただいま中村委員がおっしゃったのは、昭和四十五年五月三十一日現在の十三回のアンケート調査結果報告などがお手元に差し上げられておられると思ひます。私どもは、御承知のとおり、中小企業を抽出いたしまして、そこからアンケートというふうな形で報告をとっておりますが、回収率は三割足らずでありまして、必ずしも十分に全体の状況が把握できているかどうかについてはまだ未熟であると思つておりますが、しかし、銀行局のほうでやっております金融機関側の調査にちょうど対応する借り受け側の

ほうの調査としましては唯一のものでございますので、それなりの意味を持つておられると思ひます。そして最近の新しい状況というふうな言われましたが、私は大きく分けて、三つのことを指摘することができると思ひます。

第一番目には、金融機関のほうを調査しておられる大蔵省の調査と私どものほうとの違う点でございますが、いわゆる広義の拘束と申しますか、いわば銀行のほうから見れば、自発的に話し合ひでやっていたらいいんだという気持ち、しかし借りていては困るんだという気持ち、なんだとして受け取っているようなもの、その差がかなり大きく依然としてございまして、その問題が一つ。

それから第二に、十分いろいろ自粛措置をとったとか金利措置をとったとかいうことについての通知、あるいは拘束をしているとかしていないとかいうこと、通知、そういうことが、私どものほうから見ると、必ずしも十分に行なわれていない点が見られるというところ。これは金融機関側の調査によると、たとえば金利自粛は一〇〇%であるというふうに出ておりますが、必ずしもそういうふうではないのではないかと思われるような結果が出ておられる。あるいは、先ほど申し上げた拘束通知が必ずしも十分に行なわれていないというふうな点、この点が第二の問題。

それから、第三の問題といたしましては、これはいわば、どこまでが自由な営業と申しますか、経済活動であり、どこからはそれが行き過ぎになるかという問題にもなってくるのでありますけれども、いろいろな形で金融機関側の借り手に対する預金の勧誘と申しますか、させるという話。あるいは、社員さんでもいい、あるいは従業員さんのものでいいというふうな形で集めてくる。それが自由な預金集めの活動でございまして、同時に、どこまで実態的に心理的圧迫なり何なりと映っているかといったようなこと、それが三番目に新しい傾向としてあるというふうなことは書いてございすけれども、これは、一

般的にそういうことがある中で特に新しい傾向としてあるかどうか。そういった点が問題になろうかと思ひます。

以上、大体要約して申し上げました。

○中村(重)委員 私は私なりに調査をいたしているわけですが、その調査、私の知り得ている実態という面からは、もうこの辺で、公正取引委員会は特殊指定に踏み切るべきであるという考え方を私は持っている。あなたが、時間が許しますれば最後までおっしゃっていただきまして、私なりに把握いたしております実態をひとつ聞いてもらいたいと思ひますが、時間的關係もあるようでありまして、そこでああなたの考え方を確かめておきたいと思ひます。

現在までのところ、調査に基づいては特殊指定までいく必要は感じておられない、そういうことであります。もうこの辺で踏み切らなければならぬというふうな気持ちをお持ちでございましょうか。

○谷村政府委員 特殊指定と申しますのは、御承知のように、不正な取引方法についてのある業界における態様を、その業界を中心としてきめるというものでございまして、ちょうど景表法でいえば、先ほど問題になりました公正競争規約のようなものになるわけでございますが、これは業界の実態を見て、たとえば新聞業界でも、あるいは、しょうゆ業界でも、そういうふうなもので、たとえば景品を自粛するといったようなことについての特許指定をいたすというのとは、いわば、それは昔の話でございますが、それは一種の自粛措置を私どもが特殊指定という形で裏づけする、こういう形の法制であるというふうに思っております。私どものほうで特殊指定をいたしまして、それを具体的にどう守っていくか、それに違反したことをどうやって追及していくかという問題は常に残る問題でございまして。

その点では、私が見ておられる一つの面では、金融機関は免許営業として、特にまたその公共的使命のゆえに、大蔵省から厳重な監督をしかれておる

もとにある事業である。そしてまた、それはそれなりに、内部においても一つの組織を持ち、自粛措置をとることをきめてやっております。それを私どものほうの形式に切りかえるということの持つ意味、また、それを切りかえることによってどれだけの実態との差を起すことができるかといったようなことについて、私はもう少し勉強させてい

が、今度は、第二の観点からいいますと、私どもは大蔵省におりまして、この話が出ましたころ、たまたま官房のほうにおりましたが、実ははなはだ申しわけなかったんですけれども、何か独禁法で特殊指定という、とんでもないたいへんな恥ずかしい目にあつたような、それだけはんべんしてぐれといったような気持ちで、何かそのころあつたような気もいたします。私は、自粛するくらいならば、むしろはつきり特殊指定でやるという考え方ができていないわけではないというふうな、あとになって独禁法をよく勉強してみましたら、実はわかつたのであります。自粛していればよくて、特殊指定になると何かみっともないことになつたというふうな考え方は、必ずしもとらなくていい。もつとすなおにお考えになつた方がいい。そういうことも、そうもないとおっしゃいますけれども、いろいろ勉強してみたら実はわかつたわけでございます。

そんなわけで、両方の面から見まして、私はいまの段階では、銀行局、大蔵省のほうでも十分監督機関としてやっておりますし、この不正取引の態様としての拘束預金という問題を、この話は、いわば公正取引委員会が、直接の自分の問題として、自分の権限の作用としてキャッチするか、それとも、監督官庁である大蔵省というものをいっしょに通じてやらしていくか、やらせると言うか、たいへん申しわけないんですが、やらないか。そういう、いわば行政の一つのやり方の問題ではないかというふうな感じも、実はしているわけでございます。たいへん長いことおしゃべりいたしました。

○中村(重)委員 どうぞ委員長は適当な時間にお引き取りをいただきたいと思ひます。

銀行局長、いまお聞きのことですね。あなたのほうで通達をお出しになって、拘束の内容について債務者に通知することを義務づけておられるわけですね。どうもそれが徹底していないというお話は、いまお聞きのとおりなわけですね。いま私どもが聞いておる公取の調査の結果と申しましようか、あなた方も同時に受けになっておられるでしょうし、あなた方も年に一回御調査をしていらっしゃるのでしょうか、その点からどのようなお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○近藤政府委員 ただいま公取委員長から概要のお話があったとおりでございまして、私どものほうの数字では、一昨年の十一月と昨年の五月とで、拘束性預金の比率が一六・九から一六・二へと、ある程度下がつておるわけにございまして。ただ、公正取引委員会の広義の拘束預金の調査では、逆に若干上がつておるというところでございまして、その間にあるものが、まさに御指摘のとおり問題になるものであらうかと思ひます。そのうちには、あるいは実際に拘束されていらないのに拘束されておると感じておるものもあるかとは思ひますが、しかし、やはりこの辺の違いが、社会的に見まして、金融機関と借り入れもしくは債務者、預金をする者の側における力関係と申しますか、そのようなことに基づいて起こつておる面があるわけにございまして、その辺から考えますと、私どももいたしましては、絶えず表面の数字の裏にある実際の動向というものを目を付けて、指導監督を厳正にやつてまいらなければならぬというふうな考へておるわけにございまして。昨年度も実際に相当数の検査を、特にこの両建て歩積みのために専門にやりました、その結果、かなりの改善を指導したわけにございまして。

○中村(重)委員 現場調査を年に一回、書類調査を年に二回くらいおやりになつておるということでございますが、通達によつて拘束預金の解放、それから拘束分に対するところの金利措置、その

他いろいろな通達が実施されているというふうにお思ひでしょうか、いまの拘束分についてはわかりましたが、金利措置が十分に行なわれているのか。それから、いま言う拘束分は完全に解放されておるといふふうにお考えでございまいしょうか。

○近藤政府委員 ただいま御指摘の点は、一時に比べますとかなり改善は見えておると思ひますが、ただ全体といたしまして、先ほども申し上げましたように、表面上に出てまいつております統計の数字とおりと受け取つていいかどうか、この辺はたいへん疑問がございまして、私どももいたしましては、検査に特に重点を置きまして、たとえば昨年の検査のしかたを申し上げますと、拘束預金比率が高い店、あるいは貸し出し取引の多いいわゆる貸し出し店舗、あるいは中小企業を主たる取引層とする店舗、そういうようなものを特に抽出いたしまして、それらについて歩積面両建て預金の臨検調査、それ専門の臨検調査を行ないまして、特に拘束預金比率の高い債務者を抽出いたしまして、大体一店舗三十名くらいでございまして、それらにつきまして、四十五年中で大体四百店近くのものを検査をいたしております。その結果、先ほどおっしゃいましたような点、不備な点がいへん目を光らせておりませんと、すぐまたもとに戻るといふような性質の問題でもございまして、私どももいたしましては、実際の検査をさらに強化してまいらうというつもりでおります。

○中村(重)委員 公正取引委員会は直接調査でございまい。したがって、アンケート調査という以外には現状においてはできないのであらう、私はこう思ひます。銀行局として十分の調査が行なわれておるのかとお伺ひしましたところ、いま銀行局長から率直にお答えがございましたように、きわめて制限された形になっておる。そこで疑問をはさまれたのですが、私は非常に率直であると思ひます。確かに、大蔵省のあなたのほうの目をのがれて拘束がなされておるといふふう

に、いろいろな形で調査をいたしました、そういうふうな把握しているいま一六・九から一六・二%くらいになつたことですが、私はそれは思つていない。定期性預金というものが三〇%、それから流動性預金が一〇%から二〇%程度、四〇ないし五〇%の拘束が依然として行なわれておると思ひます。(そのとおりと呼ぶ者あり)いかがでしょうか。

○近藤政府委員 私どもも、いろいろ実際のなまの声をできるだけ進んで聞くようにいたしてあります。それらの声の中には、相当ひどいというお声がいまかりましたが、そういう実情にあるものもございまして。

そこで、たとえば先ほどの四百店の調査対象債務者が一万一千人を若干上回るぐらいの調査でございまして、それらにつきまして、たとえば即刻是正を指示したものと、それからその銀行として歩積面両建て預金の再調査を行なわせたものと、あるいは経営者に嚴重注意を与えたものと、あるいは本店及び営業店の自衛体制を強化するための具体的な措置をとらせたとしたといったようなものが、相当数にのぼつております実情から見まして、先ほど御指摘になりましたような声も、あるいは部分的には真実ではなからうかという感じもいたすわけにございまして。

○中村(重)委員 結局、裏拘束ということになるわけですね。裏拘束は表面に出せないわけですね。表面に出せないから、今度は預金証書というものをお客さんからもらう。なぜなら、もらつておかなければ、こげつた場合に相殺ができないうでしよう。したがってこれをお客からもらつておる。それをあなたのほうは押え切れたら確実なんですが、それを押えることができないですね。私の調査したところによると、これは受領証はとつてありますよ。とつておかなければ、いま言う危険、こげつたといったような場合との関連が出てまいるから、そういうことに突はする。ところが、あなたのほうは調査をするということはずぐわかるわけですね。どうしてわかるのか。銀行のほうに知らせるのかどうかわかりませんが、わかるからどうしてとお思ひですか。銀行はお客さんに数字でもって番号をつけておきます。そして、いま申し上げましたように、受領証をとつていかうかというところ、それは調査の対象になりますから、それをまず調べる。とつていない場合があるわけですね。とつていなければ、これは調査で、債務者に対して通知もしないし、債務者の了解のもとに金利措置等が行なわれていないというふうな指摘を受けますから、したがって、そういうものをまずその番号によつて調べて、とつていなければとりに行くわけですね。債務者は弱いから判子をすぐ押してしまうので、優越的な地位を乱用いたしまして、かつてなことをやるのでせう。

それから、先ほど私は、あなたのほうの調査はわかるのだと言つた。わかるから行員が残業するので。二週間も残業も残業して、そしていま申し上げたようにいろいろな調査をして判子をとつていないものは判子をもらうという最大限の努力をやつておる。これが実態なんですよ。ですから、その証書というものは、こげつた際に相殺をする関係からどうしても必要だからというので、それは確実なものなんです。すべての表面、裏面の拘束が明らかになりますから、これはなかなかあなただけのほうの調査では出さないうでせう。それをどうにかして押えるという方法はないのかどうか、そうしなければ、いまのような調査を何ほ繰り返しても、何ほ通達をお出しになつても同じことなんです。これが問題ですよ。

それと、お考えをおきいただくかなければならぬことは、金利措置というところになつてまいります。私も資料を持っていますから、金利措置による金利は何%ということは承知してありますけれども、時間的な関係もありまして、そこは申し上げませんが、表面に出るものについては、金利措置によつて金利が安いわけでしよう。ところが裏拘束のものは、金利措置を行なうことができないわけですね。だから、拘束はされておるけれども、

債務者は高い金利を払わなければならないのです。この点は非常に重要な問題ですね。こうした歩積み両建ての問題が大きく問題になる前は、すべてこれを担保にいたしますから、金利が若干安かったわけですね。信用レートのところになってまいりますと高くなるわけですね。ところが、裏拘束分はいわゆる信用レートで金利をとられるわけですね。だから、きびしくなったために、逆に債務者は金利負担というものが非常に強くなった。だから、いまのようないふことが実態なんです。だから、いまのようないふ状態だったら、もう全部表に出すという形にしなければどうにもならぬということになってこようかと思ひます。これをどうするか。これは私は大へんな問題点であらうと思ひますよ。

○近藤政府委員 ただいま御指摘のとおり、面があるかと存じます。大体銀行の検査の周期が、人手の関係その他からほぼ一定してしまふ結果になりますので、検査のある時期近くになります。いろいろとそういうような意味で、一種の粉飾の準備をするというふうなことも、あるいはあろうかと存じます。そのような点を考慮いたしまして、特にこの両建て歩積みという問題は非常に大きな社会的な問題にもなりますので、私もいろいろといたしましては、通常の検査とやが違った機動的な検査方式ということをや昨年から研究いたしておりました。そして、必ずしも周期にとらわれないで、先ほど申し上げましたような、特に公正取引委員会との連絡あるいは一般からの通報等で、両建て歩積みという点で注目を要する店舗というふうなものを、いわばねらい撃ちで検査をするというふうなことを考えております。

金利措置が不適当というふうなものも、御指摘のとおり非常に多いわけでございます。先ほど申し上げました検査の結果私どもの得ております事例でも、百四十五件にわたる金利措置不適当分が発見されております。これはいわゆる即時両建てに次いで最も多い件数になっております。

が、これらの点につきましては、そのつど、その店のみならず、その金融機関の全店にわたってさらに再調査をするように命じておるわけでございます。

○中村(重)委員 とにかくあなたのほうで通達を出されたのは、金利措置は百万円超が地方銀行で五・七五%、それ以下が六・五%、裏工作分、いわゆる込みレートになると八・五%から九・五%、拘束されながらこの込みレートで金を借りているというのが実態ですから、これはひとつ何とかして突きとめて解決をしてもらわなければならぬと思ひます。

それから、実に私が悪質だと思ひますのは、政府の資金を貸し付ける場合、代理貸しですね。申し込み者に金を申し込ませるのですよ。五百万要する人には一千万というふうに申し込みをさせる。

そしてそれをすぐ即時両建てにするのですよ。一応すぐわかりますから、流動性の預金にやらせるわけですね。今度はまた日にちがたつたら定期性に持つていく。それから今度はしばらく日にちがたつて拘束もつていくという三段階に分けてやっているという事です。けしからぬ話です。

要らない金を借りさせるのですよ。代理貸しですから銀行が保証をいたしますね。保証をするから債務者は要らない金だけれども、申し込みをする。政府関係金融機関の絶対額が少ないのに、必要な金を借りまして、そして銀行に即時両建てをやらせるのだから、ますます苦しくなってくるじゃないですか。こういうけしからぬことがまかり通っているのですよ。言語道断というのか、こういうことをいつまで放置しておつたらよろしいのでしょうか。これは申し上げても、御答弁をいただこうとしても、局長が先ほどお答えになったような答弁が返ってくるだけで、ともかく研究してこういうことをやらせぬようにしようということだろと思うのですが、ともかく許せないですね。だから大臣、これは大蔵省だけの問題ではないのではないのでしょうか。中小企業者にとつてこれはたいへんですよ。大企業に對すると

ころの貸し出しが大体普通で年率七%から七・五%くらいです。中小企業は申し上げたように八・五%から九・五%です。こういう大企業は拘束預金に應じないですよ。担保はとりまじょうけれども、そこは信用があるからそうきびしくない。金利は高い、担保はとられる、歩積みはさせられる、即時両建てはやらされる、これでは中小企業は背負い切れないでしょう。いま物価対策の面から、生産性の低い中小企業を強めていこう、生産性を高めていこう、こういうことでいろいろな配慮をしておられまじょうけれども、これではどうにもならぬではございせんか。勝負にならぬですよ。こういうことでは相撲にならない。大臣、これは閣議で問題にして、ひとつこうした面を改善するというところできびしくおやりになる。公正取引委員会の委員長が帰りましたが、これでも特殊指定というのを公正取引委員会ではやらないです。大体、調査もろくろくできぬだろうと私は思ふ。直接調査なんかできないんだから。だから先ほどの谷村さんの答弁なんて、私は歯がゆくてしょうがないのですよ。おさなりのす。こらあたりでひとつ大臣、お答えを伺いたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○宮澤國務大臣 よく感じますことでありまして、けれども、何か会合がございまして、大体銀行の人の床の間にすわつておるわけでありまして、過去二十年間でそうでなかつた時期が、私、注意して見ておりましたので覚えておりますけれども、一ぺんだけございまして、それも非常に短期間でありました。そういう社会的なしきたりが続いている限りは、やはりその裏では、いま言われまじょうようなことがあるというのを推定していいのではないかとこの問題に思ひつております。

ただこの問題につきましては、大蔵省も実は非常に真剣に、何とかしてこの弊風を改めたいという努力をしておられることは事実であります。決して金融機関だから大目に見ようというふうな行政態度でないことは、私も実は自分で確認をいたしております。先ほどもお話がございましたが、

が、検査であるとか、調査であるとか、あるいはいわゆる拘束性に相当する貸し出しの部分についての金利の引き下げでありますとか、いろいろ指導をしておられるわけでありまして、結局、需給関係でございましてから思ふように習慣が直らない。幾らかよくなつてきたことは確かと思ひますが、直らない。でありますから、その方法としては、一つはそういう検査なり調査なりをいろいろ新しい方法でやつていただくということ。それから申せば、これは国全体の経済情勢にもよることでありまして、金の需給関係というものを、許すならば需給がバランスに近いような形に直していく。一つはこういう非常に具体的な検査、調査のやり方でありまして、一つは経済情勢のつくり方、持つていき方ということになるのではないかと思ひます。

なおこれは、私はこういう悪い習慣を弁護するために申し上げるわけではないのでありますけれども、そういう意味に解釈していただくと困るのございまして、わが国のような高度の経済成長が続いておられます場合に、おそれなく、いま世の中がいわれておる表面金利というものは、実はそれが実態金利になることはなかなか無理であつて、いわば金の需要家は、いま御指摘になりましたような形で、より高い金利を負担をせざるを得ない。また逆に申せば、それが経済全体の中に織り込まれていくということになつていくというものが、純粹の経済の見方からすれば、私はある程度は事実かもしれないと思ひます。銀行行政もだんだんいろいろ自由化をされていける方向に進んでおりますから、そういうことが進むこともこの問題解決の一つのいい方向だと思ひつておるわけでございます。

いずれにいたしましても、この問題は、一つはやはり検査、調査というものの励行、他方で経済情勢が許す限り、表面金利というものがほんとうに金を借りるための価格であるというふうなことに近づけていくという長期間の努力が政策として要るのではないかとこの問題に思ひつておるわけ

でございます。

○中村(重)委員 私も大臣がお答えになりましたように、大蔵省の銀行局が決してあいまいにしておるとは思いません。それはいま銀行局長の答弁態度の中からも十分うかがわれる。あいまいにしておるとは思いませんけれども、それはやはり銀行屋さんですから、そこは簡単にいくものじゃないですね。よほど強力な姿勢でもってこれを直していくということではなければどうにもならぬです。私が先ほど指摘いたしました代理貸し、これはすべての銀行がそうやっていっているとは申せません。しかし、代理貸しで必要以上に借らせて即時両建てをやらせるといことは、許せない行為じゃないでしょうか。わずかの歩みでもこれはけしからぬことです。しかし、必要な金を借りさせ、即時両建てをやらせるのはいけない、これは犯罪です。いま申し上げたように、裏工作のために金利措置がとれない。ほんとうに弱い立場に置かれている中小企業のいかに大きな負担になるか。これは聞き流しておつてはいけな問題である。したがって、銀行局もさらにひとつ決意を新たにしていって取り組んでいただきたい、そう思います。

なお、信用保険に關連いたします高度化資金その他大臣にぜひお尋ねしなければならぬ問題が若干ありますので、厚生省と労働省にあつて来ていただきますのは恐縮ですが、ここで簡単に尋ねをいたしまして、午後には若干時間をいただいで最後の質問にしたいと思っております。

中小企業の雇用対策について労働省の考え方 ひとつお聞かせいただきたい。時間の関係がありますから、私から項目をあげてお尋ねをいたします。

若年労働力の充足というのが中小企業はなかなかむずかしい。したがって、若年労働力を充足させるための考え方というものが労働省にはないのかどうか。また、福利厚生施設とか、中小企業のための住宅の建設ということについては、どのように今後対処していこうとしておられるか。それ

から、中小企業の従業員の退職金共済制度というのが実はあるわけだ。ところが、この退職金共済制度というのが、御承知のとおり、昨年でございまして、三年以上十年未満が五%、十年以上が一〇%、そうして二百円の国庫補助対象が四百円になったということだけだ。これとても問題になりません。やはり寄らば大樹の陰ということ

で、福利厚生施設もい、退職金も十分保障される大企業のはうへ若年労働者は行つてしまふ。何とかこれを国庫補助をふやして、中小企業に働いても退職金はひとり立ちができるような額がもたれるのだ、あるいは中小企業の生産性が高まつて賃金が引き上げられて、中小企業に働いても妻子を養っていくことができる、生計が営まれるというふうな方向へ持っていくのでなければならぬ。そのためには、最近の倒産も労働力不足の深刻化ということが倒産要因の一つになっているわけでありまして、ここあたりはひとつ十分配慮しなければならぬ。きょう御出席になつておられる方では、こうした政策の面についての責任を持つお答えをいただくことはちよつと無理ではないかと思ひますけれども、いまの労働省の考え方はお聞かせいただくことはできようかと思ひますから、ひとつ現状、将来の考え方というものをお聞かせいただきたい。

それから厚生省には、いつもいわれております五人以下の中小企業に対する社会保険の強制適用というところを、もうここらで踏み切らなければならぬのではないかと、そのように考えますが、この点はどうお考えになつておられるのか。

それから、中小企業団体の共済制度、これは農協の場合におきましては公的共済制度でありますけれども、中小企業はほとんどふえつつある。したがって、中小企業団体の職員もふえつつあるのに、中小企業団体の職員に對しましては、任意共済のまま放置されておる。これではいけないのだ。やはり身分の安定という面から考えてみましても、公的共済制度の確立というものは遷延を許さないと私は考えるわけでありまして、これらの

点に對してのお考え方を聞かせいただきまして、最後に大臣のお考えをいただいで、午前中の質問を一応終わることにいたしました。午後にはまたお尋ねをいたしたいと思ひます。

○中蔵政府委員 中小企業の労働力不足の問題でございますが、これは先生御指摘のとおり大きな問題でございます。昨年の十一月の調査を見ましても、中小企業の五八%は人手不足が経営上の隘路になつていっているということで、大きな問題になつていっているわけでございます。これに對しましては、根本的には協業化とか設備の近代化等を進めまして、人手依存の経営から、高い技術に裏打ちされた生産性の高い近代的な中小企業への脱皮をはかつていきたいと思います。企業が計画的に人材の養成、管理、確保を行なえるように、事業内の職業訓練の助成でありますとか、雇用手管理の近代化に對する指導の強化をはかる。

特に先生御指摘のような福祉面でございまして、これにつきましては、雇用促進住宅の設置、貸与ということを進めております。それから雇用の促進の融資の拡充ということも進めております。この利率につきましても、大企業の七分に對しまして中小企業は特に六分五厘。それから融資率につきましても、大企業は七割ないし八割の融資率でございますが、九割までお貸しするというところで進めております。その他、工場の周囲に、共同の福祉施設とか勤労者総合福祉センターというふうな、福祉施設の設置を進めまして、中小企業を魅力のある職場にすることが肝心であると思ひますので、今後とも、通産省その他とも協力いたしまして、この面の確保、推進をはかつてまいりたいと思つております。

○金丸説明員 お答え申し上げます。先ほど先生から御指摘のありましたように、中小企業の退職金共済制度につきましては、昨年の国会におきまして、最低二百円、この部分だけ国庫補助対象部分として考えておつたところを、掛け金月額四百円までを補助対象といたしたわけ

でございます。したがって、率としましては、先生御指摘のとおり、三年以上五%、十年以上一〇%、これは変わつておりませんけれども、その要素となります掛け金月額が二百円から四百円ということになりました。倍増になったわけでございます。しかしながら、この倍増をもつて私も決して十分満足すべきものではないというふうには毛頭考えていないので、今後この制度につきましても、五年目ごとに掛け金の額なり退職金の額なりを再検討せよということが法律上明示されておりますので、その間におきまして一般の大企業自体の退職金の水準というものは、当然上がつてくると思ひますので、そういったものと、それに負けないような中小企業の退職金制度もつくらなければならぬ、こういう考え方を従来から一貫して持っておりますので、現在、いま申し上げましたような姿で国庫補助をいたしておりますけれども、今後の退職金水準の動向等を勘案しつつ、これをできるだけ引き上げる、こういう前向きな方向で努力してまいりたい、かように考えております。

○中村(重)委員 五年に一回なんということになつてくると、四百円が補助対象になつておるわけですから、お話にならぬですね。大体、どの程度まで中小企業に働く従業員の退職金制度を拡充していこうとするのか。年次計画では最終目標はどうなつておるのですか。

○金丸説明員 具体的な数字的な計画は現在のところ持つておりません。ただ、私どももいたしましては、基本的な考え方としては、先ほど申し上げましたように、この制度そのものが、大企業におきまふような退職金制度を、中小企業においても国の援助なり補助なりというものでつくられれば、中小企業の振興なり中小企業の従業員の福祉にならぬ、こういう考え方からきています法律でございますので、そういう精神で対処していきたいと考えておるわけでございます。

○穴山政府委員 医療保険部長でございます。第一番目の五人未満の適用の問題でございます

が、先生おっしゃいますように、現在、健康保険の残されたいろいろな問題の中で、五人未満の適用の問題というのは非常に大きな問題でございいます。したがって、一昨年健康保険の抜本改正の諮問をいたしました際にも、大きな重要な柱となっております。ただ現在、社会保険審議会におきましては、前提要件の中間報告が終わりまして、これからいろいろの抜本改正の対策にいいよ審議が入っていくわけでございしますが、その中で当然この五人未満の適用という問題が取り上げられるわけでございまして、したがって私どもは、この答申をいただきました、この問題の解決に前向きに取り組んでまいりたいというように考えております。

ただ、非常にむずかしいのは、この問題を解決いたします前提といたしまして、たとえばいろいろの問題がございしますけれども、御承知のように、たまたま健康保険が非常に赤字財政になっておりまして、したがって、五人未満の適用をいたします場合に、たとえば各医療保険の制度間の財政調整でございしますとか、そういった財政的な措置をどうやっていくかということが一つの大きな議論の中心になるわけでございします。それからもう一つは、現在、社会保険では、政府管掌の健康保険では大体六十五万事業所くらいを対象にしておりますけれども、現在五人未満で未適用になっております事業所が、これは推定でございしますが、約百五十万くらいあると思われまして、いまの約倍以上のこういった事業所に対して適用していく場合に、事務的にもどういうふうな処理していかうかという実施上の問題もあるわけでございまして、こういったような問題を前提といたしまして、これから社会保険審議会でも五人未満適用の審議が始まります。私どもも、この考え方、社会保険審議会の結論というものをいただきました、この問題に取り組んでまいりたいというふうな考えるわけでございします。

それから二番目の中小企業団体の職員共済、これは私の所管外でございしますが、聞くところによ

りますと、これは一言で申し上げますと、年金関係の問題は私も所管しております医療保険とちよつと違ひますので、厚生年金という総合的な統一の制度というもので運用していったほうがいいのではないかと、そういうふうな考え方が非常に強い面もございまして、そういうふうなことが、この考え方の前提と申しますか、なること、このように聞いておりますが、これは私の所管でございませんで、正確にお答えができませんが、以上でお答えを終わらせていただきますと思います。

○吉光政府委員 中小企業団体の職員につきまして、農林漁業団体共済制度と同様の制度を設けようというふうな点につきましては、しばしば御指摘を受けておるところでございまして、かねてからその具体策につきまして検討を続けてまいっておりますところでございします。御承知のように、中小企業団体はいろいろ多数ございまして、商工会でございしますとか、あるいは中央会、各種の組合というふうな、それから多数のものにつきまして、これを一つの団体共済というふうなことで処理してまいることになるわけでございしますけれども、この多数のそれだけの団体の経営体質と申しましうか、あるいは財政負担と申しましうか、非常に千差万別でございします。したがって、そこらあたりの実態につきまして、いろいろの差がありまして、関係上、各種団体ともそれぞれいろいろ打ち合わせ会を持って検討を続けておりますけれども、なかなか利害が一致しない面が出てまいっております。同時に、そういうふうな問題につきまして、いまいろいろと具体的な詰めの行なっておりますところと申します。それからさらに、いまお話がございしました、社会保険体系全体との関連の中にどう位置づけていくかという点も、やはり検討を要しなければならぬ大きな課題であるかと思うわけでございします。

したがって、この問題につきましては、積極的に解決する心がまえでいろいろと検討を続けておるわけでございしますけれども、当面の問題と

いたしましては、厚生年金保険でございしますとか、あるいは厚生年金基金という既存の制度をフルに活用いたしていくということで、さしあたり安定措置をとりたいということと抜つておるわけでございまして、たとえば商工会で申しますと、これは任意加入でございしますが、全体で七割程度がこれに加入しておるといのが現状でございまして、さしあたりの問題といたしましては、こういう制度の中にむしろ一〇〇%加入をしてもよろう指導の努力を続けておるところでございします。制度全体といたしましては、いろいろの面を勘案いたしまして、さらに積極的の解決してまいりたいと考えております。

○中村(重)委員 商工会の全国連の会長が小川平二代議士ですから、私は小川さんの意見も実は伺った。それから中央会にいたしまして、現在の任意共済を公的共済制度に切りかえるということについては意見の違ひはないわけでありまして、いろいろな団体がなかなか意見が一致しないというふうな御答えですけれども、私はそうじゃないのじゃないかと思うのです。農業団体の職員が公的共済制度でしよう。国庫補助の対象になっておるのではありませんか。どうしておるのです。ウエートは中小企業団体のほうへ移つてきておるのです。これはぜひ克服するといふような姿勢で取り組んでもらわなければならぬと私は思うのです。そうしなければ優秀な職員が集まつてこないですよ。身分の保障といふものを公務員にせよといふことではないと私は思う。そういう点を十分考慮されていくということではないかならぬのではないのでしょうか。こういうことで、ここにひつかかりはありましようけれども、それを克服していくかまがなればいけないと思うのです。税務記帳指導員の問題にしまして、大蔵省との折衝なんかで思うようにいかないのではありません。現実には補助員と税務記帳指導員というのは同じなんです。これはパートタイマーのようなものではないのです。非常に事務が多い。税務記帳指導員ですから、納税に大きく

役立っております。そういうものを、依然としてわすか一週間か八日分の日当を出して放置しておるといふようなことは、あまりにも実情を無視している。そういうことであつてはならぬと思ひます。大臣、ここでごつとお答えをいただきます。

○宮澤内閣大臣 それは、そのこと自身はまことにごもつともな御指摘でございまして、私どもも、指導員の待遇改善、身分の安定ということに毎年できるだけのことをやっております。その問題がいま解決しなければならぬ問題として残つておるわけでございします。先ほど中小企業庁長官が申し上げましたことは、事柄自身に疑問があるとかいうことではございしません。現に任意の制度がかなり育つておるところもございします。そういうところは問題がございしませんけれども、そうでないところもございします。そういったところ、全体の共済の経済としては、いいところだけをやるというわけに――なるべく経済をよくするために全体を一緒に連れてまいりたいという気持ちでございしますから、現実、熟しておりますところ、熟しておらないところとの差がかなりございしますときに、この制度を打ち立てることがはたしてできるかという、そういう現実の問題にぶつかつておるように思ひます。でありますから、指導の方向としては、現在進んでおりますところを進めていきまして、そうして、みんな新しいものができるようにならうか向かつていくという、そういう指導の方向をとるべきだと思ひます。

○鴨田委員長代理 午後二時三十分から委員会を再開することにして、この際休憩いたします。

午後一時四十分休憩

午後二時四十分開議

○八田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 中小企業庁長官にお尋ねをいたしますが、政府の中小企業対策で、集約化の方向をとるのかと思うと分散化の方向である、またそれが、協業化という形で中間的な方向へと、二転三転するような感じがしてならないのです。そこで、これから構造変化の中で中小企業が大きな影響を受けるということは、私がいりる問題点をあげなくともおわかりと思いますが、これからの中小企業対策としては、集約化の方向を進めていくのか。協業化ということで、一部集約である、また一部は個人的な意欲というものを中心としてやる、いわゆる混合的な形で中小企業政策を進めていくのか。その点の基本的な考え方はどういうことでしょうか。

○吉光政府委員 中小企業施策の基本的な柱に関する御質問でございますが、中小企業施策を現在やっております基本的考え方、中小企業基本法に示されました方向に沿って展開をいたしておるわけでございます。いま御指摘のございました、集約化であるか、協業化であるか、どちらの方向に重点があるか、こういう御質問でございますけれども、中小企業は、御承知のとおり、業種、業態によってその近代化の方向が変わってまいろうかと思ひます。ただ、どの業種、業態を通じて、一番太いパイプで結ばれておりますのは、やはり集団化効果というか、集約化効果というものが一番大きなウェートを占めている部分になるうかと思ひわけでございますけれども、そこまでの施策までいかない段階で、協業化というふうなことで十分に近代化が達成し得る部分、あるいはそれがなじみやすいというふうな部分もあろうかと思ひわけでございまして、したがって、企業によりましては、個別企業の近代化だけを達成すれば、それで近代化効果が出てくるという部類もあろうかと思ひわけでございますけれども、いまの客観情勢の中で判断いたします場合には、やはり中心をなしますものは、集約化であり協業化である、こういうふうな考へております。

○中村(重)委員 そうすると、集約化の年次計画というふうなことが、協業化の方向を進むにいたしましても、具体的には、近代化促進法から今度は構造改善業種指定という形になっていく。ずっと協業化が結局中心にはなっているわけですが、そういうふうな方向をたどるにいたしまして、年次計画、一つの目標というものがあつたのだらうと思ひます。基本的には中小企業基本法の上に乗ってやるのだ——それじゃ、その中小企業基本法で、経済の二重構造であるとか、あるいは格差を是正をするといったようなことについて、具体的にどうだという質問がいろいろ展開できるわけで、質疑応答が展開されていきますが、きょうは時間の関係もありますから、あらためてまたそれらの点へ深く入っていきたいと思ひます。

しかし、いずれにいたしましても、場当たりでは私はいけないうちです。いつも私は言うことですけれども、大臣がかわりますたびに、あるいは中小企業庁長官がかわりますたびに、新しいアイデアを進めていくという傾向が非常に強かつた。宮澤通産大臣は、別に新しいアイデアというふうな形で方向づけをしうとはしておられない。まあ深く入っていかうとする考え方であらうと思ひますが、それならば、やはりそれなりに一つの計画というものを置いて、それに乗った形でいろいろな施策が講じられなければならないと思ひます。その点についての考え方をひとつお聞かせいただきたい。

○吉光政府委員 御承知のように、いまも御指摘の中にございまして中小企業近代化促進法の体系に乗っております業種でございますけれども、現在までに政令指定業種として百三十三業種を指定いたしましたわけでございまして、製造業の出荷額にいたしまして大体七〇%に相当する部門でございますが、この近代化促進法に基づきます指定業種につきましては、御承知のとおり、五カ年間という年次計画を組みまして、五カ年間にどこまで近代化を進めていくか、そのためにどういう手段を準備するかというふうなことにつきまして、基本計画及び毎年度の年次計画におきましてこれを具体的に示しておるところでございます。

なお、特に最近の国際環境の変化に伴ひまして、急速に構造改善を進めなければならない業種につきましては、これも御承知のとおり特定業種として指定いたしました。これもまた、五カ年間の基本的な目標をもちましていろいろの計画を組んでおるところでございます。特定業種に乗り移りましたものが現在まで十三業種ございす。これはさらに逐次追加していく予定でございますけれども、その重要な、特別構造改善の促進をはからなければならない業種につきましては、あるめどを持った計画のもとにおける構造改善の推進ということが必要でありますこと、御指摘のとおりでございます。

○中村(重)委員 近頃法によるところの近代化促進計画というものを立ててになった、それはよく承知しております。業種指定百三十三。ところが今度は、その中心が構造改善業種指定、構造改善計画という形にウェイトが移つておるような感じがいたします。指定業種はいま十三とおっしゃいましたが、私どものいただいております資料では、十七ということに実はなつておるわけですが、そこで、この構造改善の業種指定をされ、構造改善計画をお進めになりましたが、それではその実績というものはどういう姿であつておるのか、近頃法の場合にも同じようなことが言えると思ひますが、具体的に生産性というものはどうなつておるのか、指定前と指定後では、そういうことがお示ししたかなければならぬと思ひます。どうか、こう私は思ふのです。

○吉光政府委員 先ほどお答えの中で十三業種とお答え申し上げましたのは、私の間違いでございますので、訂正させていただきます。現在までに指定されておる業種は十七業種でございます。ところで、この計画のトレースの問題でございます。実は近頃法も、指定されてからすで

に、一番古いものでは七年、あるいは八年。三十八年からの指定業種でございますので、ことしで八年目を迎えるというふうなことになるわけでございすけれども、この五年後におきます現実の成果がどうあつておるか。結果の問題につきまして、各指定業種別に現在トレースをいたしておるところでございます。おそろく今月一ぱいは、主要な、古く指定いたしましたものにつきましての結果が出てまいらうと思ひます。したがって、その後全体的なお答えを申し上げます。いま思ひわけでございすけれども、業種によりましてこれはいろいろと違つておりますが、五年間の計画期間に二倍以上の物的生産性をあげておるというふうなものもございす。

しかし、これは抽出でございますので、まだ全体的な作業を継続いたしておりますので、全体としてのお答えにはならないわけでございすけれども、たとえばマツチなんかは、五年間で生産性が二五%というふうな結果が出ております。またメリヤス製品につきましては二〇%、あるいは縫製品につきましては一八%というふうな生産性の向上が出ておりますけれども、さらにこまかく業種別に、全体としてこれらの効果を追跡してまいらうということが必要でありますこと、御指摘のとおりであります。

○中村(重)委員 私は先般も、業種指定をおやりになる、そうして税制の面あるいは金融の面で特別措置を講じられるわけだから、そのことが生産性の低い部門の生産性を高めていくという方向にあるのだから、その成果があらわれてこなければいけないのだというのを指摘しておりました。その線に沿つて作業を進めておられるということは、私はそれは評価をいたしたいと思ひます。いずれにいたしましても、やみくもであなた方のおやりになったのではどうにもならないわけで、やはり成果を絶えずつかんでいく、その上に立つてこれはためであるというふうな場合は、法律を廃止するという必要になつてまいりましよう。方針を変更されるということが適当であ

○中村(重)委員 事実上反するのだ。私は、直接現場に行つて調査をしてきたのだから、間違ひはない。間仕切りをしたくない、いわゆるデパート方式でやりたいというのが組合側の主張なんです。いいですか。その他の条件は全部合格しているとおっしゃる。ところがあなたは、間仕切りをしたくないという者と、しないという者と、両者があつて意見が合わなかつたというが、間仕切りをしないでデパート方式でやりたいというのが全員の希望であつたということです。ところが、その希望というものが何によつてひつかつたかというところ、共同事業をやれということ、ひつかつたのです。高度化資金というものは、共同事業をやらないければならぬというのです。

共同事業とは何ぞや。これはいま長官から、一つもひつかつたなかつたということでございますから、その点について私がいろいろ申し上げるまでもないと思ふのです。いわゆる一つの建物に入つて、隣は魚屋を、あるいはその隣は肉屋を、八百屋をと、こういう形であつて、お客が非常に便利に物が買ひやすいようにするということ、それがすなわち私は共同化の方向であらうと思ふのです。しいて共同仕入れといへば、肉屋さんと魚屋さんと、どこから何を共同仕入れができるのでしょうか。できるものではありません。包装紙等くらいのものでないでしょうか。それは私は共同事業としてけっこうであらうと思ふ。ところがこの指導に当たつた者は、共同食堂をおやりなさという要求をされたわけですから、ところが一戸当たりわずかに三坪ですよ。そこでやらなければならぬ、共同食堂を。だれが食べるのか。お互ひにその食堂に行つて食べるのが共同食堂だそうでございます。それを要求されたというのです。そんなばかげた話はありません。わずかに一戸当たり三坪しかないところを、わざわざさいて食堂をつくらしめようか。それをやったのです。それでひつかつた。それで計画は五階建てだ。一階をデパート式店舗、二階を貸し室、病院とかなんと

か、あるいは倉庫にも使う。三・五階はアパートという計画であつた。一、二階は、言うまでもなく倉庫等に使うのですから、高度化資金でこれは使えるということになつてまいります。あとは中高層の建築資金というのが借り入れられるわけでありまして、自己資金と組み合わせてこの五階建てを建設することが実は可能であつた。

ところが、そんなものをデパート式にやろうとするをやらせないうにやつたのは、組合でございませぬ、それは金を貸し出す側であつたわけですから。ところが、環衛公庫ということになつてまいりますと、これは一事業主当りに出さなければならぬから、建築基準法によつて、当然これは間仕切りをしなければならぬわけですから。ブロックで間仕切りをしなければならぬわけですから。で、き上がったものは四階であります。一戸当たりの間仕切りでございませぬ、十二店舗入つてゐるわけでございますが、何と階段を四十八つくつておきます。間仕切りしてしまつたから、四十八つくらなければならぬのです。そうしなければ、今度は建築基準法にひつかつて許可がおりないのです。高度化資金ならば、階段が二つあればよかつたのです。したがつて、ブロックで間仕切りをするために相当な面積がとられたわけですから。そういうところが、もう全く形式的な指導をするわけですから。

そして私は姿勢がよくないと思ふ。金を貸してやる、こうしてこなければ金は貸してやらぬのだという姿勢があるのです。そうではなくて、高度化資金をお使いになる、こういうふうになされたらどうか、こうしたら借りられますよというふうな、そういう指導がなされたいというのです。金を借りる者は弱い立場に立ちます。四人も五人も役人が前に立つて、組合の幹部の方が二人か三人やつてくる。まるで尋問するやうな形で、あつたやうだとやる。もう言ひたいことも言えないのですよと、組合長は、そのときの気持ちを少しみじみと私に語つておりました。私は憤りを感じたのです。あなたのほうで、どういふ報告から全く事実

に反する逆な報告をされたのか、私は驚いてゐるわけですから。私は、私は事実はこの目で見て、そしてまた、直接、組合長からつづきに事情を聞いて、お尋ねをしてゐるわけですから。で、あなたのほうにも、こういう問題について質問をするというのをわざわざ御連絡申し上げた。正確な調査をして御答弁をしていただきたかつたからです。こういうことがあると、何かいじめようとする考え方が毛頭ないからです。生きて金を使つてもらひたい。ほんとうに有効に、この高度化資金というものを生かしてもらひたい。そこに願ひがあるから、私はこのように申し上げてゐるわけですから。あらためてお答えをいただきます。

○吉光政府委員 私どもが調査いたしましたのは、振興事業団を通じて県のほうの意見をお伺ひいたして、その報告に基づきましてたゞいまお答え申し上げたのでございませぬ、いまお話を伺ひますと、もう全然内容的に食い違つておるといふ事実を伺つて、実は私もここで驚いておるところでございます。もし、いま先生の御指摘なさりましたやうな指導が行なわれておつたとすれば、これはたいへんなことでございます。

おことばの中にもございましたやうに、こういう高度化事業は、特に中小企業にとつてまさにやつてもらわなければならぬ、そういうふうな事業でもあるわけでございます。したがつて、こういう場合には、県の指導員あるいは振興事業団の指導員等によりまして、必ず事前診断が行なわれ、その診断結果に基づきましていろいろの計画が具体的に立案され、それが提出されるというふうな段取りで、そういう仕組みで仕事をやつてまいつておるわけでございます。したがつて、指導員の心がまえをいたしまして、懇切丁寧に、あるいはそれを乗り越えまして、積極的にいい近代的经营が成り立つやうなアドバイスをすると、金を持ってやるというふうな態度で、単純に、金を貸してやるというふうな態度で、こういう仕事が行なわれてゐるというところは、お話の中にございましたやうに、全くあつて

はならないことであると、私も考える次第でございます。

いまの共同施設事業として、共同食堂というふうなことを強く指導員が指導したというお話でございます。この共同施設事業につきましては、いまの集団化事業の中で、共同店舗事業の中でとり得る共同施設事業をればよろしいというふうな考えでおるわけでございます。食堂を必置しなければならぬとかどうとかいうふうなところまでの指導方針は、確立してゐないものと私どもは考えております。したがつて、たとえば空地を利用いたしまして共同の車庫をつくるということ、あるいはまた共同で宣伝事業をやるといふこと、これらはすべて共同施設事業の中に入り得るものといふふうに考えておるわけでございます。したがつて、先ほどのやうな共同食堂をつくらなければならぬといふやうなところまで言ひ、それができなければこの計画はだめであるといふふうな言つたことすれば、これはたいへんなことであらうと思つておるわけでございます。早急に、また具体的事実につきまして、いまのお話を前提にいたしまして調査させていただきますと存じます。

○中村(重)委員 私は別に、そのことをさらに追及してもらひたいと言つてゐるのぢやないのです。一つの例として申し上げたのです。階段が四十八と申し上げましたが、一戸に対して三カ所階段があります。四十カ所となつてゐるやうであります。高度化資金であれば二カ所でもよかつたわけですから。こういうものができましたね。そこでまた、高度化資金でやつた場合には、いまお示しになつたやうな、地下に駐車場がつくられた、それから一階はデパート売り場、これはお客さんも便利なんです。間仕切りがなくて非常に買ひやすいですね。それから三、四階はアパートということになる。こうなつてくると、住宅なんですね。非常に土地が高いから、住宅がずっと場末のほうへと延びてゐるのです。その上を住宅に使えるのですから、有効に土地が活用できるわけ

しょう。高度化資金ならばそれができたのです。これがだめになってしまった。実際にかけたことだと私は思っているのです。それから高度化資金であれば、利率も二・七％の金が使えたわけですよ。それから償還期限だって、十二年から十五年ということになるわけですね。コスト低下になります。したがって、生鮮食料品の価格も引き下げていくことにつながったんじゃないでしょうか。このようなメリットがあるものを、指導の誤りという形によって、実にうしろ向き形になってしまった。同じ国家資金が使われるものが、いかに有効に生かされなかったのかという一つの事例であると思います。

それから、考え方はともかく、その小売り市場というものの中心に入る、そういうことがすでに寄り合い百貨である、共同スーパーであるという考え方の上にお立ちにならないわけばずかしい。いまもお話ございましたが、共同駐車場をつくりなさいというふうな一歩進んだお話しやらなかったでしようけれども、そういうものが共同化の一つでございましてお答えになったわけですから、それは了解いたしますけれども、ともすればそれが条件だというふうにとられます。もろもろのそういう事業が、一カ所に集団化するのだ、それが共同化だ、そういうふうなゆるやかな、弾力的な考え方というものを中小企業庁はお持ちにならないければ、ともかくずっと末端にいくに従ってこれが締められてまいります。それを御注意を申し上げておきたいと思ひます。おそろくほかにもあるのじやないでしようか、そういうことは。だから大臣、お聞きになって、むしろ意外なことに驚いておられるのじやないかと私は思うのですが、どのようにお考えになりますか。

○宮澤国務大臣 先ほども、中小企業庁長官自身が、むしろ指導方針と反対のことがなされたようで非常に驚いておったようでございますので、言われまじやうに、ほかにもあるいはそういうことがあるかもしれない。具体的なケースを言うのではないとおっしゃってくださいますけれども、

そういうことがほかにもございしますとすると、これはたいへん困ったことでございしますので、さっそくこれは私どもの責任として調べなければならぬと思ひます。

それから一般論としまして、国の金を使うというところが、一つの方針に基づいて乱に流れないようにならなければならない、これは当然配慮すべきことでございしますけれども、いろいろ地方、地方によって事情も違うようございしますから、基本のところさえしつかり押えておきますから、あまり煩瑣にわたりますようなことは申さないほうがいい。わかりやすいように例をあげましても、それが必須条件のようにならねばならないと、それがございしますから、文書によるもの、あるいはときどき会議等に来てもらいまして話をいたします場合等々、いろいろな機会に、大綱はこうだ、あとは制度の目的を達するようにということであれば地方の実情に応じて弾力的に考えていい、そうあるべきではないかというふうな、ただいまお話を伺って思っております。

○中村(重)委員 長官がお答えになりましたことが、私はちょっと感じる点がございします。それがやはり食い違いというふうな形に県が報告したのではないかとと思ひますが、全く当たっていないのではないかと思ひますが、全く当たっていない、組合の中に、間仕切りをしないでデパート式というところになってまいりますと、大きい鉄筋コンクリートで計画したのですから、大きい柱が必要だということですね。そうなつてくると、一つの店舗がつぶれるという形になるのではないかと、もうようなことを考えた者もおつたらしい。それが、かみ合わなかつたというふうなことにとれば、とれるような感じがいたします。

そこで、それが指導だと私は申し上げるので、大きい柱は何本も要りません。わずかに二百平米ということになるかと、七十五坪でございしますから、これは十分その条件にかなつてゐるのです。そのくらいの面積でございしますから、柱一つものはたいしたことない。それよりも、一軒一軒ブロックで間仕切りをいたしますことのほうが、いかに面積を広くとるかということ、階段は二戸当たり三カ所とらなければならぬということと――三カ所ということは一階、二階、三階です。それから、そういうことになるわけですね。そのむだ、いろいろなことを考えてまいりますと、大きい柱を建てるということよりも、むしろ面積は間仕切りをするこのほうがたくさんとられるということ、そういう問題がある。そこらあたりを、しろうとです。それから、建物を建てる側も指導していくことでなければならぬと思ひます。だからして、組合長は私に對しまして、以上申し上げたことに對しまして、そうした考え方というものを、持つていきました、ともかく、中には柱が大きな、ひっかかったのは共同食堂でございします。何か共同事業をやれというところで、どうしても応じてくれませんでしたというところから、隘路はやはりそこであつた。過程では、いま申し上げた大きい柱、それをつくることでもって店舗が一つつぶれることになるというところで、いろいろ意見があつたことは事実であります。そのことを県はおそらく報告をしたのだらうと思ひます。ですからそこらへん、金を貸す側が、指導する側が、ほんとうに有効適切な指導をする、そういう知識をみずから持つということではなければいけないのじやないでしようか。そこらあたりが私は大切だと思ひます。これはお聞きになりましたが、もうだなどというふうにお考えになりますか。調査は調査として、参考になることではございしますからして、さうして、ほんとうに有効にこれからこの計画を進めていただく、そのことを要請いたしておきたいと思ひます。

いろいろなお尋ねしたいこともたくさんございしますが、大事なことで、カルテルの現状がどうなつてゐるのか。私は先ほど近代化構造改善計画というものを年次のに進めていかなければならぬという

うことを申し上げましたが、そういう方向であるということもわかります。そしてカルテルの問題というふうなものは、これはうしろ向きの姿でございしますから、これもやはり一つの目標を立てて、カルテルをなくしていくという方向でなければいけないのではないかと感じました。一挙にできないことはよくわかります。これに對する考え方を明らかにしていただきたいと思ひます。

○吉光政府委員 中小企業団体法に基づきます中小企業カルテルの現状でございしますけれども、昨年の十二月末現在におきまして、安定事業を実施しておりますのは五十七業種、四百十六組合でございします。これは昭和四十二年当時と比較いたしますと、百十六業種、六百三十二組合あつたわけでございますので、相当大幅な減少ぶりを見ておるわけでございます。そのうち、さらに安定命令を発動いたしておりますものも、昭和四十二年当時、四十六業種、三百六十六組合あつたわけでございますけれども、これが四十五年十二月末におきましては、三十一業種、二百七十五組合に整理されております。

こういふふうな逐次整理を見てきておるわけでございますけれども、近く近代化審議会を開きまして、さらにカルテルの整理に關します基本的な方針を定めてもらつてもらうとおるわけでございます。

この基本的な考え方は、結局、このカルテルが安易に利用されて、結果として近代化意欲をそぐ、あるいはまたカルテルの中に眠るというふうなことがあつてはならないわけでございますので、少なくとも三年以上上つておるようなカルテルにつきましては、全面的な見直しを行なうことにいたします。そして、いま現在安定命令を持つております業種の中には、組織関係業種が圧倒的に多うございまして、特に構造改善事業等を積極的に進めておる、そしてその成果について見込みがあるというふうなものを除きましては、逐次これを整理してまいる、こういう方針で考えておる

ところでございます。なお、その他の細則につきましては、あわせの際、いまの基本線に沿いまして整理基準というものを示したくつもりでおるわけでございます。特にこのカルテルの整理につきましては、そういう方向で積極的に整理基準を示して整理してまいりたいと思っております。同時に、これは毎年一回見直しの機会がございますので、基準に基づいてチェックいたしますことは、毎年一回必ずできるわけでございます。そういう方針でチェックをしまいたいと思えます。

○中村(重)委員 先ほどの集約化の計画的推進という点と関連をいたしまして、ここで問題として出てまいりますが、俗にいう農協スパーというようなことになるんだらうと思うのですが、十二回全国大会で生活の基本構想というのを決定しておるわけですが、これは大臣にひとつお答えをいただきたいのですが、組合員の事業または生活に必要な物資の供給を行なうとしていくようにあります。そして多角的な販売事業を積極的に展開しつつある。これは大臣もお聞きになって、御承知になっていらっしゃるかどうかと私は思うのです。ところが、これに対して中小企業は非常に反感を起しているわけですが。

○吉光政府委員 農協法第十条のいまの御指摘の場合は、第一項第三号の条項に該当する事業として行なおうという意味であらうかと思うわけでございますが、「組合員の事業又は生活に必要な物資の供給」ということになっておるわけでございます。さらに員外利用につきましては、第六項で「利用分量の額の五分の一をこえてはならない」という線があるわけでございます。したがって、農業協同組合法の事業の範囲内で行ない

得る事業であれば適法でございますけれども、それを逸脱したものであるということになれば、農協法自身からすでに違反してまいっていることにならうかと思えます。

○中村(重)委員 逸脱をしていない、適法に行なわれている事業ということになってまいりますと、どういふことになりましようか。

○吉光政府委員 これが適法な事業ということになってまいりますと、結局、同じ小売り店相互の関連におきます調整の問題というのが、地域的には起こってまいり場合も出てまいりかと思うわけでございます。たとえば、需要があまり伸びていない地域で、そこにいわゆる農協スパーが進出してまいり、しかもそれは、協同組合法の範囲内の活動だけしておるということでございます。でも、現在法律規制がございせん。一般スパーがどこかに立地いたします場合、地元小売り商との間にいろいろとものちやうく起す場合が多いわけでございます。こういう場合、そういう地元小売り商の健全な発展、そしてまた消費者の利益を害さないという基本的な原則に基づきまして、小売り商相互間の調整問題というものも起こってまいりうかと思えます。

○中村(重)委員 それは調整の問題でありまして、逸脱をしていない、商法に行なわれているというのとはどういふことかという法律解釈——あなた法律は専門家だから、的確にお答えがでるだらう。そういう問題があるのにどうするかという問題になってまいりますと、いまのお答えがびつたりしてくるわけですが、それはむしろあとで大臣からお答えをいただく筋合いのものでございまして、あなたはひとつ法律解釈のほうを——よろしいです。

いづれにしても、先ほどお話がございましたように、「組合員の事業又は生活に必要な物資の供給」を行なうというのは、農業を営むに必要な物資である、こういうことになるのではないか。それから「生活に必要な物資」とは、きわめて限られた範囲の生活物資ではないのか。これが適法と

いうことになるのではないか。それからいまの員外利用の問題にいたしまして、これが適法か、適法に行なわれていないかというところは、その実態によってつかんでいただかなければならないというように私は考える。

それはよくお聞きして、そういうふうな事業ということになってまいりますと、それは販売事業ではなくて、むしろ購買事業ということになっていくのではないかと感じがいたします。本来それが農協の姿でなければならぬような感じがいたします。

それで、私から申し上げると言いましたから、ここで具体的なこととして申し上げてみますが、生活基本構想の中に、理美容、結婚式場、葬祭施設、食堂、学校給食、娯楽施設、建築建設業、不動産業、その他各業種に至るまで手を伸ばす、こう示してあります。それはいわゆる適法というところになってくるのか。逸脱をしていないという形のものであるのかどうか。先ほど私が申し上げました「組合員の事業又は生活に必要な物資の供給」という形と関連してまいりますから、ここでひとつお答えをいただきたい。

○吉光政府委員 先ほどは失礼いたしました。協同組合法の法令を手元に持っておらなかったものでございまして、条文を見ながらお答えをさせていただきます。いまの御指摘の点でございます。これは、いまの基本方針を宣明しました内容につきまして、はっきりとした具体的な説明を受けておりませんので、ここで、いまお伺いした感觸と申し上げますか、そういうことでお答えを申し上げます。いたしますれば、私の感じでは、法律の十条の、できておる精神にまさか逸脱をしている点がありはしないだらうか、こういう感じが率直な気持ちでございます。

○中村(重)委員 まあ、そうだらうと思えます。私も、どうもいわゆる適法ということにならないところがないかと思う。

日の消費者の置かれてある実態というものがある。農協は税金がかからないということになってまいりますと、個人事業税を徴収され、それからいまい言う所得税その他重税にあえいでいるところの、あるいは資金難にあえいでいるところの零細な地方の企業というものは、もう立ち行かない、いま深刻な打撃を受けているという実態があるわけでありまして、ここの調整をどうするかというところが、やはり問題になってくるのではないかと、いかに私は考えるわけですが、その点に

対しての一つの考え方ですね。農民といえどもこれは消費者であるわけだ。その利益は守っていかねければならないということになってまいります。ところが、こうした農協法を拡大解釈をいたしまして、いろいろな事業をやっていくということとでなければならぬならないのだ、そういうこととおやりになっておるであらうまいしょう。また生鮮食料品の流通機構を強化拡大をしていくというところから、農協、生協を強化していくという方針を佐藤総理は明らかにしてまいっておりますから、こころあたりのかね合いというものがある。また出てまいりますから、調整をどうするかというところになっていくのではないでしようか。この点ひとつ大臣、たいへんむずかしい問題でございますけれども、現実には、商工会等は決起大会等開きまして、これに抵抗をいたしておるところでございますから、大臣が何とかこれを調整しなければならぬ立場に追い込まれるであらうことは、避けることはできないと思えます。したがって、ひとつ大臣のお考え方を聞かせをいただきたい。

○宮澤國務大臣 これは御指摘のように、非常に気の重い問題でございます。そもそも農協という名前がついておられますけれども、土地によりましては、地域の変貌によって、もう農という部分は実際上ちよっと似つかわしくないような、それでも農協という名前になり、たいへん金を持っておりますところもございまして、半ば金融機関であつたり、半ばデパートであつたりするようにならう

に、現実の問題として変貌してしまつたようなところが多々ございます。それでも、員外利用は一定の制約がある法律上なっております。それから消費生協につきましても、県境を越えてはならないという問題、これは規定もあるわけでございまして、生協のうちには、非常に大きなものがありまして、法人格は別であるが、實際上系列のものをよその県に出そうというような動きもあつたりいたします。

御指摘のように、片方は税金を納める、片方はある程度納めないというところでございますから、いわゆる中小企業の純粋の商店とイコールフッティングで競争をするというのでございせんから、その点はどうも公平だということとはなかなか言えない。他方で消費者運動から申しますと、なるべく便利なのは消費者にとつてはいいというところでございまして、そして小売り商が、先ほど御指摘もありましたような、近代的な寄り合い、スーパーにでもみんななつておればよろしいと思うのでございまして、必ずしもそうではないかと、一戸建ての、昔ながらの店というものが農協と同じ地域にあるというのが、いまの変革期の実情でございまして。

もつと申しますと、スーパー、あるいはさらにデパートのところまで話はいくわけでございまして、非常に正直なことを申し上げますが、私もどう考えたらいいか、実は思いあぐんでおるところでございまして。小売り店がほんとうに高度化をし、集約化をしていくというところであります。これは商品の専門家でございまして、何といつても農協や生協よりはお客さんの要望にこたえるサービスができるはずでありますけれども、小売店店の高度化というものが、私も思うように早く進まないというところで、いまのような状況になつております。この問題は、私どもの企業局のほうに、ひとつ根本問題として考えてみるようにというところを前から申しておるわけでございまして、いわゆる消費者あるいは企業局的な考えになつていきますと、中小企業の高度化しようとし

てまだ高度化されない部分が多いために、意見の調整がすぐにはむずかしいというのが実情でございまして。

ですから、おまえどのようにするつもりかとお問ひがありまして、実際、私も気が重うございまして、物価安定政策会議などは、どつちかといひますと消費者の立場から、こういう協同組合は育てていくようにという傾向の意見なんでもございすけれども、片方で、こういうなかなか高度化されない中小企業の流通機構ということを考えますと、徐々に徐々にというくらいしか私もこれという考えが浮かばないというのが、まことに正直なことを申し上げます。

○中村(重)委員 率直なお答えだと思ひます。しかし、いづれにいたしましても調整をしなければならぬ問題であるというところは言ひまでもないわけですから、員外利用にいたしまして、世界的な育成が促されている生協の場合、日本の場合には員外利用がなされていらない。農協は員外利用が許されているわけですね。認められているわけですね。ここらも私は矛盾しておると思ひます。生協というのはの性格というものがまた世界的なものであるというところが、日本の一般国民、中小企業者の中にもよくよく理解されてまいりました。あまり反発はないようです。いろいろな面で調整がまた行なわれているようです。いわゆる反発はあるのですね。あるのですけれども、いろいろ協調的なことも並行して行なわれているというような点も実はあるわけですが、最近の農協が、大臣お答えになりましたような形で行なわれている。しかも零細な地方の中小企業に直接影響が及ぶところ、生協はともすると中心が都市部になつてまいりますので、その点の影響というものは少ないわけでありませうけれども、どうしても農協の場合には、もろに弱い零細企業がその影響を受けておるというところに深刻な問題がある。こういうふうな思ひます。一つの思ひつきみたいな言ひ方でございすけれども、農協と地方の商工会、協同組合というようなのが話し合いをさ

れて、そうしてそれに委託経営をするといったような形等が考えられるならば、その間の調整というものは、両者が立つような形で何か方向づけができるのではないかとという感じがいたします。いづれにしても避けて通れない問題でございす。この点はひとつ積極的にこれに対処したいといたしたいということを要請しておきたいと思ひます。

倒産の問題、その他いま大臣からお答えございました百貨店、擬似百貨店あるいはスーパーの問題等々についてお尋ねをしてみたいと思ひますけれども、また別の機会にお尋ねをいたします。

次に、どうしてもきょう中小企業に関連をする問題としてお尋ねをしておきたいと思ひます。は、繊維の自主規制の問題についてであります。御承知のとおり、実は繊維業界が自主規制の宣言をいたしました。政府はアメリカに対して政府間交渉の打ち切りの通告をなさつたやに伝えられていたわけですが、この点はどうなつておるのございませうか。

○宮澤国務大臣 牛場大使とフランガン氏との間でいわゆる政府間交渉が行なわれておりましたので、業界の自主規制の宣言が出されました直後、牛場大使からフランガン氏に向かつてその旨を伝えました。と、交渉の客体は、われわれの見るところでは、これで解消をするので、従来続けたおつた政府間交渉はここで終止符を打つことが適当と考える、こういうことを申し上げたわけでございます。それに対して先方は、わがほうのそのような意思表示、説明を上層部に取り次ぎます、こういう答えをし、いづれ米政府の正式の立場は声明あるいは回答の形で明らかにすることになるであらう、こういう返事でございまして、私の知っております限り、ただいま現在まだ、どのような声明にも、あるいは回答にも接していないというふうな承知をいたしております。

○中村(重)委員 これはどういう形になるのございませうか。大臣、いまお答えになりましたように、日本からそういう意思表明をされる、アメリカ

カがこれに同意をするという形がとられて、政府間交渉は打ち切り、こうなるのでございませうか。アメリカからこれに対する同意という意思表示があるまでは、政府間交渉は打ち切りにならないでそのまゝ生きておるという形になるのございませうか。

○宮澤国務大臣 それは、ごく限られた時間の中でいづれかになることではございませうけれども、ただいまの時点については、きわめて正確と申しますか、あるいは厳密に申し上げますと、私どもとしては、もう政府間交渉を続ける客体というのは解消をしたという立場をとつております。先方はそれに対して、牛場、フランガンの間では正式に意思表示をしないまま、いづれアメリカ政府の意思表示を何らかの形で、こう申しまして、ただいまの時点までまだそのような意思表示に接していないというのが、厳密に申しますと、ただいままでの姿でございまして。

○中村(重)委員 意思表示がなければ打ち切りにならないのかどうかというところはお答えいただけないのでありますが、それはお伺ひしたい。それから、新聞を読みましてちよつとメモしておるのですが、ミルズ委員長が、極東三国が早急に日本の動きにならば輸入割当て法案は不必要、こう述べているのですが、この談話から見ると、韓、台、香港の三国が自主規制に就いたければ繊維輸入制限法の再燃というのもあり得るというように受け取られるわけですが、この点はどうなるのでありませうか。

○宮澤国務大臣 その点は、ミルズ委員長の声明にはそのように述べられておることとは、私も公電で受け取りましてそのとおりでございすけれども、どうもそこらに多少いろいろ含みがあるようございまして、わが国の業界自身の宣言の中にも、韓国、台湾、香港という名前すら実はあげておりませんし、そのすべてが日本と同様の自主規制をすることが条件だということも、明らかに述べられておりません。業界の自主規制の申しておりますことは、主たる輸出国が類似の規制

云々というふう述べておきまして、かなり幅を持たせての宣言のように思います。おそろくミルズ委員長長の申しましたことも、それと同様の趣旨において言っておるのである。すなわち、すべての主要輸出国が日本と同じ措置をしない限りは法律を出さざるを得ないぞと言ったものではございませんで、私の推量も入りますけれども、その幾つかがその国情に応じて最善を尽くして、似たような協力をしてくれればそれでいいのだということをおうとしたのではないかと、私が、私がミルズの声明を読みましたときに受けた印象でございますけれども、これは公に確かめたわけではございません。

○中村(重)委員 もう一つ伺っておきたいのですが、ミルズ委員長が、自主規制の結果さらに被害がある場合に備えガット十九条による措置をとり得るということを示唆したと伝えられているのですが、そういう懸念もあり得るのでしょうか。ここらあたりを考えて、例の業界の宣言の際にいわゆる留保事項というのを付けた、こういう形になつていくわけですか。

○宮澤國務大臣 おそろく、ミルズ委員長が、十九条云々と述べましたことは、米国内の業界等から声が起こるであろう、いわゆる市場攪乱、マーケットディストラクションがかりに起こったときには——そういうことは日本業界も気がつけるであろうが、起こったときには、ガットの原則に返るならば十九条というものの発動ができるではないか、これは今回の宣言あるなしにかかわらず、ガット固有の権利があるではないか、したがって市場攪乱というものはそういうことで防げるではないか、そういうことを国内の業界に向かつてミルズ委員長が申しましたものと考えます。私も、日本政府も、あるいはわが国の業界も、ガット十九条というものがガット加盟各国の固有の権利としてあるということを当然の前提にいたしておきますから、そのような権利が乱用されることのない限り、これはお互いの固有の権利だ、こういう見方に立っておりますから、その点、ミルズ

委員長と考え方のプロセスなり何なりは、同じことを考えておるといふふうに思っております。

○中村(重)委員 内輪向けであるということであるならばわかるわけですが、ところが、さあ自主規制をやった、さらに業界の反対があった、いろいろ被害事項をあげてきたところでもまた同じような形になったのでは、これは話にならないというところになると思うのでありまして、必ずしもこれは国内向けだということだけで簡単に考えてよろしいものであるかどうか。この点は非常に重要でございますが、業界も、一応自主規制宣言はしたけれども、いつでもそれを取り消すことができるのだというように留保事項みたいなものをつけておられるわけですか。そういう混乱がまた起こることは、決して好ましいことではないだろう、私はかように考えますから、この点は十分ひとつ確かめていただかなければならないことだ、こう思います。

それから通産大臣は、香港と台湾は日本に同調する、しかし韓国も同調するであろうという意味のことを語っておられるわけですが、これは情報の出所と申しましようか、そうした見通しの上に立っていらつしやるわけですか。

○宮澤國務大臣 昨日私どもの党で会合がございましたときに、私、短時間出席をいたしましたして、その席上私が、ただいま御指摘のようなことを申したという報道になっておるのでございますけれども、私は実はそのようなことを申さなかつたのでございまして、出席も短時間でございましたし、申しもたしませんでした。また、申したと伝えられておりますことは、実は、おまえどう思ふかとたたいまお尋ねがございましたら、私は、そのように簡単に樂觀できないというふうにむしろ思っております。

○中村(重)委員 それでは、時間ありませんから終わりますが、繊維業界から、関係中小企業に對する救済策について具体的な要請があつたように伝えられておられるわけですが、具体的な要請があつたのかどうか。そこで、伝えられるような、

特別融資であるとか、あるいは国庫補助、あるいは税の減免ということになってまいりますと、これは政府が党に言明をしてきたところでございませう。額なんかのところはわかりませんけれども、内容としては常軌的だ、受け入れるべきものであると私は考へておられるわけですが、この点は大臣はどのようにお考えになつていらつしやいますか。

○宮澤國務大臣 そのような救済に關しましての要望は、自主規制宣言文を持ってこられましたときに、同時に私が受け取りをいたしましたので、業界の正式な要望と心得ております。これにつきましては、規制の態様等々具体化したしませんが、具体的には申し上げかねますけれども、基本的に、政府は業界の立場に同情と共感を表していただけることをするということとは、すでに総理自身が、国会の両院におきまして表明をしておられるところでございしますので、私もそれを体してやつてまいりたいと思つております。

○中村(重)委員 もうこれで終わりますが、また、沖繩の中小企業の問題その他、中小企業全般についてあらためてお尋ねをいたしたい、そのように考へております。いずれにいたしましても、信用補完の問題というものは、何回も私も申し上げましたし、大臣の御答弁の中にも出てまいりました、非常に重要な問題であるわけでありまして、さらにこれを強化拡大をいたしまして、中小企業の振興、育成をはかつていただきたいということ強く要請をいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○八田委員長 岡本富夫君。

○岡本委員 本論に入る前に通産大臣にお聞きしたいことは、最近の経済状況は、中小企業にとりましては倒産前と云ふような状況になっておりまして、金融引き締めといったことによりまして景気が悪くなったといふのですか、それで大体中小企業としては、いつごろ何とかこの底のような状態を切り抜けることができるのだろうか、こういう気を持ち、また日々の業務を営んでおられるわけ

であります。通産大臣が、通産業務といたしまして特に中小企業対策を打ち出すためには、そうした景気の状態、変動をよく考へて、施策をされておると思ひますので、大体の見通しについてひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 御指摘のように、中小企業にとりましては非常にきつい金融の逼迫でございまして、昨年末、中小企業関係の三公庫の融資をワクをふやしましたばかりに、この三月、異例のこととございましてしたけれども、年度末の融資対策を決定いたしましたこととございします。これはすでに御承知いただいておりますと思ひます。これによりまして、まづ年度末を越していきけると思ひます。

これからの見通しでございますが、私は、四月になりますと、今度は財政も比較的早く動き出すような用意をいたしておりますので、四月の下旬、五月の連休がございしますけれども、まづあのころにはかなり正常な状態に近くなつたといふうちに中小企業に感じてもらえるのではないかと。また、引き締めからちやうどその時点がほぼ六カ月の時点に当たるわけでございますけれども、そして夏に向かつて、まづかなりの、気分的には楽になつたという感じが、中小企業にとりましては出てくるのではないかと。他方で、今年は大企業の設備投資意欲がかなり冷えておると感ぜられますし、在庫も相当ふえておることから考へまして、中小企業にとっては、その時点以後はあまり金融的にきつい年にならずに済むのではないかと、いふふうにとたいい考へております。

○岡本委員 いまの見通しを聞きましたが、中小企業の倒産あるいはまた苦境といふものは、大体三四、五割、景気変動によつて苦しんでおるといふことが出ておりますが、そこで国のほうの財投とか一般会計、こういうものによつて、社会資本、そういうものが出てまいりから、そうしたところの上向きがあるのか。あるいはまた貿易が、いま見ますと、繊維にしましても、今度、自主規制をするといふふうな決定を繊維業界もしております。

ますけれども、あるいはそんなことで、いろいろの貿易による明るい材料があるのか。それとも、政府の今度の予算措置、そういうことによつて上向くのか。その点についてのお見通しをひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 金融面について申し上げます、この三月は、政府が先般とりました特別な措置によりましてとにかく越してもらえるであらう。四月に入りまして、何によつてと言われますから申し上げますと、やはり一つは財政と思ひます。ことに財政の中で公共事業が早く認証できるような準備をいたしておりますが、これが役に立つであらうと思ひます。それから、引き締め解除後、上流において引き締め解除が行なわれましてから、例の半年といういつもの時期が大體四月には参りますので、そういうことも正常化に役立つであらう。さらには、もし私の見通しに間違いがなければ、一般的に大企業設備投資が冷えておるといふことは、金融としては中小企業に入つていける余裕がかなり大きい。見通しが正しければそういうことになるのだと思ひますので、それらの要素が貢献するものと見ております。

○岡本委員 金融引き締め、あるいはいろいろな条件があつたと思うのですが、いま大企業のはうも相当生産率が落ちておる。そういうことによつて一番しわ寄せが来てるのは中小企業、特に下請企業であります。そこで、公正取引委員会の事務局長さんに、四十五年度の特に金融引き締めで非常に下請代金の支払いが遅延をしておるが、この状況調査、これをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○吉田(文)政府委員 御報告申し上げます。公正取引委員会は、下請法の運用につきまして、親事業者からの報告の聴取、これは定期調査と特別調査がございます。それから立ち入り検査、監査業務、これを能率的にやつてまいりまして、違反の親事業者に対してはきびしい態度で臨んでいるわけですが、昭和四十五年度におきましては、五千三十五の親事業所から下

請代金の支払い状況等につきまして報告を聴取したわけでございます。それで、そのうち違反の疑いがあるというものを対しては、さらに下請業者のほうも調べまして立ち入り検査の対象事業所を選ばれてございまして、昭和四十五年度におきまして立ち入り検査対象事業所数は四百八。定期調査、特別調査合わせまして五千三十五のうち、四百八の親事業者に対して立ち入り検査を行なつたわけでございます。そのうち、四十五年度におきまして立ち入り検査を完了したものが三百六十件でございます。その措置の内容は、下請法第七條に基づきまして、法律上の勧告でございますが、勧告をしたものが四十一件、行政指導により改善措置をとらしたものが二百五十四件、検査の過程で支払い遅延等が改善をされまして、不問に付したものが六十五件ということになっております。

なお、勧告等の措置をとりました親事業者に対しては、毎月その改善状況等を報告されて監査をいたしていただくわけでございます。それで改善を指導しているというところでございまして、この改善指導は、原則として三ヶ月から六ヶ月以内に改善をさせる。親の支払い能力等の関係もございしますが、ただ、いま申し上げました親の支払い能力が不足したような場合には、これより延びるというところもございしますが、原則は三ヶ月から六ヶ月以内に改善をされているというところでございまして、それで昭和四十五年度に、改善をされまして監査を打ち切つたものが百三十三件、現に監査を継続中の親事業者が二百六十件というふうになっております。

○岡本委員 そこで、そうした下請代金支払い遅延の不法行為のあつた企業、これに対して、下請代金を早く払えという促進をしておるところの追跡調査をなさっているかどうか。その点について私のほうの調べたところによると、取り調べを受ける前は、公取が来てどうなるのだからという心配をしておつたけれども、来たけれどもたいしたことはない、金がかつたら払わなければいい

じゃないかというので、結局また公取が入る前よりも延びているという事実を私はつかんでるわけですが、そうしたことを見ますと、結局、公正取引委員会というのは何の効力もないのじゃないかというところも言つておる人もあるわけですが、もう少しはつきりした取り調べ、あるいはまた勧告といふんですか、勧告でも、金のないところへ何べん払えといつても勧告にならぬと思ひます。すなわちあなたのほうの立場じゃないと思ひますけれども、こうした一つ一つについて通産省のほうに連絡も、あるいはまた金融措置ですか、そういうこともやらなければならぬ。それでなければ、ただ勧告してやれやれといったところで、金がないというところで、それだつたら結局何にもならなかつたということになります。そういう面について現在どういうふうに行つてゐるか、それをひとつお聞かせ願ひたい。

○吉田(文)政府委員 お答え申し上げます。確かに申し上げるとおりに、勧告したけれども支払い遅延がなくなるまでかなり長期間にわたるといふようなケースもございします。私どものほうといたしましては、親のほうも支払い能力がある限り、これは違反でございしますから、できるだけ早く払えというところで、毎月支払い実績の報告書をとつておられます。毎月、毎月その支払い改善の状況を厳重に監視して、できるだけ早く支払い遅延がなくなるように心がけておるわけでございますが、おっしゃるとおり、その期間が支払い能力等の点で少し長くなつておるというふうなケースもございします。もちろん、これは下請法の関係は、公取だけではございしません、中小企業庁も共同で検査等をやつておるわけでございます。おっしゃられました点については、今後とも支払いの促進をきびしくすると同時に、関係官庁、中小企業庁等に連絡をいたしまして、資金面についてもめんどろを見てやるようにということに努力をいたしたいというふうに考えております。

○岡本委員 この中小企業信用保険法、これはりっぱなものとはいへませんが、必要なものではないかというので、結局また公取が入る前よりも延びているという事実を私はつかんでるわけですが、そうしたことを見ますと、結局、公正取引委員会というのは何の効力もないのじゃないかというところも言つておる人もあるわけですが、もう少しはつきりした取り調べ、あるいはまた勧告といふんですか、勧告でも、金のないところへ何べん払えといつても勧告にならぬと思ひます。すなわちあなたのほうの立場じゃないと思ひますけれども、こうした一つ一つについて通産省のほうに連絡も、あるいはまた金融措置ですか、そういうこともやらなければならぬ。それでなければ、ただ勧告してやれやれといったところで、金がないというところで、それだつたら結局何にもならなかつたということになります。そういう面について現在どういうふうに行つてゐるか、それをひとつお聞かせ願ひたい。

のでありますが、こういうものが必要だということとは、結局、売り掛け代金が入つてこないから必要になつてくるのです。ですから、この法案を審議するにあつて、やはりその周辺のものを、要するに、そうした下請代金の遅延を防止するといふことにすれば非常に効力がある。したがつて、そういう面をおろそかにしながらこつちばかりやつても何にもならない、こういうことを私は聞いてゐるわけだ。

そこで、中小企業庁長官は、公取のほうから、こういう会社がこうなつてゐるといふようなことを聞いて、そしてその親企業、要するに大企業に対して融資の道とか、あるいはこうしたらいいというふうな指導をなさつたかどうか。いま私は事務局長さんから聞いて、中小企業庁のほうにも言つたといふけれども、おそらくその下請企業に対してはいろいろなことをするかわかりませんが、これはちよつとおかしい、もっとこういうふうにしたらどうかというふうな指導はしてゐないと思ひます。そこに、いまあなたが申し上げたように、支払い能力がなかつたらどうしようもない、こういうことになれば、これはどうも、支払い能力がありますというところを言うところはないと思ひます。

そこで大臣に、ひとつ英断をもつてやつていただきたいことは、こうした親企業、大企業の中小企業、下請企業に対する支払いを促進するために、やはりいろいろな指導が必要だと思ひます。この法案を見ましても、勧告するとか、あるいはまた罰金だつて三万円です。罰金で三万円なんていたしたことはありませんから、一ぺんに済めばそれでいいじゃないかというふうなことにないか。また、新聞の報道を見ましても、「不況のシワ寄せで苦境の下請保護に本腰、公取委」、こういうふうに出ておられますけれども、この法律によつては限度があるわけですが、したがつて、そういう大企業に対しての、支払いを促進するためにどういうふうな指導を今後なさる

か、あるいはまた、それに対して力を入れていかれるかどうか、それについてひとつ。

○宮澤國務大臣 これは先ほどお話のごさじました、いわゆる歩積み両建てといったようなことと性質上似ている部分がございますので、いわゆる弱いといわれる者が、もうこれで自分は一切廃業するということを覚悟の上でこの事業を持ち出しますならば、かなり有効に法律の規定も働くのでありますけれども、なかなかそこまで思い切るといことが、弱いものの立場としてむずかしい。そこで結局、ずいぶん公取もこれは御苦願つておるわけですが、やはり抜き打ちで立ち入り検査をする、そういうことが、比較的有効な方法なのではないでしょうか。そういうことによつて現実の事業をつかみまして、それによつて法律の規定を働かせる。これは大きいところを幾つかやりまして、世間的にもかなり見せしめになることとございますから、そういうことが一番有効な方法ではないでしょうか。他方で、これも歩積み両建てと同じようなことでありますけれども、そのような、いわゆる企業信用というものが不当にあふらむような経済政策というものは、なるべくとらないでいくことがほんとうなのでございまして、そういう全体の経済政策のかじ取りも、非常に基本的な一つ関連をすることだというふうに思います。

それからもう一つ、中小企業がいろいろな意味で弱いものといわれる立場から脱皮をして、強いものになっていく。そのためには、御承知のような、いろいろないままで講じている措置もございまして、また法律もつくってまいりましたが、そういうことで、一方的な切り捨てごめんのような立場にあることを防ぎ、強くなるということ。数年前に比べますと、かなり現実には強くなつてまいりました。それでも、今度程度の不況がございまして、前回ほどではないにしても、やはりそういうことになる。やはり強くなる、強くするということも、私は根本的な改善策ではないかというふうに思っております。

○岡本委員 大臣、外へ出られていたから、ちょっとわからなかったのかもわかりませんけれども、私の言ったのは、いま公取のほうでいろいろと調べたわけですよ。そして不法行為といひますか、なかなか払ってないところがある。払う能力のあるところは逐次やっているというけれども、払う能力のないところはしつこくたががないのだというような考え方なんです。それに対しては、その大企業、親企業に対して、ある程度——これは公取から、融資とかいろいろな、そういうものの指導はできないと思うのです。ですから、通産省としてその大企業に対して、こういうあれもあるのじゃないか、もう少しこういうふうにしただろうかというふうな指導と申しますか、これを行なつていただきますと——いま大臣は、なかなか下請企業がそれを言つてこないからわからないというふうな話だったのですが、これはもうすでに調べてわかつているわけですよ。ところが、支払能力がないといつて引き延ばすところ——大体、いま手形は六カ月あるいは七カ月というふうに、ぐつとまた延びてきておるのです。やはり金融引き締めがきいておりますからね。そういう面で、公取が入ったところが、また延びておるといふようなことでは、これは何にもならない。したがって、もう少し技術的な、前向きな親企業に對するところの指導というものが必要ではないか、こういうふうに私は思うのですが、その点についていかがですか。

○宮澤國務大臣 法律に禁ぜられておることをやつておれば、これはもう法律で処断することが一番いいのであります。検取をおくらせるなんというところは、もっともこれはどうほろむたいな行為でございましてから問題にならぬのでございまして、やはり一般的な金融財政政策といったようなものを適正にやるといふことに帰着をいたすのではないかと、ふうに思ひます。

○岡本委員 どうもこの下請代金支払遅延等防止法で取り締まりましても、たいしたことないのですよ。結局しり抜けになつておるわけですよ。三万円の罰金なんです。ということは、大企業、親企業としても、支払う能力があるところは払うけれども、ないところは払えない、いまの公取の調査によりましてこういうことなんです。親企業に対しての指導は、もっと強力に通産当局から——中小企業庁といひましても、中小企業庁は小さな下請の中小企業のそれしかできませんから、そのもの大企業に対する行政指導というものは、やはり大臣のほうから、その局からやつていただくかぬとできないのじゃないか、こういうふうなふうに思うのですが、その点について前向きに取り組んでいただくかどうか、これをひとつお聞きしたい。

○宮澤國務大臣 その点は、下請代金支払遅延等防止法を適正に、厳格に守らなければならぬ、これは常に企業に言つておるところでございます。さて、それ以上の指導ということになりますと、たとえば一見大企業を助けてやるような金融政策といったようなことになつてしまふおそれがございます。それはいろいろの意味でどうもやりたくない。支払能力がないのに注文して、それをまたあとから政府が救つてやるというふうなことは、どうも適当なことではないという面がございまして、罰金は何万円にいたしまして、大企業にとつて下請代金支払遅延等防止法で罰則を受けたというところは、非常な恥辱でございまして、これは罰金の多寡によりませんので、やはり具体的にそういう事実を露見して処罰していくということが、一番効果のある方法ではないかと私は思ひます。

○岡本委員 じゃ公取の事務局長さんに聞きますが、四十五年度中に処分をされて罰金を受けたところの企業は、何企業ございましてか。

○吉田(文)政府委員 お答え申し上げます。下請法の罰則と申しますと、その支払い遅延等につきましたは勧告をいたしまして、勧告に従わなかつた場合に公表というところになつております。公表が罰則であるか——罰則的な意味を持つておるのじゃないかと思ひますが、罰金等の規定もございまして。第十條にございまして、これは、「第三條の規定による書面を交付しなかつたとき」とか、あるいは「第五條の規定による書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成したとき」に罰則がございまして。いままで、勧告に従わなかつた、勧告どおりにやらなかつたといふことで公表した例はございせん。それから、もし勧告に従わなかつた場合、公表するから、あるいは場合に依つては審判というところで審判手続を開始いたしました、それによつて違反であるといふことになれば、審決を出すわけですよ。審決違反に對しましては、懲役三年以下といふような罰則はございまして、ただ、いままでは公表を行なつたことはございせん。

○岡本委員 大臣、そういうことです。まことに簡単にお答えされたのでありますけれども、いままで一ぺんも公表されてないのです。それから、審決といひますけれども、そのときこそ、先ほど大臣がおっしゃつたように、その会社の取引はもうやめだといふことになつて初めて、審決とかそういう裁判のようなことはできます。大企業に對して、健全な企業に對して私はそれ以上の措置をするという考えはない、これはよくわかりまされども、そういう下請代金の遅延防止を強力に、通産省のほうでいろいろと補助金を出したり——あるいは中には、よく見ますと、ほとんど通産省関係から天下つておるところがずいぶんあるわけですから、どんどんとそういうことを指導できない、あるいはまた勧告できないといふことはなかつたと思ひます。したがって、大臣のほうでほんとうに、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、これは中小企業を守らうという考えだと思ひますが、それと並行して、日本の國の九九・四％の中小企業を守らなければ、やはり日本の産業に大きなそごを来たすのじゃないか、こういうことを考えますと、大臣、もう一ぺんその点を一考していただきたい。考えて、そしていろいろ手段はあるかと思ひますが、これについての前向

○岡本委員 そこで、特恵対策、こういうことも考えますと、相当企業基盤というものを強力にしなければならぬじゃないか。また、通産省で、政府のほうでいろいろ考えているところの、協業化あるいは事業合併、こういうことになってまいりますと、どうしても中堅企業になってしまふ。そうすると、そうしたところのいままでのような対策を受けられないということになって、ジレンマになってくるということ、非常に頭打ちが将来来るのではないか。そういうことを考えますと、中小企業の範囲を広げるとか、あるいはまたこれを三段階にするか、そろそろそういうところの施策が必要ではないか。大蔵の主計から来てますね。それで、いま大臣も非常に伸び率を気にしていらつしやるわけです、一一・何%だったから非常に困るということ。いろいろな予算がある中の、中小企業に対するところの予算、それから農林漁業に対するところの予算、これについてひとつ比較、こういうことをお答え願いたい。

○徳田説明員 お答えいたします。

中小企業関係の予算と農林関係の予算の対比、こういう御質問でございますが、御存じのとおり、一般会計予算の伸びは、四十六年度予算一八・四%でございます。このうち、農林関係の予算でございますが、これは食糧管理費四千六百三十三億円を含めまして一兆八百六十億円でございます。前年に対しては、伸びは一八・三%でございます。なお、これに対して中小企業対策費の伸びでございますが、全部で四十六年度予算では五百七十九億円でございます。この伸びは、一応総額で見ますと一五・一%でございますが、先生御承知のとおり、大蔵省所管の出資、補助金が若干いろいろございますので、その点を除きまして考えますと、前年の伸び一九・一%に對しまして、本年の伸びは二〇・八%になっております。なお、中小企業対策費の大宗を占めます中小企業振興事業団の出資は、二五%の伸びになってるわけでございます。なお、御承知のとおり、このほか財政投融资もございまして、これは

三機関向けで五千六百四十二億円でございます。これは一八・八%の伸び、このようになっております。

○岡本委員 私の言わんとするところは、農林漁業に就業していらつしやる数は九百四十六万人、中小企業に就業しているのは二千七百三十三万。そうすると、それに対して予算が、食糧を引きまして農林のほうは一兆三千億、中小企業のはうは五百七十九億、約五百八十億ですね。財投を見ましても、農林漁業のほうは二千五百億、それから中小企業のはうは五千九百、約六千億でありますけれども、全体を見ますと、中小企業のはうに就業している人が約二倍以上、二・八倍ですか、こういうことであるのに、中小企業に対するところの予算というものは、いままでの対策が非常に少なかった。そこで、伸び率、伸び率というふうなことは、話にならないと思うのです。したがって今後、いまも私通産大臣に話しておいたことをあなたお聞きになったと思うのですが、大中小というふうな三つのグループに分けなければならぬ時代に入ってきたわけですが、それに対する予算配分を今後相当考えなければならぬじゃないか。ただ、いままでの伸び率に対して何ぼ伸びました、何ぼ伸びました、これでは、五年、十年前と相当変わってきておるわけですから、その点についてあなたのお考えをひとつお聞かせ願いたい。

○徳田説明員 お答えいたします。先生御指摘のとおり、確かに中小企業、特にいままでのような定義での中小企業につきましては、それが適当であるかどうかという問題はございまして、また中小企業、中堅企業を含まして、産業構造の高度化とか、あるいは経済の国際化の進展という基本的な潮流のほかに、先ほど先生御指摘になりましたように、特恵問題とか、あるいは最近の日本問題とか、不況産業とか、あるいは当面する諸問題が非常に多くあるわけでございます。このような内外の経済情勢の変化に對処いたしまして、このような中小企業あるいは中堅企業の近代化、高度化を促進することは、非常に大事

なことであると考えられます。このうち、特に中小企業につきましては、先ほど申し上げましたように、十分な配慮をいたしまして、一応、伸び率という表現が適当であるかどうかわかりませんが、四十六年度予算につきましては十分な配慮を行なったわけでございますが、しかし今後、先ほど申し上げました経済構造の高度化その他いろいろ変動もございしますので、先生の御指摘の趣旨を十分承りまして検討を進めたい、このように考えております。

○岡本委員 その点、四十三年度を見ましても、農林漁業では総販売額が五兆六千億、中小企業では製造業が二兆三兆九千億、それから商業では四十兆八千四百億ですが、これぐらいの差があるわけですが、それに対して予算が少くない。これは中小企業に何ぼやかましく言ってみても、もとの予算が少ないと、これはいろんな対策がでないわけですから、特に次の予算編成についても考慮していただきたい、これだけ言っておきます。

そこで、今度の信用保険法の一部改正の第三条、この中に、「信用保証協会を相手方として、当該保証協会が中小企業者の銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、こういうふうになつていまして、数がありましたが、今度変わりますので、「政令で定める金融機関」というのが入っておるわけですが、この「政令で定める金融機関」とはどういうものが入ったのか、これをひとつお聞かせ願いたい。

○吉光政府委員 今回、法律で規定してあります事項を政令に委任することといたしたいということで、この提案をいたしておるわけでございますけれども、政令で規定してあります場合、現在法律で規定いたしております金融機関は、これはすべて指定するつもりでございます。そしてさらに追加いたしまして、現在、確実に追加することをおきまして、現在、信用協同組合連合会、これを追加いたしたいと思っております。この連合会は、すでに発足いたしまして、最近におきましては、中小企業者との間の金融取引というものが、相当量ふえております。したがって早急に指定をいたしたい、こういう考え方でござい

ます。

○岡本委員 政令事項と申しますのは、法案を審議したときと、今度はいよいよ実行されるときとの非常に食い違い、こういうものを私は今度の公害国会でしばしば見ましたし、また、いままです審議してきた中で、せっかくいろいろ意見も言いますと変わっているわけで、「政令で定める」というふうに政令委任してしまふと、これは憲法で保障されているわけですが、非常にぐあいが悪い場合がある。いままですのうしろに信用協同組合連合会をなせ入れなかったのか。今度はじゃまくさいから政令にしてしまえというふうなことになるのか。これではますます官僚政治になってしまふ。その点についてどういう考えなのか、ひとつお聞かせ願いたい。

○吉光政府委員 確かに、最も厳密に規定いたしますとすれば、法律で規定いたすということが一つの方法であったわけでございます。ただ、信用保証関係の適用対象となる金融機関でございますが、関係上、やはりこのように経済情勢が激しく変動いたしてまいりますと、あるいは金融機関につきましてもいろいろの動きがあるわけでございます。また、中小企業者が融資を受けておる金融機関も、だんだんと範囲を拡大しつつある状況でございます。そういうふうな事態に迅速に即応いたしたいという考えから政令に委任をお願いいたしておるわけでございます。実は現在これと同種の制度でございます農林信用保証保険あるいは中小漁業融資保証保険制度等におきましても、対象金融機関は政令で定めるところになっておりますので、そういう経済情勢に迅速に即応し得るよう政令に委任をお願いいたしたい、こういう考え方でございまして、これを縮小して運用するというふうな気持ちは、毛頭ございません。

○岡本委員 私は悪く考えますと、いままです農林中金とかいろいろ名前が出てくるわけですが、

れども、政令委任ですから、もうかつてにはずすこともできるし、非常にそういう心配があるわけですが、いまあなたの答弁では、ふやすことはあつても減らすことはないという事は確約はなさつたと思うので、これはそれでけっこうです。

次に、ちょっと先ほどの戻りますけれども、中小企業基本法の中には公害防止対策というものが一つも入っていないわけですが、これはやはり将来基本法の中に入れなければならないのじゃないか。たとえば、これは大臣が一番よく御存じだと思ふのですが、電気・ガス事業法の中に公害対策というものは入ってなかった。そのために今度お入れになって改正をした。こんなに公害対策がやかましくいわれるようになったら、この基本法の中にもこういう条項が必要ではなからうか、こういうふうに思うのですが、いかがですか。

○吉光政府委員 御承知のとおり、中小企業基本法の定義の中には公害問題について触れておられないわけでございますけれども、公害対策基本法の中で、第三条で全体としての事業者の責務等が書かれておるわけでございますが、特に中小企業に對します国の配慮というふうなことにつきまして、公害対策基本法のはうの二十四条に、国及び地方公共団体は事業者の公害防止施設の整備について金融上、税制上その他の措置を講ずるに当たり、中小企業に對し特別の配慮をしなければならない、こういう意味の規定がすでに触れられておるわけでございます。したがって、私どもは、この公害防止基本法の精神ののっとりまして、いろいろと金融、税制その他の助成措置を講じておるところでございます。中小企業基本法の中に重複して入れるところまでではないで、もいいたくないであらうか。すでに公害基本法の中に十分にその方針が宣明されておるというふうに了解いたしておるところでございます。

○岡本委員 そういふようにお答えになるだらうと思つた。この中小企業基本法二十四条には――改正するとき、あの法案出すときに、私が主張

して入れたのですからわかりますけれども、それならば、公害対策基本法の中に、企業は公害対策を行なうことがきつちつと明確になっておるのに、ガス・電気事業法の中になぜ入れたか、こうなるわけです。それは二重じゃないか、こういうことになるわけですから、やはり将来この中小企業基本法の中にも、公害防止政策というものを入れなければならぬ時代が来るのじゃないか。片一方は二重に入れた、片一方は入れなくてもいいというやうな答弁では、もう一つ私は納得いかない。いかがですか。

○宮澤國務大臣 それはちよつと理屈になりますけれども、電気事業法あるいはガス事業法、これは一種の規制法でございますから、規制をする立場から申しますと、公害というものを特にききりいなければならぬ、こういう意識がございましたかと思ひます。そのほかに電気、ガスというものは、ことに電力は公害を起こしやすいというのが現実の問題としてございすからなほさういふ規定を持っておるのが適當ではないかということであつたかと思ひます。中小企業基本法は助成法でございますから、特に中小企業だけが公害云々というやうな問題ではありせんので、企業一般の義務でございすから、それを助成するという中小企業基本法、そういう性格があるのではないだらうか。だから、しつて申しますと、第一条に「中小企業者の自主的な努力を助長し」というところがございますが、こういうところで、企業として公害防止をする義務がある、そういうことに努力をする義務がある、それに国は助長をするのだ、こういうことの関連になるのではないかと思ひます。

○岡本委員 これは、そういうことをやっておると、議論ばかりになりまして前に進みませんが、確かに、中小企業基本法は助成法です。そうすると、中小企業の公害防止に對しての助成も、ここにうたうておかなければならぬ。なぜかなれば、それは基本法の中にそれは入っておるから、

公害対策基本法の中に入っておるからいいじゃないか。しからば、私が先ほど言ひましたように、電気・ガス事業法の中にも、これは規制法でございますけれども入つておる。ですから、これはそういうことになりまして、一つの理屈、議論ばかりになつてしまひますけれども、こればかりやつておるとなんですから、次の機会にべん慎重に考えていただく。基本法の改正ですから、私どももここでもう一べん考えてやらなければならぬと考へておりますが、これはひとつよく検討していただきたい。検討事項にしておきます。

そこで次は、公害防止保険を新設したけれども、この中身を見ますと、担保のないところの企業、こういうものに対する公害防止の助成、また、公害防止をしなければこれは企業は動かさないわけですし、そういうことを考えますと、担保のないもの、もう一つは、担保にすでに入つて二番、三番になつておるものに対してはその担保力を認めて、そして信用保険法を適用することとができるのか、この二点についてひとつお聞かせ願ひたい。

○吉光政府委員 公害防止施設につきましても、これがいわゆる特別小口として新しく限度引き上げを認められれば、八十万円になりますけれども、その範囲内におきまして公害防止施設をつくるというふうなことでございすれば、これは当然に、現在の特別小口制度、これは無担保、無保証でございすますが、適用されるわけでございます。また、三百万円までは無担保、担保がなくともいいというふうなことになる制度がございすけれども、この無担保保険につきまして、これを利用して公害防止施設をつくるということができるわけでございます。それから、さらに大きな額になりまして、二千万円を限度として別ワでこれができるというふうなことを規定いたしておるわけでございますけれども、この際におきまして、たとえば担保の点につきましては、従前から、保証関係におきましては、特にその点について

て注意をして運営をいたしておるわけでございますが、普通の金融機関が見ます担保価値よりか、より現実に即した担保価値の測定をしておるといふ点が第一でございます。それから、後順位の抵当権を設定して担保をとるというふうなことも、保証協会の保証の中で認められておるわけでございます。そういう意味で、こういう信用保証制度全体が実はそういう立て方になつておるわけでございますので、したがって、そういう担保力という点につきましては、中小企業者にとりましては、非常に有用に、あるいは有効にこの制度が活用できる、そういう仕組みになつておるものと考へております。

○岡本委員 そういふ仕組みになつておることとありますけれども、実は三機関のほうでそういうことを認めるのかどうか。それから、たいがい不動産鑑定士の鑑定書の七割から八割くらいしか担保能力として見ないのが普通なんです。公害保険の場合は、そうではなくして、十分にその担保力として見るように指導するのか。この点についてひとつお聞かせ願ひたい。

○吉光政府委員 ただいま私がお答え申し上げましたのは、この信用保証制度の中におきまして担保の見方という点について、お答え申し上げたわけでございます。いま、三機関について、こういう御指摘がございました。現在、政府関係三機関も金融機関でございすので、一応原則として担保をとつております。もちろん国民金融公庫に、三百万円以下につきましては無担保で融資という制度があるわけでございますけれども、そういう例外的な措置を除きましては、三機関のほうも担保をとつておるというのが現状でございます。ただ、この政府関係中小企業三機関は、ある一つの政策目的をもつて設置された機構でございます。したがって、担保を設定するにいたしまして、一般の金融機関と違つた、要するに中小企業者の状況を十分に理解した上で担保を設定するといふやうな方針で現在まで仕事をやってまいつておりますので、したがって、三機関関係が担

保をとり過ぎる、あるいはまた、他の金融機関より甘くなっていると思えますけれども、よりきびしいとかいうふうなことはないものと信じております。

○岡本委員 保証協会に保証してもらうのも、無担保、無保証は別として、そんなわずかな金では、公害対策の機器とか、あるいはそういう設備は、なかなかできないわけです。あなたのほうの調査では、そんなにきびしくなっていないのだというふうな考えですが、ほんとうはそうではないのです。先ほどあなたから答えがあったように、担保の設定、あるいはそういうものに對しては、十分にひとつ見てやるように指示をしていたきたい。これは要望しておきます。

それから次に、通産省が、中小企業の公害をほんとうになくそう、こういうように考えておられるならば、この際、公害保険のてん補率につきましても、特別小口は、やはり少なくとも八〇%——ほんとは九〇%と私は言いたいのですけれども、そのくらいにしないと、なかなか保証協会の保証も受けられにくい。その点について長官はどういうように考えておられるか。先ほどの中村委員に對してのお答えは、一べん七〇%でやってみてということですが、やってみてそれからにしますというのではなくて、それならば、ここで大蔵ともう一べん折衝しててん補率をふやす、そのかわり公害対策をびしとやられるというふうな、かちつとしたところの法律をつくらなければならぬ、こういうふうにも思うのですが、その点についてのお答えを願いたい。

○吉光政府委員 てん補率七〇%につきましても、けさほどもお答え申し上げたところでございすけれども、現在の保険体系におきましては、御承知のとおり七〇%というのは基本的なルールでございす。そしてその七〇%というものが、保険公庫と保証協会との間に一定着いたしておるといふふうに考えておるところでございす。もちろん、御指摘の中にございすように、特別小口あるいは無担保保険というふうな、特に小

額で金額を小さく限定いたしましたして、ある特定の場合のみに限定いたしましたして、こういうてん補率八〇%というふうな制度を設けておるわけでございますけれども、これは、危険の発生度、事故の発生が非常に強いということを前提に置いて、てん補率を八〇%ということにいたしておるわけでございます。

公害防止施設につきましても、これは実は設置いたしますのは事業者のほうでございすけれども、その事業者の設備投資の一環として、本来公害防止施設を設置すべき責務を有しておるといふふうに考えるわけでございます。そういうふうなものを設置いたします場合、事業採算なしにというふうなことは一応は考えられないのではないであらうか。これはもちろん設置しなければならぬものでございす。そういうふうな観点等から考えました場合に、むしろ中小企業者にとって必要なのは、保証料率をどう低くしてやるかというところのほうがいりやうなものであらうか、こういう考え方をいたしたわけでございます。したがって、保険料率も通常の保険料率より安い料率を適用いたしたい、こう考えておるところでございます。

それから、現在三十二の協会ですでにその協会独自の公害防止保険というふうな制度をつくっておられます。これは現在、こういう保険公庫の中における特別の保険制度がございせんので、普通の制度の運用としておやりになっておるわけでございます。そういう現在すでに三十二の保証協会がこういう制度をおつくりになっておられるものに対しては、国で新たにこういう制度ができて低保険料率というふうなことでこの制度が運用されるというところは、保証協会にとりましても一つの励みになるであらう、こういうふうな感でございまして、そういうところから、この基本原則ののちとしまして七〇%というふうなところをきめたわけでございます。もちろん、これは運用した後におきまして、ほんとうに事故が多く出てきて保証協会自身の體質を弱体化するもので

あるかどうかというふうなことは、これはいまから後の試みでございすので、予測しがたいわけでございますけれども、現状におきましてはこれだけ十分いけるのではないであらうか、こういうふうな判断をいたしておるわけでございます。

○岡本委員 これは企業がしつかりしておいて、そして公害防止をするのではないのです。公害防止をしない企業はやっていけない。たとえばメッキ工場にしまして、どんどん告発されて、そしてやむにやまれず公害防止をしなければならぬというふうな現状ですね。これは確かに長官言つたように、公害防止もしないで企業をやつていけるのはおかしいのじゃないかというふうなお話でありますけれども、そうではなくして、それは確かにそうだけれども、こうして現実を見ると、やはり公害防止をしなければ営業はできない。同時にまた、それをしてもらわれないと、一般の住民がたまらない。要するにそのほうに危険がいくわけですね。ですから公害倒産がどんどん出ている。こういうことになれば、災害あるいはまた、あなたがおっしゃつたように、危険な状態、そういうところに対してはてん補率を上げていけるのだということではあります、大体同じ趣旨ではないかということになるわけですが、それでなければ、現実に保証協会でなかなか保証しないです。てん補率が多ければこれは何とかやろうということでは、少ないとなかなかやらない。ということは、先ほど私が申しましたように、結局公害対策が進まぬ、こういうことでありますから、これもなかなか考えを変えないというふうな考へえのようでありませうけれども、先ほどあなたから話があったように、保険料もまだきまつていない、これはきまつてなくても低いほうにきめようと考えておるといふことでこの法律案を審議しておる、こういうことになれば、これはきめなかつたて同じことになるじゃないか。てん補率だけきめておいて保険料率は低いほうにきめましようというのであれば、結局同じことじゃないかと思ひますので、このてん補率については再度考慮す

る考へがあるか、その点についてひとつ伺いた

い。

○吉光政府委員 保険料率をできるだけ低い率でありますが、現実にいま関係方面と折衝いたしておりますが、現在の普通保険、これが日歩二厘一毛でございますけれども、無担保保険は日歩一厘五毛でございます。この中間くらいにおさまるよう料率を定めたいというふうなことで、したがって、これは、近代化保険を下回ります、そういうふうな中間的な段階の保険料率を設定したいということ、現在折衝をいたしておるところでございます。

○岡本委員 これもほんとうは、特別小口の一厘、これくらいの保険料ですれば、保証協会のほうも非常にどんと貸し付けができるわけですよ。ですから、公害防止に対する態度、根本の基の方針というものが定まつてなくて、いままでと同じような金融の考え方であれば、これはほんとうの公害防止にならないから、それを言つておるわけですね。

もう一つ、ずっと聞いておりますと、小口保険の無担保、無保証の件もありましたが、これなんか見ましても、現在五十万ですけれども、いま平均四十万ぐらいだ、というのは全部値切られていくのです。五十万申し込んで、二十万とか三十万とかに値切られておる、そういうところもあるのです。そうすると、必要な設備、あるいは必要な資金の半分ということになりましたら、結局、高利のものを借りてこなければならぬがなくなる。そういうものによつてとうとう事故を起こして保証協会に迷惑をかけている、こういう現実もあるわけですね。したがって私は、公害対策というところをほんとうにあなたがお考えになるならば、これはてん補率も引き上げ、それから保証料にしましても、最低の一厘、ここあたりから、大蔵省とも折衝して、あるいは関係方面とも折衝しておさめてこなければならぬじゃないか。公害対策のことですから大事な問題なんだ、だからいままでの

ような考え方は相ならないのじゃないか、こういうふうに思うのですが、長官の御意見はいかがですか。

○吉光政府委員 公害防止施設の積極的な設置につきましても、あらゆる手段、方法を尽くしてこれを助成してまいりたいという考えは、全く私も同じでございます。あらゆる手段、方法を尽くしまして、積極的な助成をはかってまいりたいと考えておるところでございます。いまのてん補率あるいは保険料率、そういう点につきまして、これはいろいろの角度から判断いたしまして、同時にてん補率につきましては、信用保証協会と保険公庫との関係でもあるというふうなことから、保険公庫のほう、あるいは保証協会のほうの御意見もお伺いいたしたわけであります。したがういまして、私はこれですべて十分だと腹をたたくというふうな、そういう気持ちではなくて、むしろやはり、できるものをできるところから早くスタートいたしたい、そうしてそれを実際に早く使っていただきたい、こういうことを念願しておるわけであります。したがういまして、出発いたしました後に、事故その他の点におきまして、普通の保険に比べて相当事故率があるというふうなことであれば、これは当然にその段階で、それらの資料に基づきましてこれを改正していくという点には、やぶさかでないわけでございまして、したがういまして、さしあたりのところ、早くこれらを出発させ、早く利用していただきたい、こういう感じでお提案申し上げておるところでございます。

○岡本委員 一歩譲りまして、早くこの金融をして公害防止をしたいという考えであれば、ほんとうはそこまで下げて万全を期してやるべきが普通であります。

それからもう一つ、あなたは事故率を見てと言われるが、これは大きな考え違いだと私は思うのです。要するに、事故のあるようなところは、保証協会はなるべく保証しないようにするのです。そうではなくて、どれだけ必要だという——そうした中小企業の、たとえばメッキ工場とかい

ろいなどところがないぶんあるのです。そうした必要などところを調べてやらなければ、事故率で見たのでは、これは全然話が違います。要するに、保証協会のしぼったために貸してももらえなければ事故は出てこないのですから、その点ひとつ考えをあらためていただいて、そうして再検討していただく、こういうふうにお答え願いたいのですが、いかがですか。

○吉光政府委員 私の説明が少し舌足らずであつたかと思ひます。事故率というふうに申し上げましたのは、現実には公害防止保証を受けて、そしてそれで金を借り防止施設をつくって、それで返せなくなつてまいりというふうな意味での事故率、これが信用保証協会の経理に影響してまいります。したがういまして、そういうふうな公害防止保証を受けた人に限つて特別に事故が多くなるようなことはないのであるというふうな感じでおるわけでございますけれども、現実にはこれがどういうふうな事態になつてまいりますかわからない事項であるわけでございます。そういう観点から私は事故率ということをお願いしたわけでございます。あくまでもこれは経理上の意味で申し上げたわけでございます。何も公害防止施設をつくった人に事故が多くなるのかというふうな意味で申し上げたわけではないわけでございます。その点は訂正させていただきます。

同時に、何も私も七〇％で、先ほどもお答え申し上げましたように、すでに絶対だいいじょうぶだと言ひ切るだけの自信も実は——いまの段階ではこれでいけると思つておりますけれども、将来ともこれでいけるといふふうな性格のもではないのであらうというふうな点につきましては、お説のとおりでございます。したがういまして、将来のそういう運用状況等を見ました上で、上げるべきものは上げる、こういう態度ははっきりさせておく必要があらうか、こういうふうに考えるわけでございます。

○岡本委員 中小企業に対するところの育成、助成の法律がたくさんありますけれども、結局、現

実の姿は、ほとんど使えないような三機関、わけでも信用保証協会が一番有効に働いておるようになっているわけですが、それが非常にしぼられたものじゃ、これはもうほんとうに何もしてほめられないと同じことであるということで、中小企業は相当税金を払つておるわけですが、今度は、補助なりそうした育成になりまして非常に少ないというところを考えますと、若干事故が起きるかも知れぬけれども、公害対策になりすれば、これはひとつ相当前向きな姿勢でやらなければならぬというところを強く申し上げるをしておきます。

そこで、この貸し付けに關しまして、公害部長、公害防止機器のリースをあなたのほうはやつておるわけですが、これは融資期間が三年、したがういまして三年で回収するということですが、ユーザーのほうには五年ということになりますけれども、大体中小企業では、こういう公害防止機器を償却するについては、どうしても十年から十五年、たとへば一千万の機械をつけまして、年に百万しか利益がなかったら十年から二十年、これは返せないわけですよ。そうすると、そんな商売はやめてボーリングでもやろう、こういうことになつてしまふ。したがういましてほんとうに公害防止をやろうとすれば、この融資期間というものをやはり考えなければならぬのじゃないかというふうに私は思ふのですが、いかがですか。

○森口政府委員 お答え申し上げます。

中小企業が公害防止設備をいたします際に、いろいろの制度がございます。まず、公害防止事業団から必要な資金の貸し付けを受けることもできます。あるいは中小企業金融公庫、あるいは国民金融公庫等につきましても、設備資金の貸し付けについては中小企業者に特別な配慮を払つておるところでございます。公害防止機器のリースは、特に中小企業者を対象としてつくられておる制度ではないわけでございますけれども、機器リース自体は、一つの経費が損金で落ちるといふようなメリットもありまして、中小企業者の間で利用する人が多いこともまた事実でございます。

先生御案内のように、防止機器のリース等については、現在リース会社の中小企業に対する融資期間というのは五年が最高のもので、大体三年ないし五年というふうな間で定められておりますが、現在の段階では、リースの制度自体としては、他制度との均衡から見てもこの期間では十分でなからうかというふうに考えられるわけでございますが、なお御指摘の趣もございまして、本制度の運用の実態を見まして、必要があれば検討を加えてまいりたいというふうに思つております。

○岡本委員 これは現実の問題ですけれども、公害防止機器というものをリースするということは非常にいいことです。特に中小企業はそうしてやらないければ、資金を融通していただいても、どんなものをつけていいかわからない。完全なそういう技術者がいないわけですよ。したがういまして、この公害防止機器のリースは中小企業だけではないというところですが、中小企業に対しては公害防止の機器のリースが一番いいことであります。しかしそれに対して、住宅だったら十五年から二十年、こういうことになれば、なぜ大事な公害対策に対して、どうしてもやらなければならぬ国全体の施策として環境庁をつくらうという時代に、ちよつとこういう政策をやつていふ時代、ものをやつていふことでは、これは話にならないと思ふのです。ですから、完全なものをやはりやらなければならぬ、やるならばやるので、こういうことで私は提案を申し上げたわけですが、まあ、あなたのほうももう一度考える、そして考慮してやるということですから、これ以上は言いません。

大臣、先ほどから実は、この公害防止保険の融資、こういうことで長官にも意見を申し上げ、またいろいろ聞いたわけですが、公害防止に關するところの融資制度を見ますと、融資期間が十年以内、据置き期間が、これは公害防止事業団ですけれども、一年以内。それから、たとえば国民金

融公庫から借りますと十年以内であるとか、それから据え置き期間が二年以内とこうなるのです。この以内ということばは、これはどうでも金融機関で判断ができるのです。たとえば、公害防止の機器をつけるにつきまして融資していただきまして、これはすぐに利益が出るものじゃないのです。ところが、いよいよ融資していただくときに、これは、金融機関と借りるほうの中小企業との関係で、銀行のほうから、あるいは金融機関から、どうしても以内で返せ、こうなりまして、据え置き期間というものが、以内ということばがいふん差がある。そう言う、いや、これは早く返したほうがいいのだから、返せる能力があるところは返したいというように考えられますけれども、返せる能力がなくても、金融をしてもらうときに、据え置き期間は二年以内だから一年から返せと、こう言われまして返さざるを得ないことになるのです。したがって、この以内ということばをひとつここでははずしたほうがいいのじゃないか。そうでないとかえて保証協会にも迷惑をかける、また金融を受けているところに対して迷惑をかけるということになるのではないかと思うのですが、この点についてのお考えはいかがですか。

○宮澤国務大臣 一般に中小企業の公害防止のための施設に関するところの貸し出しが、いままで考えております金融のベースに乗るか乗らないかということには、確かに私は、御指摘のように問題があるのではないだろうかと思っております。思っておりますが、ただいまのところ、とにかく金融に乗ってみたいということ、こういうことをいたしておる、したがって、先ほどからてん補率の問題も御指摘がありましたし、期間につきましても、同様の御観点から御指摘であろうと思っております。それは、おそらく私と同じように、公害防止施設に対する金融貸し出しというものが、いままで考えておった金融というものとかなり性格的に違ふのじゃないかというお考えをお持ちだからではないだろうか。私自身も、そういうことを実は一方では考えておりますので、御質問の意味はよくわかります。しかし、さしずめこういう制度で出発をしてみたい。それによつて、これがうまくいくようにしたい。それによつて、こんなことでありますし、もつと条件を緩和しなければならぬということであれば、またそれも考えてみなければならぬと、とにかくてん補率七割というのは従来の標準でございまして、こういうこともやり、また以内ということばは、いま御指摘の御趣旨にもかんがみまして、できるだけ有利なほう、というのはいっばいということばでございまして、そのように指導してまいりたいと思っております。これを、以内をとりまして何年と確定をいたしますことは、貸し出しの内容によりまして、必ずしもそれを固着しないほうがいいという場合があるかと思ひますので、法律案としては以内ということばをお願いいたしておきまして、指導は実際には、なるべく借りるほうに有利な、そういう指導をいたしてまいりたいかかと考えております。

○岡本委員 大臣、実際に私も中小企業をやったことがありますが、よくわかるのですけれども、法律は以内になっていきますから、これでもない、あなたのところは貸しません、こうなりまして、やはり公害防止をやらなければ発表されるので、結局無理するのです。無理をして、結局、金融が回らなくなつて倒れてしまふ、そして保証協会に迷惑をかける、こういうことにならざるを得ない。ですから私はいま提案をしたわけですが、これも、いま大臣が特に、この以内ということばについては指導する、逆の指導をして、早くしてしまふということでは全然話にならないのです。が、そうじゃないと思ひますが、時間もあれです。から、いま大臣がお答えになったが、私も、現実はどうなるのかという推移を見守りたい、こう思っております。

それからもう一つ、この公害保険ができてしまふと利用されにくいのは、定款倍率の問題で、結局基金が五億しかなければ二百五十億の保証能力しかないわけですね。大体、いま見ておきますと、四十倍とか四十五倍とかいっておりますけれども、公害防止がやかましくいわれておりますから、今後この公害保険が活用されてくるようになつてくると、一般の保証に支障を来たすのではないかと、そういうことを考えると、この基金を大きくするか、定款倍率を大きくするか。この二つしかないわけですが、まずこの基金をふやすというように指導し、あるいはまたその基金の増額について自治省はどのような助成をするのか、これに対してひとつお聞かせいただきたい。

○長野政府委員 信用保証協会の問題につきましては、これは地方団体の出捐金を協会にどういふふうに出すかというふうなことで、私も常に中小企業庁ともよく御相談を申し上げまして、そして目的は、お話のございましたように、保証業務の充実をはかりましたに行なうわけでございます。四十六年度におきましても、これらの出捐金についての財源措置の強化をはかることにいたしまして、中小企業庁との話し合いの上で、交付税措置をいたしまして、府県、市町村合わせて三十二億円の措置をいたしております。これは結果におきまして、中小企業庁と十分お話を遂げた上でのごとでございます。今後とも充実につとめてまいりたい、こういうことでございます。

○岡本委員 長野財政局長、この三十二億円――三府四十三県と昔は言いましたけれども、一都二府四十三県あって、各県に保証協会があるわけですね。いま兵庫県の場合を見ましても大体五億円、これに一億も入らぬようなことでは非常に少ないのではないかと。それでは、この公害防止保険がございまして保証がでないということになります。れば、結局は使えないのじゃないか、こういうことを非常に心配するわけですが、それ以外に何かほかの指導あるいはまた助成措置、こういうものがあるのかどうか。

○長野政府委員 四十六年度の最高保証債務残高は一兆六千三百三十二億円ということになっておりまして、そういうことと基本財産に見合ひまして、そして貸し出しのワクというものを中小企業庁とも御相談をいたしますが、むしろ中小企業庁の御方針に私どもも従ひまして、そうして措置をいたしておるわけでございます。したがって、その点では一応保証はできるものと考えております。

○岡本委員 長官、何か中小企業庁の意向に従つてやるそうですが、いまのわずかな各自自治体に一億も出ないようなことでは、保証協会の基金というものはできないと思うのです。この基金を集めるのに保証協会の理事長がどんなに苦労していても、この基金がふえないと、大蔵省で定款倍率を押えておるわけですから、何かほかの原資をふやしても保証ができない。したがって架空の法律をつくるということになる。だから、その点を中小企業庁としては、どういふふうな自治省に対して要求もし、自治省に対して指導するか、これについてひとつ聞かしていただきたい。

○吉光政府委員 地方公共団体が保証協会に出捐をしていただくわけでございますけれども、この出捐を促進いたしますために、毎年度私どもは自治省のほうと、いろいろ交付税の算定基準等につきまして御相談を申し上げておるところでございます。従来とも自治省とよく連絡をとりながら、現実の事情に合うような額をきめてもらつておるわけでございます。したがって、これもさらに将来とも積極的に推進をしてまいりたいと思っております。

それから現在の定款倍率でございます。これはお話のように保証の規模が定款倍率でございまして、そういうふうな関係があるわけでございますが、現実の姿から見ました場合の定款の倍率、五十倍に近いところというのは大阪府が一つだけございまして、その他につきましては、まだ余裕を残しておるような状況でございます。しかしながらこれは、ほんとうに保証の実需に應じて実際に切りかえていく必要があるわけでございます。定款倍率があるからこれが妨げになるというふうなと

ころにつきましましては、申請を待ちましてその実需に合うように措置してまいりたいと考えております。

○岡本委員 それは強く要望しておきます。

次に自治省の首藤参事官に。ほんとうに国あげて公害防止をしなければならぬという時代に入ってきたので、不動産取得税、あるいは公害防止機器の固定資産税の非課税、こういうものの措置について、騒音、振動、悪臭、こういうものの公害防止施設についてはまだ適用されてないのですが、これについての将来の考え方、これをひとつお聞かせ願いたい。

○首藤説明員 お答え申し上げます。

公害防止施設に關します地方税の減免関係でございますが、これは御承知のように、一次的には当該企業が持つものではございますけれども、公害の実情にかんがみまして地方団体も大いに援助すべきもの、こういう考え方、従来からも努力をしてきたところでございます。

やり方は二つございまして、非課税にいたしておりますものと、それから課税標準の特例というところで税額を減税いたしておりますものと、二つ主として固定資産税であるわけでございまして、非課税になっておりますのは、法令上、たとえば義務施設でなければならぬ施設であるとか、当該企業の利益に直接に關係のない施設、そして非課税にすることによってその普及の促進がでると思われもの、こういったものを非課税にいたしております。その他の施設で特に必要があるものと認められるものは、課税標準の特例、従前は大体二分の一にまでおつたわけでございます。それを今四十六年はさらに強化をいたしまして、非課税關係の規定に、ばい煙防止施設、水質汚濁の防止施設、そういうものを加えてまいっております。それから課税標準の特例につきましても、この範囲を拡大してまいっているところでございます。

それから御指摘の不動産取得税でございますが、この不動産取得税は、御案内のように、償却

資産にはもとより課税が適用されないものでございますので、わりに該当が少のうございます。しかしながら、現在、不動産取得税におきましては、公害防止事業団等がその設置、譲渡をいたしましたばい煙処理施設、こういうものについては不動産取得税を非課税としている、こういうことでございます。

○岡本委員 時間もあれですから、これはひとつ大臣に要求をして、また交渉をしていただきたいのですけれども、この公害防止については、たとえば不動産ですが、私、実態を見ますと、たとえばメッキ工場、これはもういま場所がないわけですから、そうすると、どうしてもそれだけの場所を買わないと公害防止施設ができない。それから公害防止の施設というものは、これは利益を生むものでありません。したがって、強力な非課税の処置をしませんと、結局中小企業が行き詰まってこの保証協会の御迷惑をかける。あるいはまたそれ自体が倒れてしまふということでありまして、ほんとうに公害防止に取り組むということになれば、これはいまのところ、さしあたってそうしなければならぬじゃないか、こういうふうに私は考えるのですが、大臣のお考えをひとつ。

○宮澤国務大臣 自治省のほうもいろいろ御理解を持っておられるようでありますので、なお協議をして、御指摘のような目的に沿うようにやってまいりたい、努力をいたしたいと存じます。

○岡本委員 大臣、この歩積み両建てがやはりまだ行なわれている。たとえば商工中金の姫路支店なんかでは、私は実態を握っておるわけですが、今後特にこういうところに対しては調査をして、そうして中小企業を守っていく、それでなければ、結局いろいろなところにしわ寄せが来るということもひとつ意見を申し上げて御意見を承りたい。

○宮澤国務大臣 その点は、先ほど中村委員から詳しく御指摘があり、私並びに大蔵省の政府委員からも詳しく申し上げましたとおりでありまして、遺憾ながらそういう実態がなお存在している

と考えられます。そこで大蔵省においても、いわゆる抜き打ち検査等々の方法によりましてその現状を把握するとともに、改善方に鋭意努力をいたしておられますので、私どもも、中小企業があるいは公正取引委員会等々と御一緒に、そういう実態をできるだけ早く解消したい、こういう努力を続けてまいりたいと思っております。先刻実は詳しくその辺申し上げましたので、速記録等により御参照願いたいと存じます。

○岡本委員 これはさいぜんのを参照せいで言われても、私あまり参照にならないので、特にもう一度強力に調べてやっていただきたい。あとでまた次の委員会のときに聞かしていただきます。

そこで次に、せっかく大蔵省からおいでになっているのに、いままですべてもらつてきよう帰っていただくわけにいきませんので、そこで簡単に申し上げます、個人事業の事業主控除が今度四万円引き上げて三十六万円になった。しかしこれを見ますと、民間の給与に準じた、公務員の独身初任者の年収、まあ本俸と賞与だけを比較をしても、中卒で四十七万円、高卒で五十六万円、大学卒で六十二万円、こういうような年収であるのに、個人企業をやっておるところの事業主の控除は三十六万円という。これはどうも私、納得がいかない。したがって、この本法を適用していろいろと中小企業に対して施策を講じまして、こうした矛盾があればまずいのではないかと、こう思うので、ひとつこの点をただしておきたいと思うのです。

○吉田(太)政府委員 ただいま先生のお話のことは、おそらく地方税の事業主控除のことではないかと思ひます。ただ事業主報酬のお話でございまして、むしろ私、大蔵省といたしましては、したので、むしろ私、大蔵省といたしましては、ことし提案をいたしております事業主特別経費準備金について申し上げたほうがいいかと考えております。

これは準備金を、所得の五%、十万円を限度として、老後の保障のために準備をさすという制度でございまして、むしろ、事業主報酬につきましましては地方税でございまして、自治省のほうから御

説明さしていただきたいと思ひます。

○首藤説明員 お答え申し上げます。

御指摘の点は個人事業税におきまして事業主控除のことかと思ひます。本年の改正によりまして、御案内のように、事業主控除は、四万円引き上げまして三十六万円ということになったわけでございまして、この三十六万円は、現在、青申におきまして専従者控除の実績等を勘案をいたしまして定めたものでございまして、御案内のように、事業税そのものが、法人税とか所得税と違ひまして、所得課税の形態ではございまして、地方団体における受益の度合いに応じた物税という性格を持っておりまして関係上、できるだけ低所得者の税負担を軽減をいたす方針であるわけでございまして、その方法として事業主控除を採用しておりますわけでございまして。

○岡本委員 事業主の控除について、これは考え方が個人事業者の勤労所得と同じ——ほんとうはこれは撤廃してもらいたいくらいなんです。したがって、いまあなたのお話を聞くと、私どもの考え方とずいぶん相違がある。ひとつこの点はもう一度再考してもらいたい。——あまり外野席やかしからあれしなすけれども……

次に大蔵省に。事業主が所得税を申告する、すなわち青色申告者ですね。これに対する控除が、給与所得者との間に非常に問題があるのではないかと。青色申告者の事業主の控除と給料の所得と、どういふように差別があるのか。事業主のほうは、なるほどいろいろ必要経費を引いておられますけれども、個人的な必要経費、こういうものが引かれてない。したがって、事業主控除について再考する考えがあるか。これはよくわかつておると思ひますから、ひとつこの点についてお聞かせ願ひたい。

○吉田(太)政府委員 事業主報酬を認めよという御趣旨かと思ひます。ただ個人事業者につきましては、必要経費をいたしまして、事業の収入を得るに必要な経費は、これを経費として控除することになったしております。給与所得の控除につきま

しては、給与所得者が給与を得るに必要な経費を概算的に控除しておるといふ制度でございまして、両方それぞれの目的に従ってその制度をつくっておるわけでございます。事業主報酬につきまして、さらに給与所得控除を認めるといふことにつきましては、これは現在の所得税制の基本に触れる問題でございまして、今日のところこれを認める考えはございません。

○岡本委員 それはけしからぬことです。給与所得者は必要経費として引いているのを——まあ、こまかく言うとおれですが、たとえば、友だちのつき合ひだとか、あるいはまた冠婚葬祭のいゝるような費用、こういうものが控除の中に入っている。ところが事業主にはそれが入っていない。事業主のほうには、それ以外の税金を払った中からそれをやらなければならぬ。したがってこれは再考する必要がある。またやかましいですから、これは次の機会にがっちりこの問題については論議をしたいと思ひます。

最後に大臣に。本法を施行されても、いまだ実際に、保証協会に申し込み、あるいはまたそうしたものを利用しようとしても、非常に制約をされる。あるいはまた手続が非常に複雑であります。したがって十分活用ができるように取り扱うことについて大臣の御決意をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 この制度は、中小企業者に対していろいろ経済的な金融上の援助を与えるという効果はもちろんといたしまして、もう少し深く社会の安定ということに非常に貢献し得る、じみでありまされども、生きて使える制度だといふふうに考えております。それにしても、じみでありまされども、世の中あまり注目を浴びておりません。制度としては非常に大切な制度であります。これを円滑に動かすためには、やはり何と云つても公庫が滞滞なく保険金を払うということが大切なことなでありますけれども、過去に保険財政上危機を招いたりしたことがあったりいたしまして、なかなかその運営が必ずしも円滑でない例があるのではないかと。私もがわからないう隠れたところに、いろいろあるのではないかと。そういうところに、実は観察をいたしておりますので、そういうことをよほどよく私も気がつながら、ほんとうに生かして使いますならば、たいへんに役に立つ制度である、こういうふうに考えておりますから、そういう心がまえで運営をいたしてまいりたいと思つておるわけでございます。この点も午前中中村委員にやや詳しく申し上げたわけでございますけれども、そのような心がまえで運営してまいりたいと思ひます。

○八田委員 長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○八田委員 長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○八田委員 長 次に、本法律案に対し浦野幸男君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○中村(重)委員 簡単ですから読みさせていただきます。

ただいま議題になりました自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党共同提案にかかる附帯決議案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、公害防止保険のてん補率を百分の八十に引上げ、特別小口保険の付保限度額を百万円に引上げるよう検討すること。

二、中小企業信用保険公庫の融資基金及び保険準備基金の拡充に努め、また保険金支払事務の迅速化を図るとともに、日本共同証券財団の信用保証協会に対する融資については、その安定性を確保するよう十分配慮すること。

三、信用保証協会の保証付き貸付金利について、その引下げを確実に実施するよう厳重に指導すること。

四、信用保証協会について、保証料率の引下げ及び保証料徴収方法の改善を指導するとともに、事務能率の向上を図ること。

附帯決議案の各項目につきましては、質疑の過程におきましてすでに御了承のことと存じますが、説明を省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○八田委員 長 これにて趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員 長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められております。これを許します。宮澤通商産業大臣。

○宮澤国務大臣 ただいまの御決議につきまして、御趣旨を十分尊重いたしまして善処いたします。

○八田委員 長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○八田委員 長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○八田委員 長 次回は、明後十二日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

昭和四十六年三月二十六日印刷

昭和四十六年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局